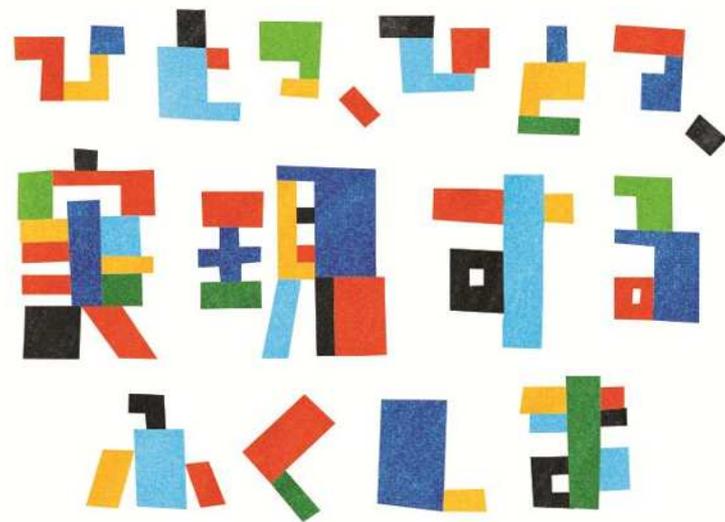


令和4年度主要事業PR版



令和4年4月1日
福島県農林水産部

目 次

※ **新規**：令和4年度新規事業

一新：令和3年度事業内容を見直し内容を追加して構築した事業

I 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化		
1	福島県営農再開支援事業【農業振興課】	1
2	原子力被災12市町村農業者支援事業【農業振興課】	8
3	被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】	10
4	福島県高付加価値産地展開支援事業【農業振興課】	12
5	避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】	14
6	放射性物質除去・低減技術開発事業【農業振興課】	16
7	放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）【森林計画課】	
8	放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）【水産課】	
9	放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）【水産課】	
10	ふくしま復興農地利用集積対策事業【農業担い手課】	18
11	企業農業参入サポート強化事業（復興）【農業担い手課】	20
12	農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】	22
13	農業近代化資金融通対策事業（復興）【農業経済課】	24
14	農家経営安定資金融通対策事業（復興）【農業経済課】	27
15	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】	30
16	米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業【水田畑作課】	32
17	肉用牛全頭安全対策推進事業【畜産課】	34
18	新規 ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業【水産課】	35
19	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】	37
20	一新 水産物流通対策事業【水産課】	39
21	漁場復旧対策支援事業【水産課】	42
22	共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】	44
23	復興基盤実施計画【農村計画課】	46
24	復興基盤総合整備事業【農村基盤整備課】	48
25	ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】	50
26	営農再開支援水利施設等保全事業【農地管理課】	52
27	ふくしま森林再生事業【森林整備課】	53
28	広葉樹林再生事業【森林整備課】	55
29	放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】	57
30	安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】	59
31	里山再生事業【森林保全課】	61

32	森林環境モニタリング調査事業【森林保全課】	63
II	多様な担い手の確保・育成	
33	新規 ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業【農業担い手課】	65
34	新規 農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業【農業担い手課】	68
35	地域農業担い手育成支援強化事業【農業担い手課】	70
36	新規 ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業【農業担い手課】	73
37	新規 新規就農者育成総合対策事業【農業担い手課】	75
38	農業短期大学校施設統合整備事業【農業担い手課】	78
39	ふくしま有機農業ひとつづくり強化支援事業【環境保全農業課】	81
40	ふくしまの園芸人育成・魅力発信事業【園芸課】	83
41	新規 福島県次世代漁業人材育成確保支援事業【水産課】	85
42	林業人材育成事業【森林計画課】	87
III	生産基盤の確保・整備と試験研究の推進	
43	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業【農業振興課】	89
44	福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業【森林計画課】	91
45	福島イノベ構想に基づく水産先端技術展開事業【水産課】	93
46	福島県産農産物競争力強化事業（研究）【農業振興課】	95
47	農地利用集積対策事業【農業担い手課】	97
48	農村環境整備事業実施計画【農村計画課】	101
49	農地中間管理機構関連農地整備事業 他【農村基盤整備課】	103
50	県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 他【農村基盤整備課】	105
51	県営農業農村施設維持管理事業 他【農村基盤整備課】	107
52	基幹水利施設管理事業 他【農地管理課】	109
IV	需要を創出する流通・販売戦略の実践	
53	第三者認証GAP取得等促進事業【環境保全農業課】	110
54	農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】	112
55	ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課】	114
56	一新 ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課】	116
57	ふくしま‘食の基本’推進事業【農産物流通課】	122
58	ふくしま米生産情報発信事業【水田畑作課】	124
59	新規 「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【園芸課】	126
60	園芸グローバル産地育成強化事業【園芸課】	129
61	新規 地域特産活用産地づくり支援事業【園芸課】	131
62	福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】	134
V	戦略的な生産活動の展開	
63	スマート農業プロセスイノベーション推進事業【農業振興課】	137
64	新規 スマート農業の展開に向けた導入支援事業【農業振興課】	139

65	新規 みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業【環境保全農業課】	141
66	一新 環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】	143
67	新規 みどりの食料システム戦略推進交付金事業【環境保全農業課・農業振興課】	146
68	新規 土地利用型作物作付拡大推進事業【水田畑作課】	149
69	オリジナルふくしま水田農業推進事業【水田畑作課】	151
70	新規 福島米生産意欲向上支援緊急対策事業【水田畑作課】	154
71	畑作物の産地形成・強化事業【水田畑作課】	156
72	新規 水田麦・大豆産地生産性向上事業【水田畑作課】	158
73	新規 園芸生産拠点育成支援事業【園芸課】	160
74	新規 果樹園地継承促進事業【園芸課】	163
75	新規 県育成品種種苗安定供給事業【園芸課】	165
76	新規 県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業【園芸課】	167
77	風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業【園芸課】	169
78	ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業【園芸課】	171
79	産地生産基盤パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	173
80	園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	175
81	産地生産力強化総合対策事業【園芸課】	177
82	「福島牛」AI肥育確立事業【畜産課】	179
83	ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】	181
84	畜産競争力強化対策整備事業【畜産課】	189
85	自給飼料生産復活推進事業【畜産課】	191
86	第12回全国和牛能力共進会出品対策事業（肉用牛産地復活推進事業）【畜産課】	193
87	一新 栽培漁業振興対策事業【水産課】	195
88	さけ資源増殖事業【水産課】	197
VI 活力と魅力ある農山漁村の創生		
89	ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業【農林企画課】	199
90	新規 農林水産業情報発信強化事業【農林企画課】	201
91	新規 みんなでつなぐ誇れる中山間地域等農業推進事業【農業振興課】	202
92	一新 鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】	204
93	地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】	207
94	中山間地域等直接支払事業【農村振興課】	210
95	多面的機能支払事業【農村振興課】	211
96	中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）【農村振興課】	212
97	遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】	213
98	「ふくしまの棚田」活性化事業【農村振興課】	214
99	防災ダム事業 他【農村基盤整備課】	216
100	地すべり対策事業 他【農村基盤整備課】	218

101	海岸保全施設整備事業【農村基盤整備課】	220
102	ため池等整備事業 他【農地管理課】	222
103	防災重点農業用ため池評価事業 他【農地管理課】	224
104	森林とのきずな事業【森林計画課】	226
105	森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）【森林計画課】	228
106	治山事業（復興創生）【森林保全課】	230
107	治山事業（一般治山事業）【森林保全課】	232

福島県営農再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原発事故により、農作物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 除染後農地等の保全管理
原則、除染作業が完了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地であって、営農が再開されるまでの間、当該農地における除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策
避難地域等の営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣対策のため、被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組を支援する。
- (3) 放れ畜対策
東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等を実施する。
- (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証
 - ア 稲の実証栽培
令和4年産稲の作付再開準備区域等において、区域内に農地を有する農家等が帰還後に安心して水稻栽培を再開できる技術体系を実証する取組を支援する。
 - イ 野菜等の出荷等制限解除
避難指示解除準備区域等において、ホウレンソウ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科花蕾類、カブ等の出荷制限等の解除に向けた実証栽培を行う。
 - ウ 野菜、花き及び飼料作物の実証栽培
避難指示解除準備区域等において、野菜、花き及び飼料作物の営農再開に向け、収量・品質を確保する栽培管理等の手法を実施するための取組を支援する。
 - エ 家畜の飼養実証
地域畜産の営農再開に向けて、安全な畜産物が生産出来ることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援する。
 - オ 実証研究
避難区域等において、農業者の営農再開に対する不安を払拭することで地域の営農再開等を進めるため、県が地域の協力のもと、営農再開を希望する現地ほ場において、既存研究成果等を活用した実証栽培を行う。
- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を作業受託組織等が一時的に水稻、大豆、飼料作物などを栽培して管理耕作する場合に必要な農業機械の導入等を支援する。
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
放射性物質が付着した糶すり機等を使用することにより、農産物が放射性物質に汚染されること防止するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組や糶すり機等のとも洗いに係る経費を支援する。
- (7) 新たな農業への転換支援
土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組を支援する。

- (8) 家畜の導入支援
 営農再開等に必要となる家畜の導入に係る経費を支援する。
- (9) 水稻の作付再開支援
 除染が終了した水田のうち、次年度に作付が再開される見込みの水田について、水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための代かき、獣害により損傷を受けた畦畔の修復に係る取組を支援する。
- (10) 除染後農地の地力回復支援
 ア 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復
 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援する。
 イ 大型機械による深耕
 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援する。
- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
 避難指示区域等の営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援する。
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援
 ア 大規模な営農再開拠点の構築
 農業生産法人等が、市町村、農業協同組合、機械メーカー及び流通事業者等と連携し、大規模な営農営農再開拠点を構築するための先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等の取組を支援する。
 イ 大規模な営農再開拠点の構築体制の推進
 アの成果の普及・啓発活動を実施する。
- (13) 放射性物質の吸収抑制対策

3

土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、カリ質肥料等の施用、低吸収品目・品種等への転換、果樹等の改植・剪定、反転耕・深耕の対策を支援する。

- (14) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備
 放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に実施するため、土壌・農産物等の分析、カリ散布状況等を記載した台帳の整備や現地調査の実施などの取組を支援する。
- (15) 特認事業
 原子力発電所事故によって中止を余儀なくされた農産物生産の再開及び出荷制限等の解除への取組を阻害する課題に迅速に対応するための取組を支援する。
 ア 営農再開に向けた復興組合支援
 復興組合等が営農再開に向けた農地の保全管理等の事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。
 イ 稲作生産環境再生対策
 作付中止期間に獣害により損傷した畦畔等の修復や追加的に必要となった雑草等の防除のほか、避難区域等以外の地域における交差汚染を防止するための初すり機等のとも洗いなどの取組を支援する。
 ウ 農業者の安全管理支援
 農業者が安心して営農できるよう、放射線に関する健康講座の開催のほか、農作物・農地土壌等の放射性物質に関する調査、分析の取組を支援する。
 エ 斑点米対策
 カメムシ類による斑点米の被害に対応するため、色彩選別機のリース経費を支援する。
 オ 作付再開水田の漏水対策
 長期間にわたって水稻の作付を休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援する。
 カ 「たらのめ」生産再開支援
 避難地域等において管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援する。

4

- キ 作付再開に伴う水稻苗の供給支援
米全量生産出荷管理等の対象区域において、水稻苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の区域内への輸送に必要な掛かり増し経費を支援する。
- ク 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
避難指示解除区域で除染後農地を活用した飼料作物の作付と、生産された飼料の県内流通に必要な供給体制の整備、飼料分析等を支援する。
- ケ 除染後牧草の品質・生産性回復対策
原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壌分析結果に基づく苦土石灰の施用を支援する。
- コ 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施支援
県が市町村と連携し、イノシシ、ニホンザル等の生息状況等の把握などにより、対象地域内の状況を踏まえた総合的な対策を講じる体制整備を支援する。
- サ 集落単位等で農地を作付管理する地域への支援
集落ぐるみでの地域営農の再構築を図るため、実践モデルほ場の設置や農業用機械のリース導入、農地の作付管理等を支援する。
- シ 避難区域等における農業者等の確保支援
避難区域等における新規就農や企業参入等の実現可能性を把握し、地域営農再開ビジョン等へ反映していくため、活用可能な支援策等の調査、就農・参入モデルの策定、就農・参入上の課題・要望調査、地域の受け入れ体制の調査、各種調査結果や情報等のプラットフォームの構築の取組を支援する。
- ス 担い手への農地集積に向けた準備への支援
地域営農再開ビジョン等により担い手への農地集積が見込まれる農地について、当該農地における除草等の荒廃防止、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。
- セ 作付再開水田の均平化支援
新たに水稻等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型機械による乾土均平の取組を支援する。

5

- ソ 公共牧場等の再生利用支援
原発事故に起因して営農中断または自給飼料の生産・利用が行われていないことにより、荒廃または生産性が低下した公共牧場等の再生・利用再開に必要な取組を支援する。

- 3 事業実施主体 (1)、(4) のア、ウ、エ、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13) 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(2) 市町村、協議会等
(3)、(4) のイ、オ、(12) のイ 県
(8) 農業者、農業法人等
(11) 市町村、農業協同組合、協議会等
(12) のア 農業法人、農業協同組合等
(14)、(15) のウ 県、市町村、農業協同組合等
(15) のア、エ、ク 農業協同組合、農業者団体等
(15) のイ、オ、カ、ケ、シ、ス、セ、ソ 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(15) のコ 県
(15) のキ 市町村、農業協同組合等
(15) のサ 農業者団体等

4 予算額 4, 554, 348千円

5 補助率 定額、1/2以内等

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

福島県営農再開支援事業の活用イメージ

福島県農業振興課

営農再開に向けた条件整備

営農再開

農地管理	<ul style="list-style-type: none"> ●除染後農地等の安全管理（除草・地力増進作物の作付等） ○担い手への農地集積に向けた準備への支援 ：営農再開ビジョン等による担い手への農地集積に向けた準備としての除草・地力増進作物の作付等 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 ：避難農業者に代わり耕作するための管理費・農業機械のリース・レンタル ○集落等单位で農地を作付管理する地域への支援 ：座談会、実践モデル圃場の設置、検討会等・農業機械のリース・レンタル・農地の作付管理費
	<ul style="list-style-type: none"> ○営農再開に向けた復興組合支援（安全管理等に取り組む復興組合の運営事務経費） ○農業者の安全管理支援（農業者を対象とした健康講座） 	<ul style="list-style-type: none"> ○除染後農地の地力回復支援（堆肥等の調達・運搬・散布、土壌分析経費等、深耕に要する大型機械レンタル・雇用労賃等）
	<ul style="list-style-type: none"> ●営農再開に向けた作付・飼養実証 ：米・野菜・花き・飼料作物等の作付実証、乳牛・肉用牛の飼養実証等 ：県による展示ほの設置、現地検討会等 ●水稲の作付再開支援 ：通常営農に追加して実施する耕盤再形成のための代かき ：獣害により損傷を受けた畦畔の修復等 ○稲作生産環境再生対策（作付再開等水田における畦畔修復） ○作付再開水田の漏水対策（通常の営農に追加して実施する漏水対策経費） ○作付再開水田の均平化支援（大型機械による乾土均平） ●放射性物質の交差汚染防止対策（初すり機等の「とも洗い」、玄米等処分経費） 	<ul style="list-style-type: none"> ●先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 ：地域の営農の核となる新たな経営体等による先端技術の実装等 ●放射性物質の吸収抑制対策 ：吸収抑制資材の施用・低吸収品目・品種等への転換等 ●放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備 ：農産物等の分析、訪問指導に係る経費等 ○稲作生産環境再生対策（再掲） ：作付再開水田における追加して行う雑草、病害虫防除費 ○斑点米対策（色彩選別機のリース費用） ○水稲苗の供給支援（他市町村からの苗の輸送費）
再開支援	<ul style="list-style-type: none"> ○公共牧場等の再生利用支援（荒廃草地の刈払い、公共牧場の草地更新等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな農業への転換 ：農業用機械・施設のリース ：土地利用型作物の大区画化整地費用・園芸作物で新たに必要となる生産資機材 ●家畜の導入支援（家畜の導入経費） ○「たらのめ」生産再開支援（追加防除経費等） ○飼料生産供給対策（広域流通のための体制整備費、飼料分析経費） ○除染後牧草の品質・生産性回復対策（石灰資材の購入経費）
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣害被害防止緊急対策 ：被害防止活動（箱わなの設置等）、被害防止施設（電気柵・金網柵等）の整備、緩衝帯の設置等 ○被害防止対策パッケージ実施体制整備支援 ：イノシシ、ニホンザル等の生息状況調査、総合的な対策の立案 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難地域等における農業者等の確保支援（就農・参入に係る調査・検討の経費等） ●地域営農再開ビジョンの策定支援（農業者の意向調査、ビジョン策定に向けた検討会等） 	

原子力被災12市町村農業者支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入を支援する。

2 事業内容

- (1) 原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。
- ア 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
 - イ 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費
 - ウ 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

3 事業実施主体 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

4 予算額 809,445千円

5 補助率 3/4以内 上限1,000万円×3/4
(市町村が特に認める場合は、上限3,000万円×3/4)

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

原子力発電所事故の被災12市町村において、農業の再生を進めるため、営農再開に必要な初期経費を支援する。

支援内容

被災12市町村における営農再開及び規模拡大に必要な機械・施設の導入等を支援



農業用機械の導入



施設の導入

【支援対象】

被災12市町村で営農再開等を行う農業者
(新規就農者も対象)

【補助対象経費】

農業用機械、施設、果樹の新植・改植、
花き等の種苗 など

【補助率等】

補助率 **3/4以内**
補助対象経費の上限額 1,000万円
(市町村の特認の場合は3,000万円)

- 営農再開及び新たに営農を行う農業者の初期投資を大幅に軽減
- 農業者の自立を促進することにより、地域全体の復興を加速化

令和4年度当初予算
809,445千円

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

(1) 被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

ア 交付対象

・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設

・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。

3 事業実施主体 原子力災害により被災した市町村（12市町村）

4 予算額 5,610,636千円

5 補助率 3/4以内（別途、震災復興特別交付税措置予定）

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

被災地域農業復興総合支援事業(福島再生加速化交付金)

事業概要

原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

対象地域

原子力被災12市町村

交付団体

福島県

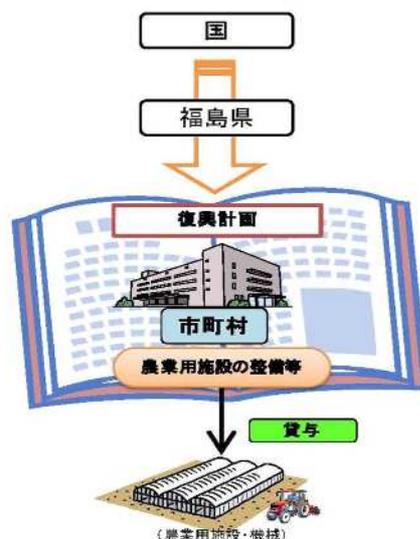
事業実施主体

市町村

国庫補助率等

国: 3/4、
事業実施主体: 1/4

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



11

福島県高付加価値産地展開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった産地（高付加価値産地）の創出に必要な施設整備等を支援する。

2 事業内容

- (1) 整備事業
高付加価値産地の拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の整備を支援する。
- (2) 推進事業
高付加価値産地の展開に必要な、機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入等に向けた調査・検証、出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた調査・検証、耕畜連携の推進、コントラクターの育成等を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 農業者団体、民間事業者等
- (2) 農業者団体、農業者、民間事業者等

4 予算額

6,708,791千円

5 補助率

- (1) 国3/4以内、県9/40内（震災復興特別交付税措置予定）
- (2) のうち機械リース 国3/4以内、県9/40以内（震災復興特別交付税措置予定）
- (2) のうち機械リース以外 定額

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

12

福島県高付加価値産地展開支援事業

(R4当初予算額：6,708,791千円)

背景

- ・避難地域の営農再開率は震災前の3割。
- ・農業の担い手の確保が極めて重要な課題。
- ・これまでの取組は市町村単位で、個々の経営体の点的な再開。
- ・農業産出額は、全県では震災前の9割まで回復しているが、避難地域では震災前の1割に停滞。

地域外から参入者を呼び込み、安心して営農ができる魅力的な農業を広域的に展開することが不可欠

販路を有する実需者等と連携した産地形成が必要

※農水省が令和2年7月に公表した「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を具体化するため、本事業を予算化。

事業内容

(1)整備事業（ハード事業） 6,450,600千円

○高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、民間事業者等
- ・国庫補助率：3/4
- ・県高上げ補助：9/40（震災復興特別交付税措置予定）

(2)推進事業（ソフト事業） 258,191千円

○高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、農業者、民間事業者等
- ・国庫補助率：機械リース 3/4、それ以外は定額
- ・県高上げ補助：機械リース 9/40（震災復興特別交付税措置予定）

国の高付加価値産地のイメージ

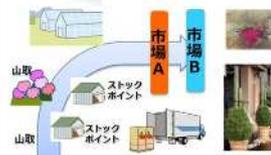
広域JAと米飯加工業者が連携した
パックご飯向け米産地



加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地



広域的な共同輸送でコストと品質を両立する切り枝産地



大規模酪農農場と肉用牛繁殖施設を核にした
福島県産牛地域内一貫生産



効果

営農再開の加速化、新たな産地の創出

避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

(1) 避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 事業実施主体

避難農業者（※直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 予 算 額

11,003千円

5 補 助 率

1/3以内
 (ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内)

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

避難農業者経営再開支援事業

【令和4年度予算額：11,003千円】

農業振興課

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

当面、帰還等の見通しがたたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援

避難農業者経営再開支援事業

①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

②事業の内容

- ・ 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- ・ 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

③事業実施主体

- ・ 避難元市町村（原子力被災12市町村）
- ・ 助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者

④対象経費

- ・ 農業用機械・家畜等の導入
- ・ 生産施設等の整備 など

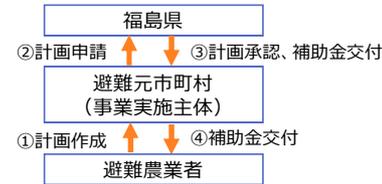
⑤補助額

【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

補助率*	帰還困難区域内農業者		帰還困難区域外農業者
	将来帰還する意向がある場合	将来帰還する意向がない場合	
3/4以内	3/4以内	1/3以内	1/3以内
1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

⑥事業の流れ



15

放射性物質除去・低減技術開発事業（継続）

1 趣 旨

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 農業における放射性物質の分布状況把握と除去・低減技術の確立
放射性物質の分布状況及び動態を明らかにするとともに、地域の課題に応じた農産物からの放射性物質の除去・低減技術、土壌改良資材等を用いた放射性物質の吸収抑制技術を開発する。
- (2) 放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立
森林内における放射性物質の動態を明らかにするとともに、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。
- (3) 放射性物質が海面及び内水面漁業に与える影響把握
海洋生物及び内水面魚類における放射性物質の移行、蓄積部位や蓄積・排出の過程を解明する。また、海底土壌中の放射性物質の動態調査に取り組む。

3 事業実施主体

県

4 予算額

76,220千円（農業）、25,633千円（森林林業）、
37,497千円（海面）、19,252千円（内水面）

5 事業実施期間

平成24年度～令和7年度

【 担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336
生産流通総室水産課 024-521-7376
森林林業総室森林計画課 024-521-7425 】

16

放射性物質除去・低減技術開発事業(H24～R7)

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の除去・低減等の技術を開発する。

農業（農業総合センター）

76,220千円

- 〈これまでの成果〉
- ・農地・果樹の除染技術の開発
 - ・カリ肥料による吸収抑制対策技術の確立
 - ・土壌や農作物中の放射性セシウム濃度の経時的变化の把握など

- 〈R4の研究内容〉
- 特定復興再生拠点区域等における農作物栽培のリスク評価
 - 除染後農地の地力回復技術の確立
 - カリ肥料施用量の最適化
 - 県内農地土壌の交換性カリ含量の実態解明
- など

海面(水産海洋研究センター・水産資源研究所)

37,497千円

- 〈これまでの成果〉
- ・ヒラメ等の放射性物質濃度の推移、低減状況の把握
 - ・松川浦の底質、魚介類に含まれる放射性物質濃度の低下傾向の把握
 - ・アオノリ加工工程での放射性セシウム低減対策の確立
 - ・海底土壌中放射性セシウム分布状況把握 など

- 〈R4の研究内容〉
- 海産魚類の放射性物質蓄積メカニズムの解明
 - 松川浦における放射性物質の影響低減手法の開発
 - 陸域から河口域における放射性物質の動態解明
 - 海底土壌中の放射性セシウム濃度推移予測手法の開発など

森林・林業（林業研究センター）

25,633千円

- 〈これまでの成果〉
- ・樹木や山菜の初期汚染実態の把握
 - ・コナラ萌芽枝やスギ材部の放射性セシウム濃度推移の把握
 - ・森林内の空間線量率低減手法の検討
 - ・スギ樹皮の放射性セシウム濃度簡易推定技術の開発 など

- 〈R4の研究内容〉
- コナラへの放射性セシウム移行抑制手法の検討
 - 山菜への放射性セシウム移行抑制手法の検討
 - きのご露地栽培における放射性物質汚染対策技術の確立
 - コナラ等広葉樹の利用推進に関する研究
- など

内水面（内水面水産試験場）

19,252千円

- 〈これまでの成果〉
- ・河川・湖沼に生息する魚類等の放射性物質濃度の推移、低下傾向の把握
 - ・アユ、ヤマメ、ウグイ等の放射性物質蓄積過程や濃度低下の特徴の把握
- など

- 〈R4の研究内容〉
- 河川・湖沼の魚類及び環境中の放射性物質モニタリング
 - 帰還困難区域等の河川・湖沼における放射性物質濃度の低下特性の把握
 - 淡水魚類の放射性セシウムの蓄積・排出過程の解明
- など

17

ふくしま復興農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画策定や農地中間管理事業の活用等により地域の担い手や参入企業等への農地の集積・集約化を促進する。

2 事業内容

(1) 復興再生農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が被災地域の農地を借受け、担い手への貸付けを促進するため、現地コーディネーター設置に係る経費等を助成する。

(2) 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合に、地域または農地の出し手に対して協力金を交付する。

ア 地域集積協力金

農地利用集積対策事業と同じ。ただし、一般地域でも中山間地域の単価が適用される。

イ 集約化奨励金

農地利用集積対策事業と同じ。

ウ 経営転換協力金

農地利用集積対策事業と同じ。ただし、令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据置き。

3 事業実施主体	2の(1)(公財)福島県農業振興公社、2の(2)市町村
4 予算額	132,000千円
5 補助率	2の(1)定額、2の(2)定額
6 事業実施期間	令和3年度～5年度

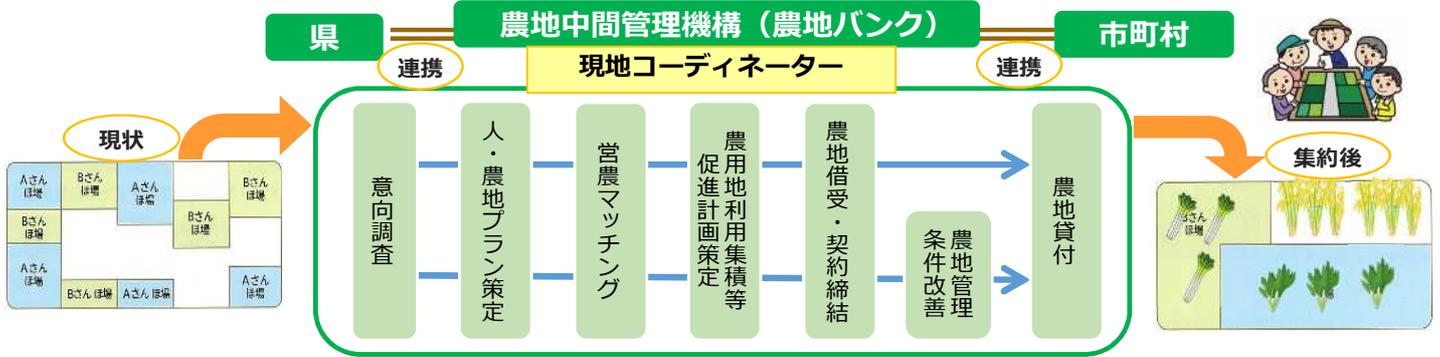
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

事業概要

被災12市町村において、担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構の現地コーディネーターの配置、地域でまとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合等の協力金を交付。

1 復興再生農地中間管理機構事業

被災12市町村に配置された現地コーディネーターが、県・市町村と連携し、人・農地プランの策定支援や農地の借受・貸付のマッチング、農用地利用集積等促進計画(案)の策定等に取り組み、担い手等への農地集積・集約化を促進



2 復興再生機構集積協力金交付事業

被災12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合、地域または農地の出し手に協力金を交付

(1) 地域集積協力金

機構への貸付又は農作業委託により、担い手への農地の集積に取り組む地域を支援。

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸または農作業受託により農地の集約化を図る場合に奨励金を交付。

(3) 経営転換協力金

リタイア等をする農業者が機構に10年以上農地を貸し付ける場合に協力金を交付。

企業農業参入サポート強化事業（復興）

1 趣 旨

浜通り地域等における農業分野への企業等の参入を支援し、本県農業の復興と多様な担い手の確保に資する。

2 事業内容

(1) 被災地再生農業参入支援事業

農業をイノベーション・コースト地域の成長産業と位置付け、スマート農業等を活用した新たな農業の展開と雇用創出による高付加価値・高収益農業を目指す企業等の参入を促進し、安定した農業生産と6次化まで含めた広域食料供給基地の構築に向けて、関係機関・団体、地域農業者と連携した活動を展開する。

3 事業実施主体 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

4 予算額 32,693千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

浜通り地域等への企業等農業参入の促進

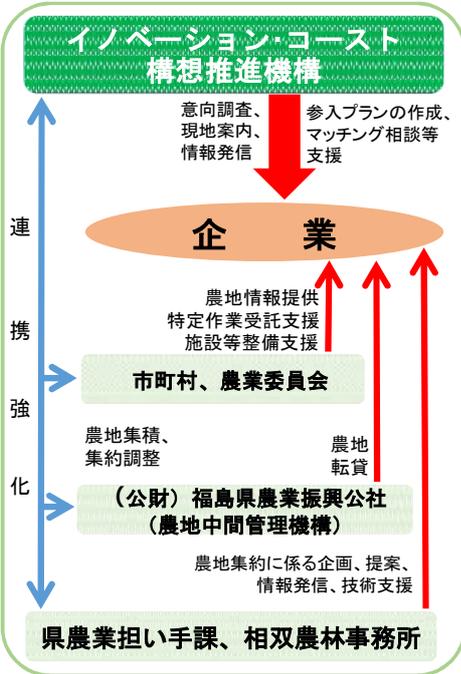
(イノベーション・コースト構想推進機構関連事業) (R3~R5)

農業担い手課

事業の必要性

- 浜通り地域等のうち被災12市町村の営農再開率は30%と震災前には遠く及んでいない。
- 夏期冷涼、冬期温暖な気象条件を生かした生産、販売と、スマート農業や再生エネルギーを活用した新たな農業の展開を目指す企業参入を促進。
- 企業からは集約された農地、地域の気象条件、雇用労力の確保や住居等情報など、参入に向けた課題、要望。
- 福島特措法の改正により県が利用集積計画の策定が可能となったことを踏まえ、従来の施設整備と併せて参入を強力に支援。

推進体制



課題

【参入希望の企業】

- まとまった農地の確保が困難(10ha/カ所程度)
- 市町村の地域情報が不足
- 新地域での生産管理に不安
- 労働力の確保が困難

【市町村】

- 企業情報(経営等)不足
- 農地所有者の賃借等に関する意向把握や調整に過大な労力
- 単独ではマッチング機会の創出が困難
- 企業参入を推進するノウハウ不足

福島復興再生特別措置法改正
福島再生加速化交付金、高付加価値産地構想等

必要な取組

1 参入意向企業支援

- 県、市町村、農地中間管理機構、イノベーション・コースト構想推進機構との連携強化
- 参入プランの策定支援
- 農地マッチング、現地案内等
- 調査ほ場の設置支援

2 情報収集

- 参入希望調査とリスト整理
- 参入見込み企業の経営内容など把握
- 農地情報の収集

3 情報発信

- 企業参入セミナー
- 参入企業の優良事例の紹介
- 市町村情報の収集と発信
- 県やイノベーション・コースト構想推進機構HPによる情報発信

新たな農業の展開と雇用創出、食料供給産地の創出

21

農業系汚染廃棄物処理事業(継続)

1 趣 旨

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

2 事業内容

(1) 農業系汚染廃棄物処理事業

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林産物及び副産物等の農業系汚染廃棄物を適正に保管するための一時保管場所の設置や、廃棄物及び周辺環境のモニタリング等の市町村等が計画した取り組みを支援するとともに、廃棄物の焼却等による減容処理終了後、一時保管に使用した資材の処分や農地の原状回復等の取り組みを支援する。

3 事業実施主体 市町村、民間団体等

4 予算額 40,758千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成23年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

農業系汚染廃棄物処理事業(継続)

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

対象となる農業系棄物

放射性物質に汚染された農林産物とその副産物、及び農業生産資材等(対象)
 ○暫定許容値以上のたい肥、果樹剪定枝
 ○給与制限値以上の稲わら・牧草
 ○その他:ほだ木など



農業生産の現場から、放射性物質を除去。

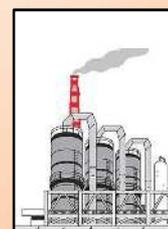
農林業の営農活動の継続を図る。

事業内容(支援の対象となる取り組み等)

- 事業実施主体:市町村、民間団体等
- 事業内容
 - ・農業系汚染廃棄物の運搬
 - ・農業系汚染廃棄物の一時保管場所の設置
 - ・農業系汚染廃棄物の焼却等の減容化等の処理
 - ・廃棄物及び周辺のモニタリング
 - ・廃棄物の管理計画策定、事前調査
 - ・一時保管場所の修繕・現状回復 など
- 補助率: 定額
(廃棄物の一時保管)



(モニタリング)



(減容化)

農業近代化資金融通対策事業(継続)

1 趣 旨

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料の一部を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大や営農再開した被災農業者の営農継続等を支援する。

2 事業内容

(1) 利子補給事業: 農協等融資機関に対して利子補給を行う。

区分	融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限(うち据置)
①一般資金	12億 5千万円	認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者(法人、集落営農組織を含む)等	金融情勢により変動	(個人) 1,800万円 ※知事特認 2億円 (法人・団体) 2億円 他	原則15年以内 (7年以内)
②復興	3億 6千万円	上記のうち、 原発事故の被災12市町村の農業者で営農再開し2年を経過した者等			

(2) 保証料補助事業: 福島県農業信用基金協会に対して保証料の一部を補助する。

②復興	補助対象: 借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料 補助条件: 一括前取方式を選択する場合
-----	---

3 事業実施主体

- (1) 利子補給事業: 農業協同組合等融資機関
- (2) 保証料補助事業: 福島県農業信用基金協会

4 予 算 額		①一般資金：61,411千円、②復興：14,625千円
		①一般資金 ②復興
	令和4年度 当初	61,411千円 14,625千円
	令和3年度 2月補正	53,091千円 11,621千円

- 5 補 助 率（利子補給率等）
- (1) 利子補給率 金融情勢により変動
 - (2) 保証料補助 借受者が支払う保証料の1/2

6 事業実施期間 ①一般資金：昭和37年度～令和4年度、②復興：平成30年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

25

農業近代化資金融通対策事業

《趣旨》

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援する。

【事業内容】

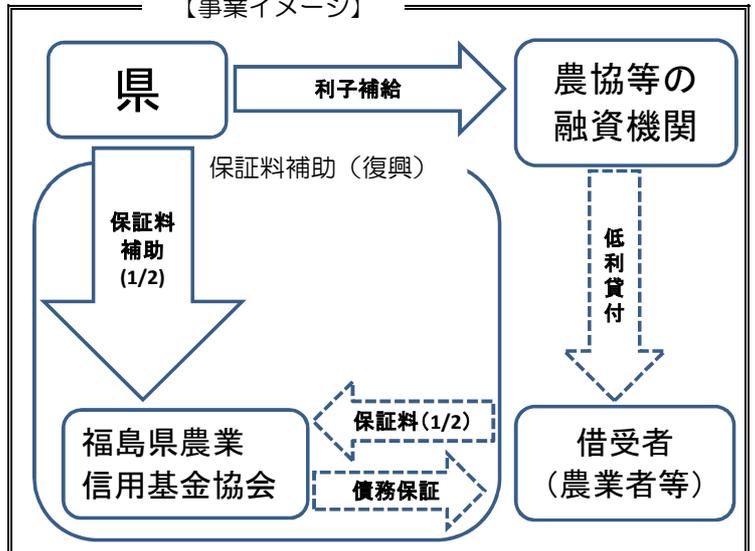
(1) 利子補給事業(一般資金・復興)

- ① 貸付対象者
認定農業者等
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円、法人・団体 2億円
- ③ 償還期限
原則15年以内(据置期間7年以内)
- ④ 利子補給
金融情勢により変動
- ⑤ 取扱融資機関
県と利子補給契約を締結している農協、銀行、信金

(2) 保証料補助事業(復興)

- ① 対象者
上記利子補給事業対象者のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農を再開し2年を経過した者等
- ② 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ③ 補助率
借受者が支払う保証料の1/2

【事業イメージ】



26

農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農業経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

2 事業内容

農協等融資機関に対して利子補給を行う。

①一般資金（小災害資金（一般）、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金）、経営支援資金

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
1億 2千1百万円	自ら農業を営み又は農業に従事する個人、 自ら農業を営み又は農業に従事する個人が 主たる構成員又は出資者となっている団体 ※資金により異なる	金融情勢に より変動	300～500万円 ※資金により異なる	5年以内～7年以内 (1年以内) ※資金により異なる

②東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
1億円	平成23年3月に発生した原発事故により 農業経営に影響を受けている農業者等	4月1日 時点の利率 で固定	(個人) 1,000万円 (法人・団体) 1,200万円	10年以内 (3年以内)

3 事業実施主体 農業協同組合等融資機関

27

4 予算額 ①一般資金：4,030千円、②東日本大震災農業経営対策特別資金：2,739千円

		①一般資金	②東日本大震災農業経営対策特別資金
{	令和4年度 当初	4,030千円	2,739千円
	令和3年度 2月補正	2,823千円	4,554千円

5 補助率（利子補給率）

- ①一般資金：金融情勢により変動
- ②東日本大震災農業経営対策特別資金：4月1日時点で固定

6 事業実施期間

- ①一般資金：昭和50年度～令和4年度
- ②東日本大震災農業経営対策特別資金：平成23年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農家経営安定資金融通対策事業

《趣旨》

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農家経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

【事業内容】

(1) 一般資金

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために資金を必要とする農業者等に融通する資金

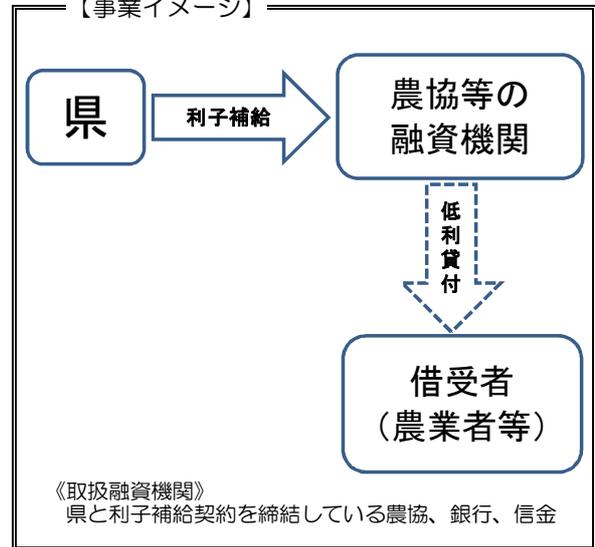
- ① 貸付限度額
資金用途に応じ300万円～500万円
- ② 償還期限
資金用途に応じ5年以内～7年以内(据置期間1年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金

原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

- ① 貸付限度額
1,000万円(法人・団体 1,200万円)
- ② 償還期限
10年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給
4月1日時点で固定

【事業イメージ】



29

福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村で、営農再開が進む中、生産される農産物の販路確保等の支援が必要となっていることから、専門家等を活用した農業者へのコンサルティングや実需者とのマッチングにより、農産物等の販路開拓等を支援する。

2 事業内容

原子力被災12市町村での農業者へのコンサルティング

原子力被災12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

3 事業実施主体 公益社団法人福島相双復興推進機構

4 予 算 額 74,685千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

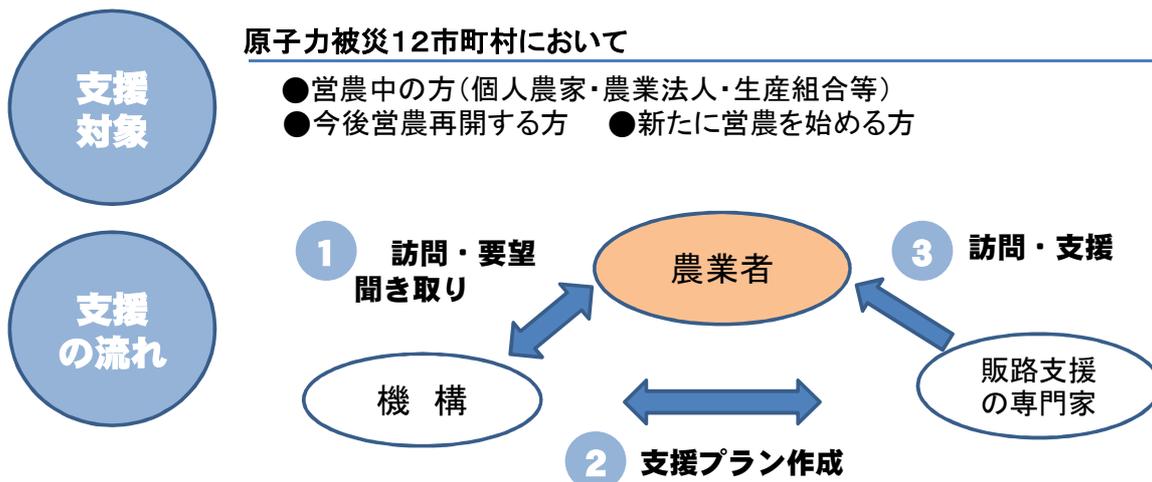
【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7377】

(令和4年度当初予算)

福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業

【概要】 原子力被災12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

【実施主体】 公益社団法人福島相双復興推進機構 **【予算額】** 74,685千円



31

米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業（継続）

1 趣 旨

米の全量全袋検査の確実な実施に向け、追加的費用に相当する資金繰りを支援するための貸付を実施する。

2 事業内容

米の全量全袋検査を実施するには、検査や検査場所の確保費用などの追加的費用が発生する。これらの追加的費用は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償の対象となるが、賠償金が支払われるまで時間がかかることから、追加的費用に相当する資金の貸付を実施する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
- (2) 貸付期間 令和4年8月～令和5年3月末
- (3) 返済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業実施主体

県

4 予算額

680,000千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

平成24年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

米の全量全袋検査(避難指示等市町村)推進事業

福島県水田畑作課

事業の概要

米の全量全袋検査の追加的費用が賠償されるまでの間、県は、ふくしまの恵み安全対策協議会(以下、「県協議会」)に対し、検査運営資金を貸付する。

県協議会は、当該貸付金を原資に避難指示等市町村における地域の恵み等協議会(以下、「地域協議会」)に対し、検査運営資金を配分することで、検査の円滑な実施、未検査米の発生防止及び生産者等の負担軽減を図る。

貸付及び償還の内容

1 県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。

(1) 令和4年度予算額 6.8億円

(2) 貸付金の実績額 平成30年度:49億円 令和元年度:48億円 令和2年度:6.5億円 令和3年度:4.97億円
※令和2年度から米の全量全袋検査は避難指示等市町村のみで実施。

(3) 貸付の予定時期 令和4年8月頃

2 県協議会は、地域協議会が作成した実施計画に基づき検査運営資金を配分する。

3 県協議会は、東京電力ホールディングス(株)から支払われた賠償金をもとに、貸付日の属する年度内に県に対し貸付金を償還する。

会計処理検査の実施

県は、事業の適切な実施を図るため、県協議会及び地域協議会に対して会計処理検査を実施し、適切な資金管理を行う。

1 県協議会に対する会計処理検査 : 資金貸付月の翌月及び実績報告書提出の翌月

2 地域協議会に対する会計処理検査 : 9月、12月及び決算月の翌月

33

肉用牛全頭安全対策推進事業(継続)

1 趣 旨

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肉用牛農家の経営の安定を図るため、肉用牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査を実施し、安全性の確保を図る。

2 事業内容

(1) 肉用牛全頭安全対策推進事業

ア 牛肉の放射性物質の検査

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営の安定を図るため、県外においてと畜処理される肉用牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、検査を行う体制を確立する。

イ 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査を実施し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 30,020千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和2年度～令和5年度

【担当課:生産流通総室畜産課 024-521-7365】

ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業

1 趣 旨

本県の漁業（内水面含む）が持つ魅力や水産物のおいしさなどの情報を各種メディアが連携し、継続的に県外へ発信することで、本県の漁業や水産物に対する理解の醸成を進め、根深く残る風評の払拭を図る。

2 事業内容

(1) オールメディアによる漁業の魅力発信

TV、新聞等のメディアが連携し、産地取材企画やコラム記事等を活用して、漁業地域の魅力や常磐もののおいしさをリレー形式で情報発信する。

(2) ふくしま常磐ものナビによる購買促進

福島県の漁業や常磐ものの種類、特徴を紹介するライブラリーや、常磐ものを取り扱う飲食店等を紹介するナビゲーションサイトを更新、運営し、県外消費者の購買を促進する。

3 事業実施主体

(1) 県 (2) 県

4 予 算 額

140,080千円

5 補 助 率

—

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

35

令和4年度ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業の概要

140,800千円

<現状>

- 沿岸漁業の水揚げ数量は未だ震災前比の17%に停滞
- 試験操業が終了し、**R3.4月から操業拡大に向けた取組が開始**
- 放射性物質を理由に消費者の**8.1%が県産食品の購入を忌避***
- ALPS処理水の処分方針決定により、消費者の忌避感が高まる懸念**

*第14回風評被害に関する消費者意識の実態調査（R3.2月 消費者庁）

<求められる対策>

一人一人の消費者へ県産水産物の魅力を伝え、購買へ繋げる取組

- 県産水産物に関する魅力的な情報発信による**忌避感の緩和**
- 産地紀行や食レポート**など、消費者の興味を引き、**親近感持てる情報発信による購買意欲の喚起**
- 消費者の誰もが**県産水産物を買う環境の整備**

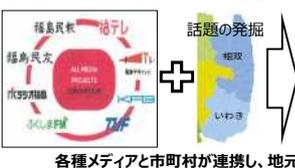
①オールメディアによる漁業の魅力発信

（一人一人の消費者へ届く情報の発信） 120,000千円

◇TV、ラジオ等が県内の市町村と連携し、漁業者の取組や思い、水産物の美味しさなどの生きた話題を発掘し、県外の消費者へ発信

- TV放映企画（産地企画番組）
 - ※TV(BS,huru)－主婦層（中高年）、若年層
- ラジオ放送企画（旬の魚紹介）
 - ※ラジオ－通勤、営業中のサラリーマン層
- 新聞掲載企画（産地特集）
 - ※Web記事－ネット利用の高い若年層

<メディア合同で「県+市町村連携」>



<放送企画のコンテンツ（例）>



さかなくんのお魚紹介、あはれる君の産地訪問（復興庁）



シェフ漁港訪問（観光交流課）



復興庁等の他部局と連携

多彩な魚介類の魅力を訴求

魅力的な情報発信により視聴者をナビゲーションサイトへ誘導

施策の展開

②“ふくしま常磐ものナビ”を通じた県産水産物の購買促進

（誰もが県産水産物を買う環境の整備） 20,000千円

◇オールメディアによる情報発信と連携し、開設した常磐ものナビを活用して、常磐もののメニューを提供する飲食店や販売店舗（EC販売含む）等が発掘し、季節のメニュー情報等の提供により県外消費者の来県と購買を誘導

<ナビゲーションサイトのイメージ>

- 常磐ものの魚種、漁法、料理レシピ等の紹介
- 直売店、飲食店（協賛店）の紹介
 - ※協賛店の発掘推進
- 季節の一押しメニューの紹介
- ECサイトの紹介とweb直産フェアの開催
 - カツオ章焼き ウニ貝焼き カレイ一夜干し

季節の一押しメニューの紹介により

県外消費者の県内訪問を誘導

ECサイトを束ねた総括HPにより県外

消費者へ購買機会を提供

県産水産物を買う（食べられる）環境の整備

県産水産物に対する消費者理解の醸成！ 県産水産物の購買を応援する気運の形成！

36

水産物流通対策事業（一部新規）

1 趣 旨

東日本大震災と原子力災害により大きな被害を受けた本県水産流通加工業の復興のため、遠隔地からの加工用原料の調達や県内消費地市場に県産水産物取扱拡大計画による県産水産物の計画的な流通拡大対策を支援する。

2 事業内容

- (1) 水産加工原料等安定確保支援事業
漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料）等に対して支援する。
- (2) 福島県産水産物消費拡大事業
県産水産物の取扱量拡大計画を策定し、計画的な流通拡大に取り組む団体の活動を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等
- (2) 水産卸・仲卸業者により組織される協議会

4 予算額

130,033千円

5 補助率

- (1) 1/2以内
- (2) 定額

6 事業実施期間

平成23年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

39

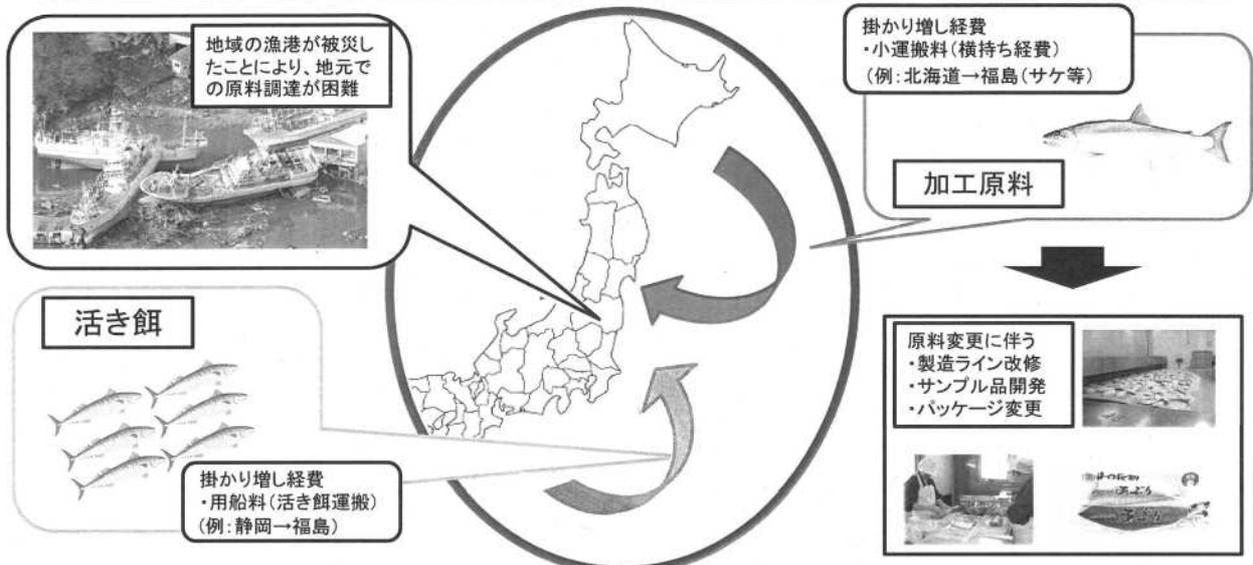
水産物流通対策事業 水産加工原料等安定確保支援事業

【事業目的】

地域の漁港が東日本大震災で甚大な被害を受けた中、流通・加工を行う漁協、水産加工協等の早期復興を促進するため、漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。

【事業主体：漁協、漁連、水産加工協】

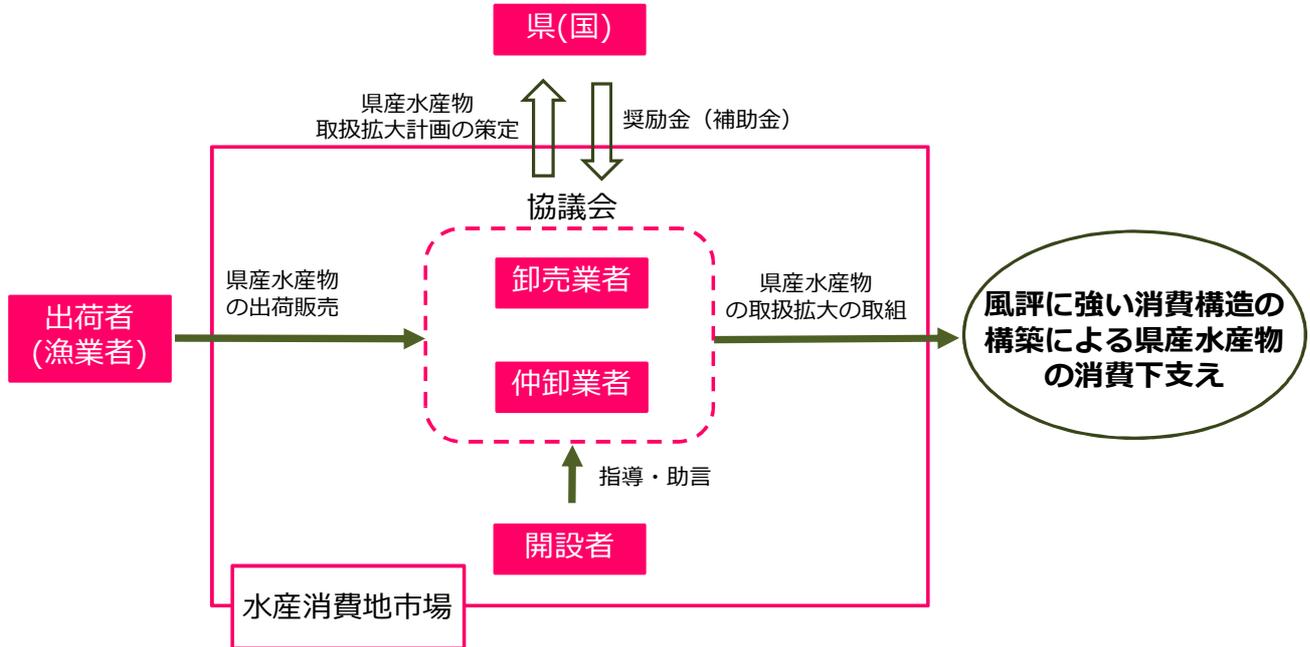
- 漁協、水産加工協等が遠隔地から原料等を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。
- 被災地での出漁準備が円滑に進むよう漁協等が遠隔地から活き餌を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。



40

水産物流通対策事業（福島県産水産物消費拡大事業）

- 県産水産物の消費拡大を奨励するため、県内の水産消費地市場において県産水産物取扱計画の策定を推進する。
- 計画の策定・実施主体は卸・仲卸業者による協議会とし、市場毎の特性を活かした創意工夫による取組に対して支援する。



41

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっていることから、漁業者による回収が困難な大型コンクリート片等について、県が回収を行う。

2 事業内容

漁場堆積物除去事業

漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業実施主体

県

4 予算額

251,232千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

平成23年度～令和5年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

42

漁場復旧対策支援事業

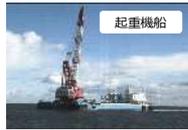
東日本大震災によって沿岸漁場に流出した建物等の大型破片等について、専門業者による回収作業を行うことにより、漁場機能の回復を図る。

<事業の内容>

1 漁場堆積物除去事業

県が業務委託により、起重機船等を使用し大型破片等の回収を行う。

<補助率> 国8/10 県2/10
<事業実施主体> 県



<事業のイメージ>

<事業の実施状況>

漁場堆積物除去事業



43

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

3 事業実施主体 漁業協同組合等

4 予算額 254,633千円

5 補助率 7/9以内

6 事業実施期間 平成23年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

44

共同利用漁船等復旧支援対策事業

被災した漁船等の早期復旧を図り、漁業生産力の面からふくしま型漁業の実現を支援

<震災後の状況>

県内登録隻数1,173隻
(H23.3.10現在)のうち
760隻が全損。



壊滅的被害のため、漁業者
個人での復旧は困難！！



<事業の内容>

漁業協同組合等が、被災し、漁船・
漁具を失った組合員のため、共同利
用やリースにより使用することを目
的として行う漁船の建造、中古船の
購入及び漁具に必要な経費に対し、
補助を行う。

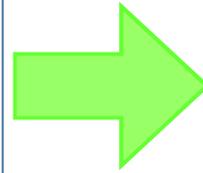
◇補助率：7/9以内

◇復旧実績(令和3年12月末現在)

漁船:256隻

漁具:1,908式

※着手中を含む。



漁船等の復旧・操業再開

45

復興基盤実施計画（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域において、「福島再生加速化交付金」による農地・農業用施設等の整備を総合的に実施するための調査・計画業務を行う。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

3 事業実施主体 県

4 予算額 127,000千円

5 補助率 国定額(10/10)

6 事業実施期間 平成28年度～令和5年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7406】

46

復興基盤実施計画（継続）

令和4年度当初予算 127,000千円

I 事業内容

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域において、農地・農業用施設等の整備を総合的に実施することができる「復興基盤総合整備事業」の実施に向け、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等の事業計画を作成します。
 【請戸地区（浪江町）他6地区】

II 令和4年度の実施内容

復興基盤実施計画



避難地域12市町村におけるほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。

○主な復興関連基盤整備

①福島再生加速化交付金（ほ場整備）

実施状況	地区数	面積
ハード完了	2 地区	65 ha
ハード着手済	32 地区	2,845 ha
調査計画着手	16 地区	1,130 ha
事業検討中	9 地区	539 ha
計	59 地区	4,578 ha

②東日本大震災復興交付金（ほ場整備）

実施状況	地区数	面積
ハード完了	1 地区	53 ha

要整備量（①+②）

地区数	面積	R2年度末まで
60 地区	4,631 ha	1,603 ha
	達成率	35%

III 事業のイメージ



請戸地区（浪江町）



管理が行き届かない農道



車の背丈まで伸びた雑草

復興基盤総合整備事業（継続）

1 趣 旨

津波により被災した地域と避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生のため、農地・農業用施設の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、安全で安心して暮らせる地域の再生を図る。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業（経営体育成型）
- (2) 農業基盤整備促進事業
- (3) 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
- (4) 農地整備事業（通作条件整備型）
- (5) 農地防災事業（農村地域環境保全整備事業、ため池等整備事業）
- (6) 中山間地域総合整備事業

3 事業実施主体 県

4 予算額 11,018,815千円

5 負担率

2の(1) 一般地域：国	75%	県	13.75%	等
中山間地域等：国	77.5%	県	13.75%	等
2の(2)	国	77.5%	県	16.25%
2の(3)	国	75%	県	12.5%
2の(4)	国	75%	県	11/60
2の(5)	国	75%	県	14.5%
2の(6)	国	77.5%	県	15.0%

6 事業実施期間 平成24年度～令和8年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7410】

復興基盤総合整備事業（継続）

令和4年度当初予算 11,018,815千円

I 事業内容

津波により被災した地域と避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生のため、農地・農業用施設の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、安全で安心して暮らせる地域の再生を図ります。
【右田・海老地区（南相馬市） 他43地区】

II 令和4年度の実施内容

復興基盤総合整備事業

東日本大震災からの農地・農業用施設の復旧・復興を行う。

農業基盤整備促進事業

営農再開のための環境整備を行う。

水利施設整備事業

農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設改修を行う。

農地整備事業

農業生産性の向上・効率的な農業経営を図るため整備を行う。

農地防災事業

農地・農業用施設の自然災害を未然に防止し保全対策を行う。

中山間地域総合整備事業

立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤及び農村生活環境整備を一体に整備し活力ある農村づくりを行う。

III 事業のイメージ



営農再開の様子 八沢地区（相馬市・南相馬市）



営農再開の様子 右田・海老地区（南相馬市）

49

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 趣 旨

福島県の中通り・浜通りに位置するため池のうち、貯留水や底質等に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障が生じているため池について、営農再開・農業復興の観点から影響を低減することを目的とし、市町村がため池の放射性物質対策を実施している。

県はこれを推進するため、農業用ダムにおいて放射性物質の動態を解析するためのモニタリング調査を行うとともに、県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理し、取組を支援していく。また、モデル対策工を実施し、対策技術の普及を図る。

2 事業内容

- (1) ダムのモニタリング調査
県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。
- (2) モデル対策工
県によるため池の底質除去モデル工事を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 350,000千円

5 補助率 モニタリング調査 国定額、モデル対策工 国75% 県25%

6 事業実施期間 平成27年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7419】

ため池等放射性物質対策事業（継続）

令和4年度当初予算 350,000千円

I 事業内容

ため池の汚染土砂が高濃度であり受益面積が大きいため池において、市町村に先駆けて県営事業でため池放射性物質対策工事を行うことで、工事例を示し市町村が行うため池等放射性物質対策の促進を図る。また、農業用ダムの水質・底質の汚染状況を把握・動態を解析・放射性物質の動向を予測し、ダムの通常管理に加えた放射性物質管理に利用する。更に、過年に実施したため池モニタリング調査及び対策工実施結果のデータベース化を図り、県及び市町村の対策取り組みのための基礎資料と実績の取りまとめます。

II 令和4年度の実施内容

県有ダム等モニタリング調査解析

県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。



県有ダム放射性物質モニタリング	
① 大笹生ダム	(福島市)
② 岳ダム	(二本松市)
③ 山ノ入ダム	(二本松市)
④ 龍生ダム	(天栄村)
⑤ 松ヶ原ダム	(相馬市)
⑥ 横川ダム	(南相馬市)
⑦ 高の倉ダム	(南相馬市)
⑧ 滝川ダム	(富岡町)

ため池放射性物質対策データベース

過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

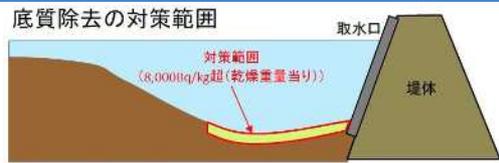
ため池放射性物質対策モデル事業実施設計

県営事業で実施するため池放射性物質対策工事に対する実施設計業務。

ため池放射性物質対策モデル事業対策工

県営事業で実施するため池放射性物質対策工事

III 事業のイメージ



実施例① 底質の固化



実施例② 強力吸引車による浚渫除去



実施例③ 底質の掘削除去



実施例④ ポンプによる浚渫除去

営農再開支援水利施設等保全事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害の影響により、避難指示区域等における農業用排水施設等は適正な保全管理が行われておらず、施設の機能不全が生じているため、営農再開に向けて、当該施設の機能を維持回復させ、農業を円滑に営むために必要な対策を早急に行う。

2 事業内容

県が管理する農業用ダム等の施設保全に必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や農業用排水施設等の利用再開のために必要となる、補修・補強等を行う。

3 事業実施主体

県

4 予算額

305,176千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

平成26年度～令和7年度

ふくしま森林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、市町村等の公的主体が間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行い、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林整備と路網整備を実施する。

(2) 放射性物質対策

(1)の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林の空間放射線量率測定や放射性物質を含む土壌の移動抑制のための丸太柵の設置などの放射性物質対策を実施する。

3 事業実施主体 市町村、森林整備法人、県

4 予算額 4,385,751千円

5 補助率 2の(1) 市町村 4/10 (実質補助率72%)
森林整備法人 5/10 (実質補助率90%)
2の(2) 10/10以内

6 事業実施期間 2の(1) 平成25年度～令和7年度
2の(2) 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

53

ふくしま森林再生事業（継続）

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、森林の有する水源かん養や山地災害防止など多面的機能の低下が懸念されています。

このため、市町村等の公的機関が事業主体となって、汚染状況重点調査地域等を対象に、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組みます。

＜事業の流れ＞



＜事業の内容＞

1. 森林整備等

- (1) 森林整備
(間伐、更新伐、除伐、植栽等)
- (2) 路網整備
(森林作業道の開設・改良)

2. 放射性物質対策

- (1) 事前調査等
(全体計画、年度別計画作成、同意取得、放射性物質調査等)
- (2) 放射性物質対処方策
(土壌の流出防止柵等の設置、枝葉の林内集積等)

＜事業イメージ＞

○森林整備の流れ



森林所有者から、事業実施の同意が得られた区域について、集約的に森林整備を行います。現在、行われている主な取組は、間伐、作業道の整備です。森林の状況に応じて、更新伐、除伐、植栽等も行うことができます。

○放射性物質対策



森林整備の実施前後に森林内の空間放射線量率を測定し、森林整備による影響を確認します。森林内の放射性物質の多くは土壌に分布しているため、森林整備後、下層植生が回復するまでの間の土壌の流出を防ぐため、丸太柵を設置します。

54

広葉樹林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木の生産が停止している地域において、きのこ原木林等の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るための取組を支援する。

2 事業内容

きのこ原木林等の広葉樹林について、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を調査する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予算額 630,804千円

5 補助率 10/10以内

6 事業実施期間 平成26年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

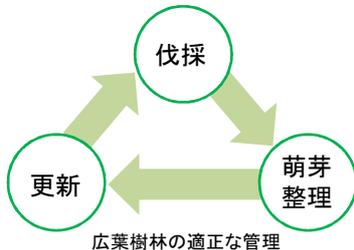
55

広葉樹林再生事業（継続）

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木として利用可能な指標値を超える原木林については、原木の生産が停止しているため、原木林の更新に必要な伐採が停滞しています。

このため、かつて原木林であった広葉樹林を対象に、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を継続的に調査することで、きのこ原木林等の再生に取り組みます。

<きのこ原木林等の適正な管理と現状>



原発事故前まで、きのこ原木林として利用されていた広葉樹林



伐採や不要な萌芽枝の除去（萌芽整理）などの手入れが行われず、径が太くなったり、荒廃した広葉樹林

<事業の内容>

- 更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備
- 伐採木、萌芽枝、堆積有機物、土壌の放射性セシウム濃度の測定（最長5年間）
- 土壌の化学性分析（交換性カリウム濃度等）
- 市町村による条件整備（同意取得等）

<事業イメージ>



事業実施箇所（伐採後）



伐採後に発生した萌芽枝を採取し、放射性セシウム濃度を測定

56

放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

1 趣 旨

林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

林産物の産業廃棄物処理等に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 福島県木材協同組合連合会等

4 予算額 933,672千円

5 補助率 定額（10/10以内）

6 事業実施期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

57

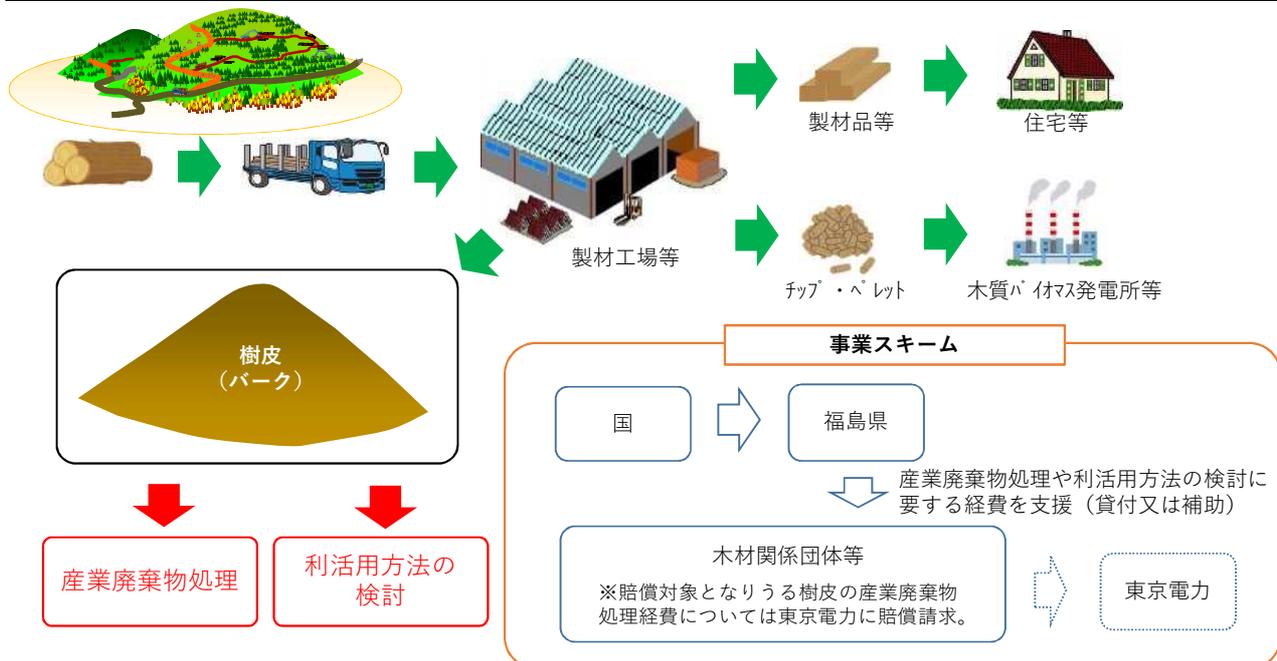
放射性物質被害林産物処理支援事業

【趣旨】 林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

【事業内容】 林産物の産業廃棄物処理や利活用方法の検討に要する経費を支援する。

【予算額】 933,672千円

【補助率】 定額（10/10以内）



58

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による森林汚染の影響によりきのこ原木等の価格が高騰していることから、きのこ生産者の負担を軽減する取組を行う団体を支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業実施主体 農業協同組合、森林組合等

4 予算額 275,501千円

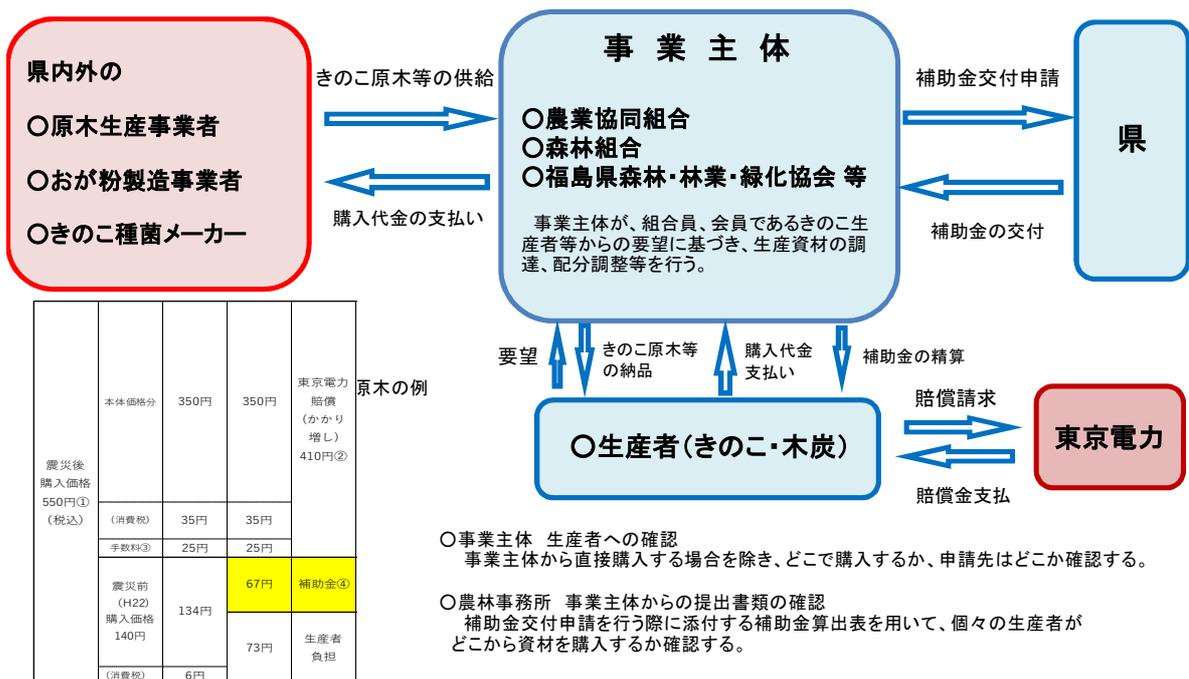
5 補助率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業実施期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

59

安全なきのこ原木等供給支援事業のフロー



60

里山再生事業（継続）

1 趣 旨

住民が身近に利用してきた日常的に人が立ち入る里山において、住民が安心して利用できる里山の環境づくりを推進する。
また、里山再生事業における事業効果を確認し、地域住民の安全・安心を確保するため空間線量率等の測定を行う。

2 事業内容

(1) 森林整備及び路網整備

森林の多面的機能の発揮及び住民の利用促進のため、間伐等の森林施業や路網整備を実施する。

(2) 放射性物質対策

アの森林整備等を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林内の放射性物質の動態に応じた対策を実施する。

(3) 空間線量率調査

里山再生事業採択地区において、空間線量率や立木・土壌に含まれる放射性物質濃度の測定等を行う。

3 事業実施主体 (1) (2) 市町村 (3) 県

4 予算額 30,560千円

5 補助率 (1) 市町村 4/10 (実質補助率7.2%) (2) 10/10以内

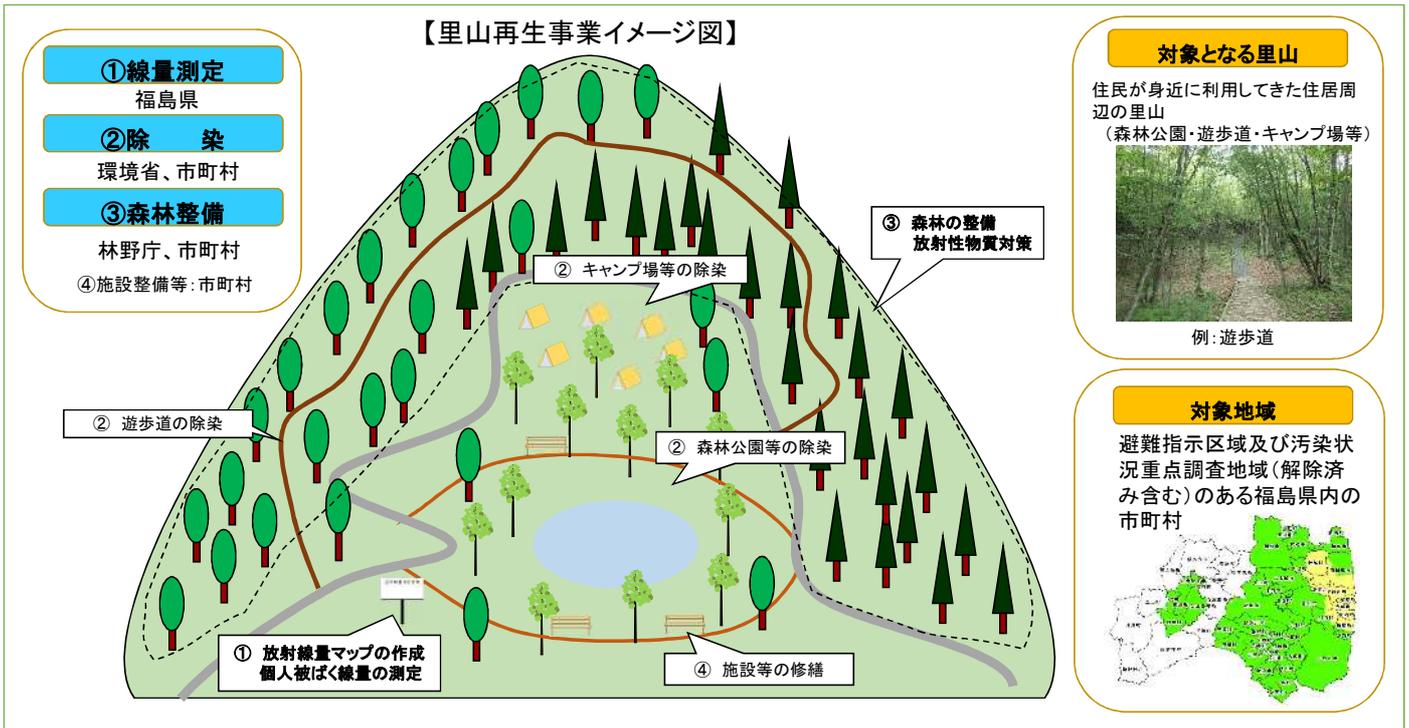
6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

61

里山再生事業（継続）

【里山再生事業イメージ図】



62

森林環境モニタリング調査事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響を受けた県内の森林は、林業生産活動等の停滞により、森林の有する多面的機能の低下が懸念されることから、森林整備や放射性物質対策を速やかに推進し、森林・林業の再生を図る必要がある。

そのため、森林に拡散した放射性物質の広域的・継続的な調査や実証を行い、現況や経時変化を把握するとともに、放射性物質対策を推進するために必要な情報の整備を行う。

2 事業内容

(1) 森林環境モニタリング調査事業

森林における汚染状況の現況と経時変化を把握するため、県内の民有林全域を対象に、森林内の空間線量率や立木、土壌等に含まれる放射性物質濃度を調査し、その結果の評価、解析等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 105,000千円

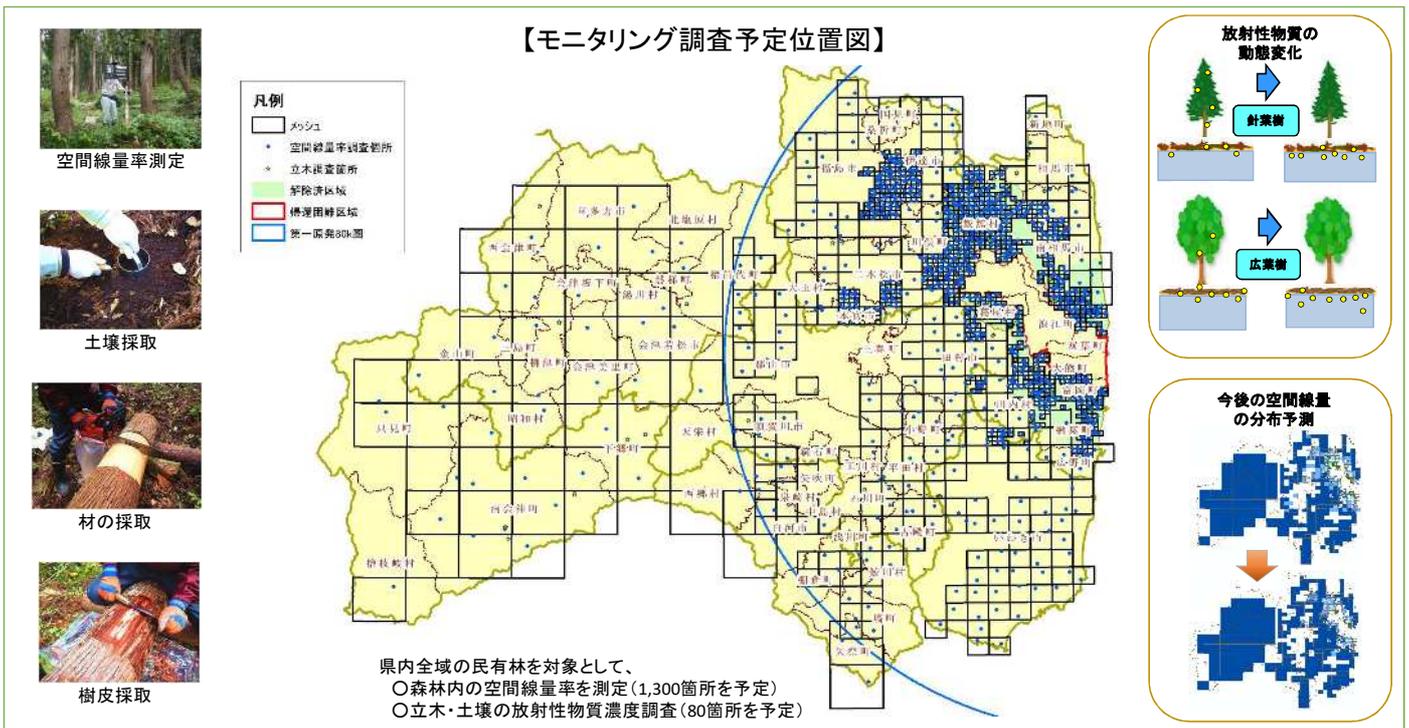
5 補助率 -

6 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

63

森林環境モニタリング調査事業（継続）



64

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（新規）

1 趣 旨

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農準備から定着までの切れ目のない支援体制の構築、就農ポータルサイトの機能強化、現地ツアー、農業体験及び就農相談会の実施及び新規就農者間の交流等、総合的な支援を実施する。

また、雇用就農者については、これまで就農までの支援であったが、雇用就農後のスキルアップを新設し、独立就農または法人経営の安定化を支援する。

2 事業内容

(1) 地域を支える農業者等確保総合事業

地域の実情に応じた新規参入者、雇用就農者の確保・育成を図るためのサポート組織の活動を支援する。

特に、各サポート組織と、県（農業短期大学校、農林普及所等）や就農支援センター等の関係機関が連携した就農支援網を確立しながら、継続した新規就農者確保が難しい地域を重点的に支援する。

(2) 多様な担い手確保支援事業

就農ポータルサイト「ふくのう」において、地域の実情に応じた情報発信（7方部）と連動した各種イベント（ツアー、就農相談会等）の実施や、移住定住イベントと連携した首都圏での就農PRなどを行い、幅広に就農希望者の確保・育成を図る。

(3) 教育機関と連携した農業の魅力体験事業

県内の農業高校等と連携し、未来の就農者を生み出すための農業体験や農業者との交流授業を実施、各地方で開催する就農相談会等への参加を支援する。

(4) 青年農業者等活動支援事業

同年代又は農業以外の地元関係者との交流を目的として、雇用就農者も含めた新規就農者間の交流会の実施や、若い農業者で組織する団体などを対象として、雇用就農者の加入誘導と会員のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

65

3 事業実施主体	2の(1)	新規就農支援組織・市町村・JA等 公益財団法人福島県農業振興公社（福島県青年農業者等育成センター）、県
	2の(2)	委託
	2の(3)	県
	2の(4)	青年農業者組織、委託
4 予算額		160,258千円
5 補助率	2の(1)	1/2以内、定額、－
	2の(2)	－
	2の(3)	－
	2の(4)	定額、－
6 事業実施期間		令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業

【令和4年当初予算160,258千円】

雇用就農の独り立ち	市町村の受入体制
雇用就農者の雇用促進ばかりでなく、雇用就農後のスキルアップを支援し、経営幹部の養成や独立就農を促進 新規就農者における雇用就農者割合50%（R1～R3）	個別の支援措置よりも、新規就農者受入体制を立ち上げ、きめ細やかな支援で大きな成果 13市町村11地区⇒3年間で延べ213名

各地域によって状況はさまざま

- 自営・雇用就農とも園芸が主体
- 受入体制はできている
- 雇用就農、独立就農させたい



- 雇用就農で水稲が主体
- 受入体制はまだできていない
- 雇用就農、いつか法人運営も



- 雇用就農が主体
- 受入体制はできている
- 新規学卒を雇用したい



- 自営就農でUターンが多い
- 受入体制できているが、研修を充実させたい



雇用就農の支援を含めた地域に根ざした体制を構築

県が全面的にバックアップ

市町村における
新規就農者支援「レドアップ」
(地方創生推進交付金による広域連携)

ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業

その他事業

地域を支える農業者等確保総合事業	多様な担い手確保支援事業	教育機関と連携した就農促進事業	青年農業者等活動支援事業	その他事業
<ul style="list-style-type: none"> ○受入組織構築地域の拡大 ○雇用就農者も含めた県下全域の支援体制を新設 ○農業系学校における就農支援を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地方を意識したHP作成とイベントの連動、雇用就農者向け情報発信を新設 ○雇用就農のマッチングに加えて、就農後も研修等で支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の魅力を学生に体験・体感に加えて、地元での就農体験や就農相談会への参加誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○青年組織への支援に加えて、雇用就農者も含めた新規就農者の青年組織加入誘導や新規就農者間の交流を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者への資金面での支援 ・研修先整備、農業メンター整備、就農相談員配置への支援 ・女性農業者への支援 ・短大での就農研修からスマート農業研修等の各種研修 ・短大における雇用就農者向け研修新設

67

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業（新規）

1 趣 旨

浜通り地域等を対象に、農繁期等に必要な農業の労働力を、農作業請負事業者を活用して、確保・供給するモデルを実証し、取組を当該地域等に広く周知することで、産地の維持・発展と農業の復興再生を図るだけでなく、農業体験を通じた地域交流を併せることで関係人口を拡大し、農業分野における首都圏の若者等との地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図る。

2 事業内容

- 浜通り発 労働力こらしょモデル事業の構築及び普及
農業の労働力不足と浜通り等地域における慢性的な人手不足という課題に対し、他地域等からの労働力を確保して供給する体制を構築する。
- 「農ワーク旅」の計画及び実施
浜通り地域等において、首都圏大学生等を対象に農作業体験と地域交流をあわせた複数日に跨ぐツアーを企画し、実施する。

3 事業実施主体 県（委託）

4 予算額 31,650千円（国 15,658千円）

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

68

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

農業担い手課

背景・課題

農業者の高齢化や後継者不足、大規模経営体の増加に伴う農業分野での労働力不足が課題となっている。

- (R元農業労働力アンケート調査)
約7割が60歳以上62%が後継者無しと回答
- (R2農業法人実態アンケート調査)
42%が労働力不足と回答

【R3までの取組み】

- ①福島県農業労働力確保・調整協議会設立・運営
- ②ふくしま農業求人サイトの開設・活用促進
- ③農業者の雇用・労務管理研修会実施

新たな課題

- ・農繁期等に安定的な労働供給が必要
- ・経営や雇用経験不足の課題から、常時雇用を求める農業者は少ない
- ・農業者の多くが求人・雇用活動が不得手
- 特に浜通り地域では慢性的な労働力不足

- ・避難指示が解除された地域において、営農再開の意向がないと回答した農家(43%)のうち「**高齢化や地域の労働力不足**」が理由と回答した農家は38%
- 営農再開を進めている一方、担い手や農家の労働力不足が課題となっている。

■営農再開事例

【南相馬市小高区】 水田メガファーム ブロッコリー栽培	【浪江町】 タマネギ栽培 【檜葉町】 サツマイモ栽培	【大熊町】 イチゴ栽培
-----------------------------------	-------------------------------------	----------------

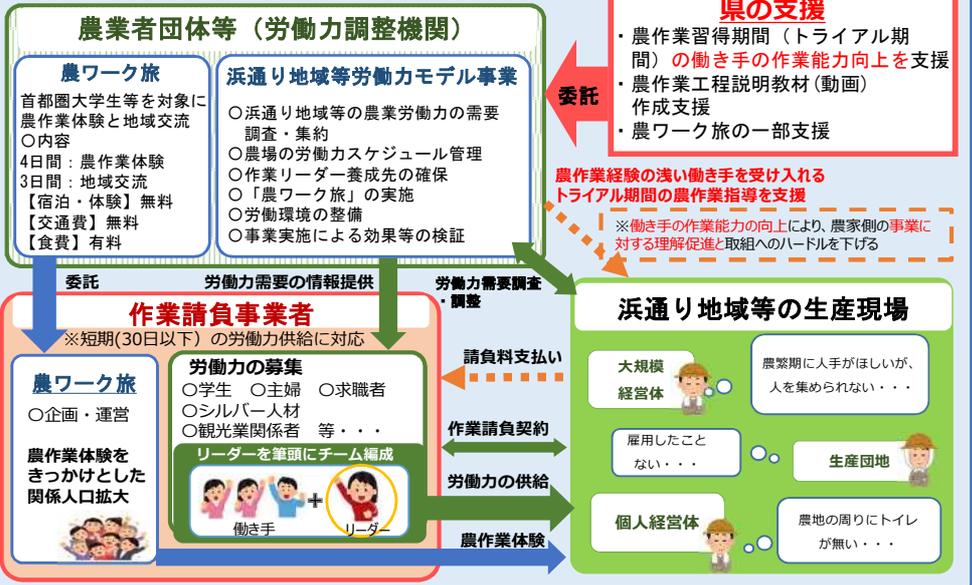
■令和4年度以降の予定

【南相馬市】 施設キュウリ	【浪江町・葛尾村】 水稲育苗	【富岡町】 籽料選果
------------------	-------------------	---------------

目的

浜通り地域等を対象に、農繁期に必要な農業の労働力を農作業請負事業者を活用して確保・供給するモデルを実証し、取組を当該地域等に広く周知することで産地の維持・発展と農業の復興再生を図る。
また、農業体験を通じた地域交流を併せることで関係人口を拡大し、農業分野における首都圏の若者等と地域間連携モデルを実現し、当該地域等の活性化を図る。

事業イメージ



R7以降

取組を浜通り地域等に定着、拡大させ、県内全域に波及させる。
○事業の自定に向けて、事業実施による効果の検証をもとに体制を構築・改良し、広く、丁寧に周知
○「販路の新たな開拓や拡大」「新たな事業展開」「新規就農者の確保」が期待される
→「本県産地の維持・持続的発展」「関係人口の拡大」「営農再開の加速化」を目指す

地域農業担い手育成支援強化事業（継続）

1 趣 旨

福島県農業経営相談所等と連携し、地域の中心経営体等を対象に、集落営農の組織化・法人化、農業経営の向上、経営、承継等に関する課題解決に向けた取組を支援する。

2 事業内容

(1) 農業経営法人化支援総合事業

ア 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援する。

イ 地域農業担い手活性化支援事業

法人化・集落営農志向の農業者や集落等の調査を実施し、関係機関と連携して、経営の安定と発展に向けた取組を支援する。
また、農業法人や集落営農組織の活動状況等調査、農作業安全に関する研究、経営改善等の課題解決に向けた取組を支援する。

ウ 農業経営者サポート事業

農業経営相談所が法人経営体等に対して実施する経営の安定や、持続的な発展を図る指導活動等を支援する。

エ 企業の農業経営体創出支援事業

福島県担い手育成総合支援協議会が実施する専門家等による経営相談等により法人設立、経営改善、経営継承等の取組を支援するとともに、設立した法人等に対し、経営ビジョンの作成や雇用促進の活動等を支援する。

(2) 県担い手育成総合支援協議会運営事業

県担い手育成総合支援協議会の運営と、専門家から構成する担い手アクションサポート会議を設置し、担い手への支援施策について提言を受け、効率的な担い手施策に反映させる取組を支援する。

3 事業実施主体

(1) のア、イ、ウ 県

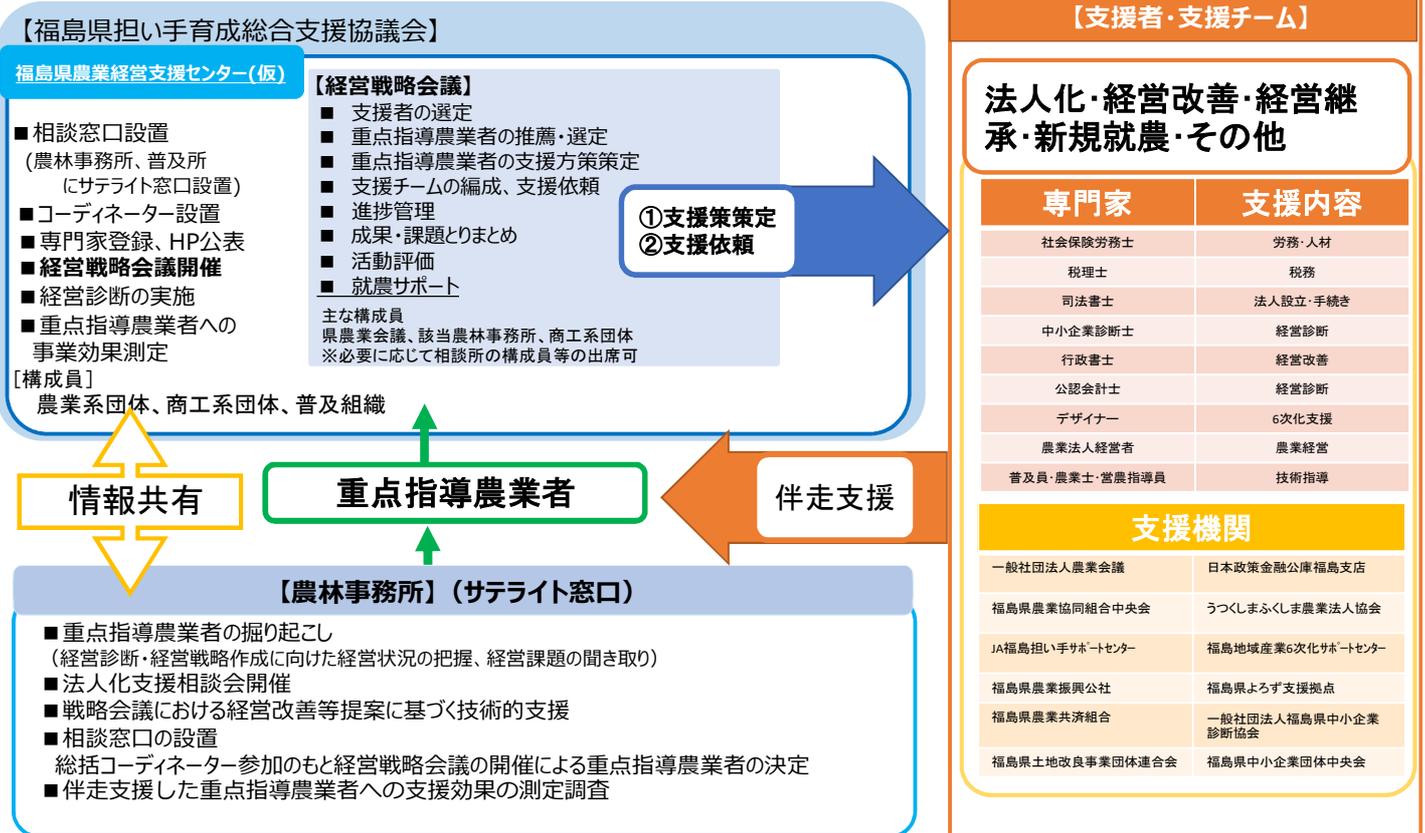
(1) のエ、(2) 福島県担い手育成総合支援協議会

- 4 予算額 28,483千円
- 5 補助率 定額
- 6 事業実施期間 平成27年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

令和4年度 農業経営者サポート事業概要 農業担い手課

経営戦略会議を設置し、会議内で決定した重点指導農業者に対し、経営診断に基づく専門家チームの選定、派遣を行い、伴走支援による重点指導農業者の課題解決と経営の改善を図る。



ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業（新規）

1 趣 旨

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、将来にわたって農地を持続的に利用できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立等総合的に支援する。

2 事業内容

(1) 地域を守る集落営農体制づくり対策事業

特に集落共同化の合意形成に向けた支援が必要な地区を選定し、次の取組を重点的に支援する。

集落分析に基づく合意形成支援、組織化・法人化誘導支援、専門家による組織づくりや共同作業のアドバイス等

(2) 地域を守る集落営農法人等強化対策（補助事業）

持続・自走可能な集落営農体制の確立に必要な取組を支援

雇用対策、共同機械等導入、経営改善のための試験、加工等。将来のビジョンづくりのための合意形成支援、信用力向上のための法人化に必要な経費等

3 事業実施主体

- (1) 県、市町村、JA等 (2) 集落営農組織等

4 予算額

- (1) 10,220千円 (2) 87,794千円

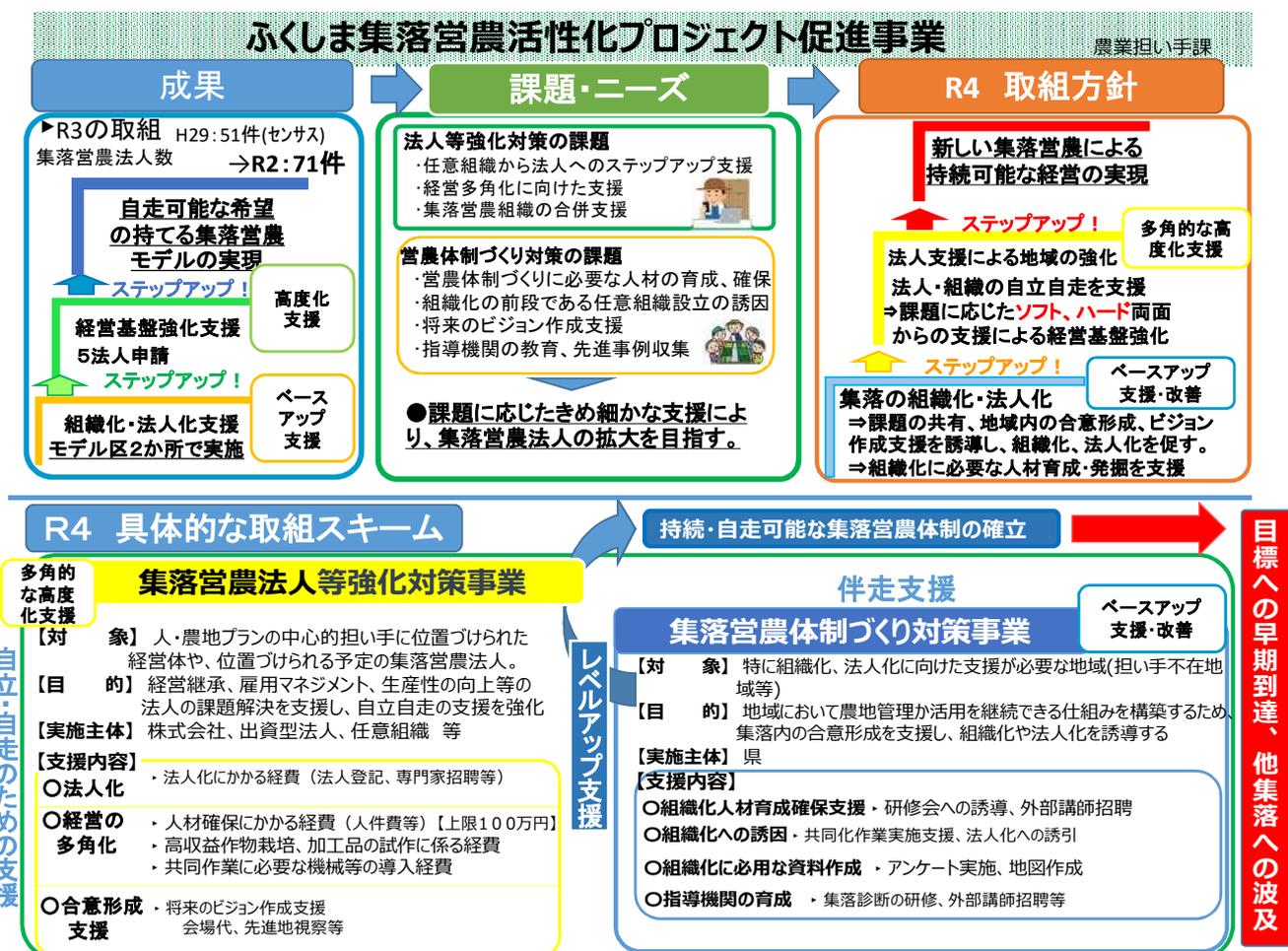
5 補助率

- (1) 定額 (2) 1/2以内

6 事業実施期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

73



74

新規就農者育成総合対策事業（新規）

1 趣 旨

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農に向けた研修資金や就農時の経営開始資金の交付、就農直後の機械・施設等の導入支援、伴走機関等による研修向け農場の整備及び市町村等への就農相談員（コンシェルジュ）の設置により、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

2 事業内容

- (1) 経営発展支援事業
50歳未満で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、機械・施設等の導入を支援する。
- (2) 経営開始資金
就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円/月（150万円/年）の資金を最長3年間交付する。
- (3) 就農準備資金
就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、12.5万円/月（150万円/年）の資金を最長2年間交付する。
- (4) サポート体制構築事業
農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農コンシェルジュの設置、先輩農業者（メンター）等による新規就農者への技術指導について支援する。

- 3 事業実施主体
- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 2の(1)、(2) | 市町村 |
| 2の(3) | 公益財団法人福島県農業振興公社（福島県青年農業者等育成センター）、市町村 |
| 2の(4) | 市町村、協議会、農業団体 等 |

75

- 4 予算額 1,117,904千円
- 5 補助率
- | | |
|-----------|--------------------------|
| 2の(1) | 3/4（上限7,500千円） |
| | ※経営開始資金の交付対象者は、上限3,750千円 |
| 2の(2)、(3) | 定額 |
| 2の(4) | 1/2 |
- 6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

新規就農者育成総合対策事業

[R4当初 1,117,904千円]

事業概要

次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農直後の機械・施設等の導入支援、就農に向けた研修資金や就農時の経営開始資金の交付、伴走機関等による研修向け農場の整備及び市町村等への就農相談員（コンシェルジュ）の設置により、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

1 経営発展支援事業

50歳未満で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者に対し、**機械・施設等の導入を支援する。**

- 対象者：認定新規就農者（就農時50歳未満）
- 対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新・改植、リース料等
- 支援額：補助対象事業費上限**1,000万円**
- 補助率：3/4
- （経営開始資金交付対象者は上限**500万円**）
- ※本人負担分については融資を受けていること
- 事業実施主体：市町村
- ※取組計画に応じた事業採択方式

2 経営開始資金

就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

- 対象者：認定新規就農者（就農時50歳未満）
- 補助率：10/10
- 支援額：**12.5万円/月**（150万円/年）
- ※すでに農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けている者は除く
- ×最長**3年間**
- 事業実施主体：市町村

3 就農準備資金

就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

- 対象者：研修期間中の研修生（就農予定時50歳未満）
- 補助率：10/10
- 支援額：**12.5万円/月**（150万円/年）
- ※すでに農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けている者は除く
- ×最長**2年間**
- 事業実施主体：福島県農業振興公社、市町村

4 サポート体制構築事業

農業団体等の伴走機関が行う**実践的な研修農場の整備**、地域における**就農コンシェルジュの設置**、**先輩農業者（メンター）等による新規就農者への技術指導**について支援する。

- 事業実施主体：市町村、協議会、農業団体等
- 補助率：1/2
- ※取組計画に応じた事業採択方式

77

農業短期大学校施設統合整備事業（継続）

1 趣 旨

本県の農業教育機関である農業短期大学校の実践的農業教育・研修体制の強化を図るため、「農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）機能強化に関する基本構想」に基づきスマート農業の社会実装等に対応した教育・研修施設の整備及び学生の学習・生活環境の改善を目的とした統合新施設を整備する。

2 事業内容

(1) 農業短期大学校施設統合整備事業

老朽化した研修室、研修者宿泊施設、学生寮（男子寮・女子寮）を統合した新施設「ふくしま農業人材育成センター（仮称）」を整備することにより、本県の実践的農業教育・研修体制の強化を図る。

(2) 農業短期大学校スマート農業加速化事業

新規就農者の多くが希望する園芸作物のハウス施設・設備が不足し、研修を断念する状況のため、統合新施設整備に先行して園芸施設・設備（環境制御装置等の見える化技術を採用したハウス）を整備し、研修体制の強化を図る。また、畜産分野における先端技術を用いた実践的な教育を実現するため、分娩カメラ等の必要な環境・設備を整備し、スマート農業教育の強化を図る。

3 事業実施主体 県

4 予算額 225,887千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

78

【人材育成に関する強化方針】

「生産性・収益性の高い農業の実現に向けて行動できる素養を備えた人材」
 「時代の変化に即応できる経営管理能力や広い視野を備えた人材」
 「地域の課題解決に積極的に対応し、本県の農業振興をけん引できる人材」

教育機能の革新

○現状【就農率35% 全国平均54.7%】

責任分担管理体制の導入、GAPや農産物加工実習など専門的知識・技能の習得、実践的な教育プログラムの実施

○課題

本県農業の喫緊の課題（規模拡大、省力化等）に対応する技術及び経営マネジメント力を十分に習得させる、より高度なカリキュラム化や自主学習、コミュニティ形成を促す教育環境が不十分

強化対策

新 「スマート農業」カリキュラムの導入

■ 県農業の持続的発展に必要な生産・飼養技術と経営管理能力を一体的に養うスマート農業関連の教育・研修を位置付け

新 将来に役立つスキル習得支援の充実

■ 外部講師に加え先進農業者を講師陣に迎えた経営力養成
 ■ 簿記・大特免許・ドローン操作等取得の特別講座開設

研修機能の革新

○現状【機械・農産加工約1,000名/年、長期5名】

国支援事業に対応した1年間の研修創設、研修用栽培施設整備、農産加工技術センター機器整備などにより農業者の経営開始や6次化を支援

○課題

スマート農業に関するカリキュラムは、教育ソフトを含め施設整備は一部にとどまる。宿泊施設がないため希望者が研修を断念。（県内遠隔地、他県からの参入）

強化対策

新 教育・研修施設の再編

■ 学生や研修生が学習に専念、技術を確実に習得できる機能的な生活環境をつくる宿泊施設等整備（食堂は改修）
 ■ 自主性・協調性等を醸成できるよう、技術、経営等の情報や体験を相互に学び合う交流施設整備

新 「スマート農業」機械・施設整備

■ スマート農業施設、機械等の整備

学校運営機能革新

○現状【「学習意欲が低い」15%、「進路目標が無い」9%】

農業短期大学校運営委員会の開催や保護者、学生へのアンケートを通して、教育内容や運営体制を改善。オープンキャンパスでの交流等により志願者ニーズに対応

○課題

非農家出身の学生が約5割となる中、学生に対する就農への意欲醸成や就農支援の取り組みが不十分。習得した知識や技術を通じた地域貢献、卒業生の活躍に関する情報提供と共有が不足

強化対策

新 就農サポート専門員（仮称）の配置

■ 就農指導、法人訪問による就農マッチング、就農支援センター等と連携した支援制度活用を支援する職員員の配置

新 情報発信の強化

■ 教育・研修カリキュラム、取得可能資格、進路指導、先輩就農者等の情報発信
 ■ 既農業従事者がステップアップするための学び直しの場PR

農業短期大学校施設統合整備事業について（令和3年12月時点）



新施設概要

- 施設名称
福島県農業短期大学校
ふくしま農業人材育成センター（仮称）
- 施設構成
研修エリア
スマート農業研修室（200人収容）
ゼミ室
研修準備室等
生活・交流エリア、管理エリア
学生寮・研修者宿泊室
ラウンジ、ロビー等
- 施設定員
・学生111名（用途：寮）
・研修者最大36名（用途：宿泊）
- 構造、階層
木造平屋建て（一部2階建て）
- 延べ面積
約4,000㎡（施設）

整備スケジュール	R3 (2021)			R4 (2022)			R5 (2023)			R6 (2024)			R7 (2025)			R8 (2026)								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測量調査・排水設計																								
地質調査																								
基本/実施設計																								
建築等工事 (外構含む)																								
各許可申請、備品搬入等																								
廃用施設除却 (設計/解体工事)																								
食堂・厨房改修工事 (設計/建築工事等)																								

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業（継続）

1 趣 旨

本県は全国トップクラスの有機農業の取組県であったが、原発事故の影響により、有機農産物の生産量は激減しており、有機農業の先進県「ふくしま」の復活には、本県有機農業の中核を担う人材の育成・確保が必要である。このため、有機農業に特化した就農支援体制等を整備する。

2 事業内容

(1) チャレンジふくしま有機農業推進事業

本県有機農業の新たな担い手確保のため、有機農業による就農希望者の受入れ体制及び就農支援を強化する。

ア 有機農業による就農希望者の受入れ体制づくり及び有機農業希望者に対する就農支援活動を支援する。

イ 就農希望者等を対象とした有機農業の研修会等を開催する。

(2) チャレンジふくしま有機農業就農研修支援事業

有機農業による就農を促進するため、就農希望者を対象とした有機農業の実践的な研修の受入先を支援する。

3 事業実施主体

2の(1) ア 有機農業者が構成する組織、市町村、団体等 イ 県 2の(2) 有機農業者が構成する組織、市町村、団体等

4 予算額 25,837千円

5 補助率 2の(1) ア 2/3以内(上限額1,000千円) イ -
2の(2) 2/3以内(上限額2,000千円)

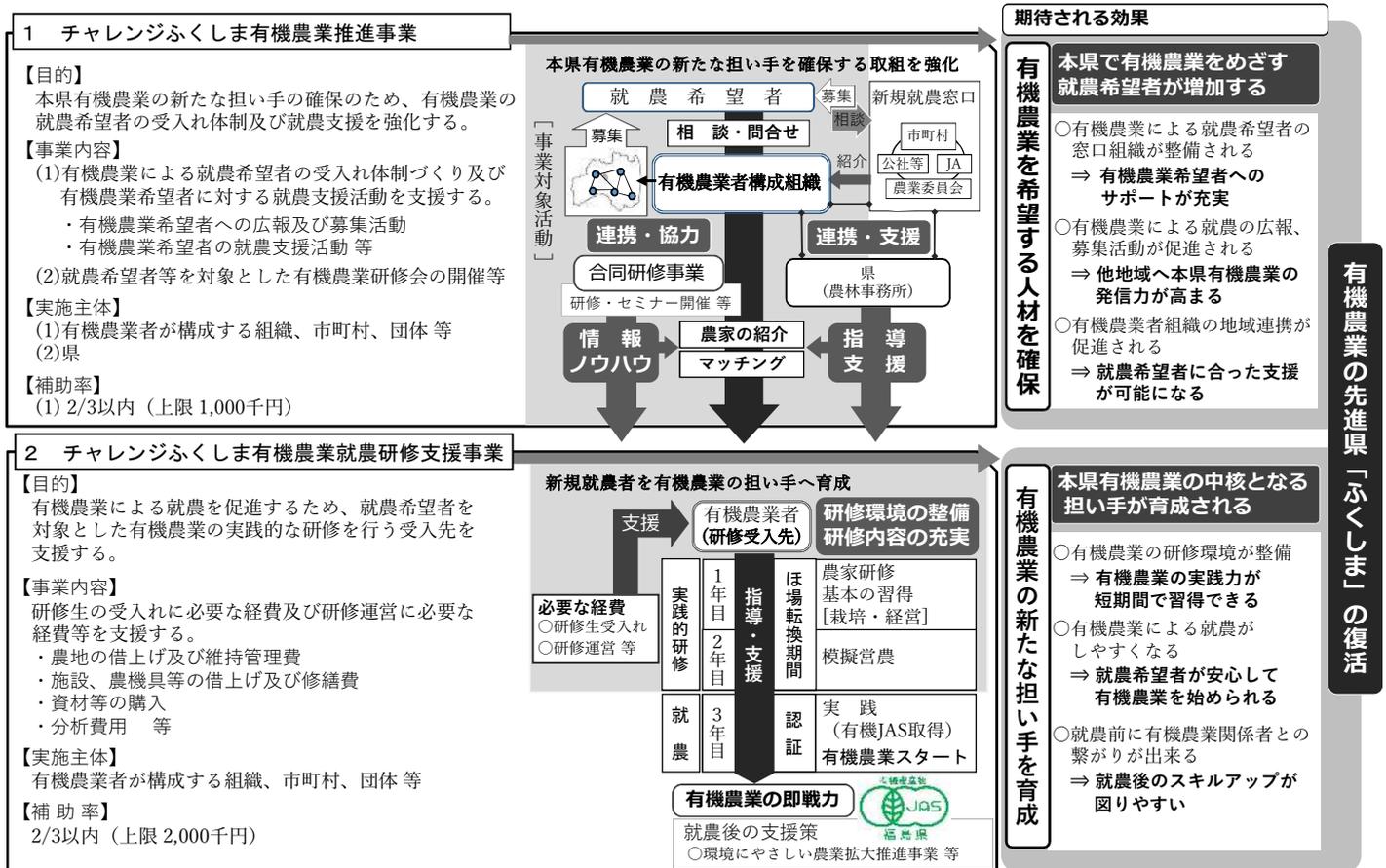
6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

81

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業

環境保全農業課



82

ふくしまの園芸人育成・魅力発信事業（継続）

1 趣 旨

A L P S 処理水海洋放出方針決定による園芸産地に対する新たな風評の発生払拭のため、農業者の作業や経営、産地の魅力を紹介する動画を作成し、発信することで、県内産地の魅力と安全性を消費者等に伝えるとともに、新たな農業者の確保に結びつける。

2 事業内容

本県の主要品目（モモ、あんぼ柿、きゅうり等）を栽培管理している農業者の作業や経営、産地の魅力等を紹介する「動画」を作成し、当該動画を県ホームページや相談会等で発信することで、農作業（畑づくり、芽かき、せん定、収穫等）をイメージしてもらい、県内産地の魅力と県産農産物の安全性を消費者に伝える。

3 事業実施主体

県

4 予算額

11,585千円

5 補助率

—

6 事業実施期間

令和3年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

ふくしまの園芸人育成・魅力発信事業

園 芸 課
予算額：11,585千円

現状と課題	事業概要	作成した動画の活用
<p><現状></p> <p>風評払拭の取組を行ってきたが、他県産の園芸品目との価格差が依然として開いている</p> <p>本県で農業をする魅力不足から就農や経営主が跡継ぎをうながせない状況が続いている</p> <p>原子力災害の大きな市町村では、全国と比較しても農業の担い手不足が進行している</p> <p><課題></p> <p>原子力災害の風評払拭には、より福島県の食の安全性を訴えるとともに県内外への園芸品目の安定供給が不可欠であり、そのためにも生産を担う担い手が、風評を理由に福島県内での営農断念することがないようにつくることが喫緊の課題</p>	<p>農業十傑など知名度の高い生産者の協力を得て、管理作業*や経営、産地の魅力を紹介する「動画」の作成と情報発信</p> <p>■魅力発信動画の作成</p> <p>○撮影品目（福島ならではの品目） もも、日本なし、あんぼ柿、きゅうり（R3）に加え ぶどう、トマト、アスパラガス、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう（R4）</p> <p>○4月から3月とし、年3～4品目程度を年間作品として完成 ○1品目あたり3分程度の7コマで構成</p> <p>■情報の配信（WEBサイトや情報素材として提供） 放射線の影響等なく農業に従事できる環境であることなどを実際の農作業の動画を通じて、本県での就農に関心のある者、県産品に不安を感じている消費者等に向けて発信</p> <p>■（新）県・市町村連携等プラットフォーム 各市町村等で消費者向けに発信している園芸品目や産地情報を当WEBサイト上からも閲覧できるようにし、協働して情報共有、相乗的に情報発信できるようにすると共に消費者が知りたいという要求に対し答えられる仕組みをつくるため、市町村等と連携し市町村等がもつ、情報を一元的に提供</p> <p></p> <p>*管理作業とは 畑づくり、芽かき、せん定、ハウス管理、収穫・調整作業など各作物の栽培ポイント</p>	<p>作成した動画の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ ○福島県公式YouTube動画サイト ○PR素材動画として市町村や公社等の関係機関・団体等が主催する就農フェア等 <p>事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に県内の園芸産地の魅力を知ってもらう 県外に元気な福島のと未来を発信し知ってもらう 県内生産者に風評に対する不安を解消してもらう 就農希望者に農作業を具体的にイメージしてもらい福島県を選んでもらう 市町村が発信している情報も含め、消費者が知りたい情報を知ってもらう

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業（新規）

1 趣 旨

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業において、将来の漁業担い手の確保・育成に必要な、新たに就業する漁家子弟等を対象とした漁業現場での長期研修や経営・技術向上等の支援、就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入支援を行う民間団体等に対し、補助を行う。

2 事業内容

(1) 次世代漁業人材確保支援事業

新たに就業する漁家子弟等を対象とした、次世代を担う漁業人材の確保・育成に必要な支援（漁業現場での長期研修、経営・技術向上に必要な資格取得や研究活動等、漁協等が行う漁業復興の取り組みを広くサポートする人材の活動、新規就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入 等）を行う民間団体等に補助を行う。

- 3 事業実施主体 民間団体等
- 4 予算額 600,000千円
- 5 補助率 定額、3/4以内
- 6 事業実施期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

85

福島県次世代漁業人材確保支援事業

<対策のポイント>

本格操業に向け震災からの復興に取り組む福島県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援します。

1. 新規漁業就業支援

福島県における本格操業への取組開始を契機に、地域の漁業就業者を早急に確保していくため、より確実な定着が見込まれる漁家子弟を含め、地域内外から広く人材を受け入れ、地域への漁業就業を支援します。

- 新規就業者や漁業再開者等の**漁業現場での長期研修を支援**します。
- 漁業者の**経営・技術の向上を支援**します。
- 就業希望者の**インターンシップ**や**トライアル雇用**の受入を支援します。

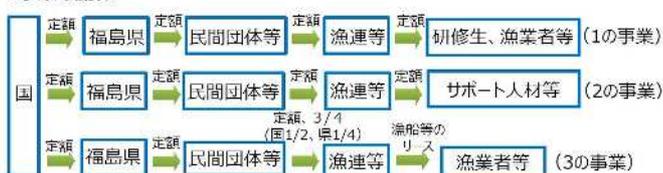
2. 漁業復興サポート人材確保支援

繁忙期の漁労作業や市場出荷作業への支援、販路開拓や就業相談等のイベント支援など、漁協等が行う漁業復興の取組を広くサポートする人材の活動に必要な経費を支援します。

3. 漁業再開支援

就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援します。

<事業の流れ>



長期研修による技術習得

- 定着促進のため、新規就業者（漁家子弟も含む）の漁業現場での長期研修について支援
- 漁業再開者・雇用就業者の自営経営の起ち上げについて支援



経営・技術向上支援

- クレーンやフォークリフトなど経営発展に必要な資格取得を支援
- 漁業者等による水揚量回復に向けた研究活動等を支援



復興サポート人材確保支援

- 漁協等が行う漁業復興の取組を広くサポートする人材の活動に必要な経費を支援



漁船漁具等の導入支援

- 就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援



86

林業人材育成事業（継続）

1 趣 旨

本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業研修拠点施設の整備を行うとともに、研修拠点における研修を実施する。

2 事業内容

(1) 地方創生林業研修拠点整備運営事業

ふくしま創生総合戦略に基づく林業研修拠点施設の新築工事を行うとともに、外部有識者等を交えた運営会議、サポートチーム等による官民一体なった研修運営を行う。

(2) 林業研修拠点整備運営事業

林業研修拠点における研修実施に必要な物品の整備、研修拠点のPR及びその他研修運営を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 408,669千円

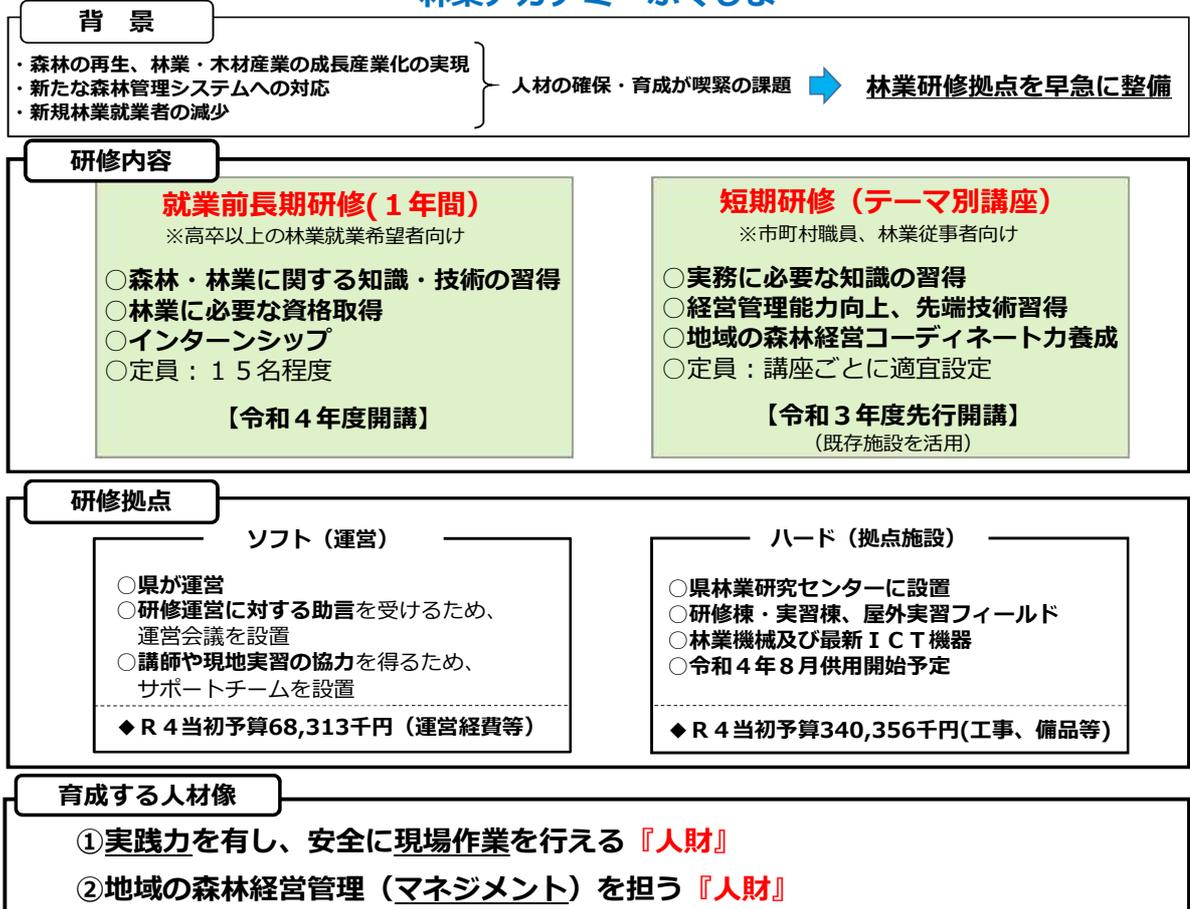
5 補助率 -

6 事業実施期間 令和2年度～令和4年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

87

林業アカデミーふくしま



88

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（継続）

1 趣 旨

被災地域農林業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

2 事業内容

- (1) 先端技術活用による農業再生実証事業
 - ア 広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立
大規模水田営農における乾田直播水稻・大豆・飼料用トウモロコシの輪作体系作業及び省力的管理技術等について実証研究を行う。
 - イ ICT/RT/AI を活用した畑作物・施設野菜の超省力・出荷技術の確立
露地野菜の超省力栽培技術、小麦と野菜の輪作体系、ロボット活用による生産管理技術について実証研究を行う。
- (2) 農林業イノベーションロボット開発事業
 - ア 農業用水利施設管理省力化技術の開発
農業用水路の土砂揚げ作業について自動化するための機械開発と実証を行う。
 - イ 「見える化」技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の開発
農地土壌における肥沃度のバラツキを改善するため高機能堆肥と可変散布機の開発と実証を行う。
 - ウ ICT 技術・放牧を活用した肉用繁殖雌牛管理技術の効率化
放牧牛の放射性物質取り込みを制御するため、牛の行動や摂食を監視・制御するシステムを開発する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	50,471千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

89

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業(R3～R7)

被災地域農林業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

現地実証研究

農業総合センターが中心となって、生産者、国立研究開発法人、大学等と連携して技術体系の現地実証に取り組む。

広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立

- 大規模水田営農における水稻・大豆・トウモロコシの省力的栽培技術の開発・実証
- 広域エリアにおける水田輪作栽培管理技術の開発・実証
- 水田輪作技術におけるデータ活用手法の開発と実証



先端技術を活用した施設野菜・畑作物の省力高収益・出荷技術の確立

- 露地野菜栽培における難防除雑草優占化機構の解明と難防除雑草対策技術の確立
- 加工適性の高い小麦の導入による省力高収益生産技術の開発・実証
- 施設果菜類の雇用労力とロボットを作業主体とした大規模経営技術の開発・実証



ロボット開発

農業総合センターが中心となって、民間企業、大学等と連携してロボット開発に取り組む。

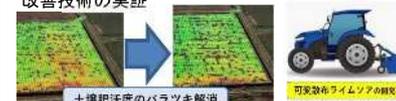
稲作の大規模化・省力化に向けた農業用水利施設管理省力化ロボットの開発

- 水路管理の課題の抽出
- 水路管理者の意見集約
- 水路の土砂上げロボットの開発
- 現地での実証と性能評価



「見える化」技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の開発

- 可変散布ライムソアの開発
- 見える化マップと可変散布機との互換性評価
- 土壌肥沃度のバラツキ解消のための高機能堆肥の改良
- 見える化技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の実証



ICT技術・放牧を活用した肉用繁殖雌牛管理技術の効率化

- 牛の移動により放牧地の放射性物質の分布を把握するシステムの開発
- システムと行動制御を組み合わせ、放射性物質濃度の高い場所での摂食制限の実証



90

福島イノベ構想に基づく林業業先端技術展開事業（新規）

1 趣 旨

福島県の森林林業を再生するため、浜通り地方の林業復興が不可欠であるが、当該地方の森林は広大で、かつ比較的線量の高い区域が含まれることから、人力による調査には限界があるため、先端技術を活用した森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。

2 事業内容

- (1) ドローンによる森林の3D・放射線量データの取得システム及び3D・線量データ処理プログラムの開発
3Dモデルに基づく飛行ルートを用い、放射線量測定機器を搭載したドローンが最適な飛行方法で自動航行し、森林上空から放射線モニタリングを行う仕組みを開発する。また、森林資源情報の解析結果や、詳細な空間線量マップ、地形の詳細データ、高精度オルソ画像（真上から見た傾きのない画像）等を統合した、森林資源利用システムを構築する。
- (2) 深層学習による樹種判別システム及び3D・放射線データ処理プログラムの開発
ドローンで取得したデータを深層学習により樹種を判別するシステムを開発する。また、3D・放射線量等の大量データと併せて線量別、樹種別の材積量算出プログラムを開発する。
- (3) システムの実証・改良・マニュアルの作成
現地踏査・実証試験及び市町村・林業事業者等へのヒアリングを実施し、操作性が容易なシステムの改良及び操作マニュアルの作成を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 861千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

91

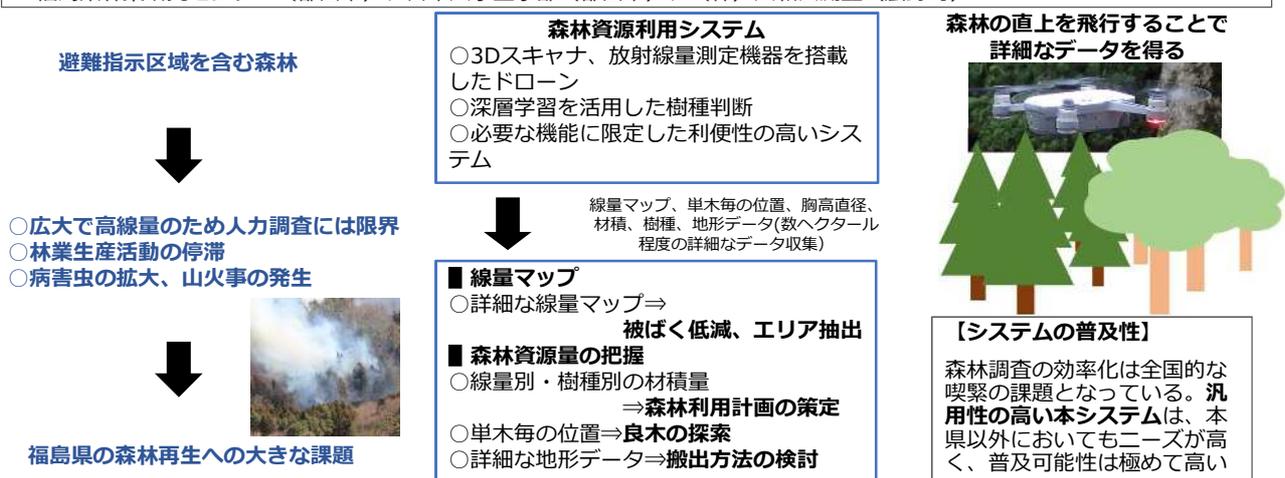
3Dスキャナ等搭載ドローンと深層学習を活用した帰還困難区域等の森林資源利用システムの開発

【研究期間】2021～2023年

目的
福島県内の産学官が連携し、ドローンおよび深層学習(*)を用いた森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。
*深層学習：人間の脳神経回路をモデルにした多層構造アルゴリズムを用い、特徴量の設定や組み合わせをAI（人工知能）が考えて決定する方法

背景・課題
○避難指示区域がある浜通り地方（厳密には相双地方）では、林業生産活動が停滞し、森林病虫害の被害が拡大するほか、山火事が発生するなど厳しい状況が続いている。
○福島県の森林を再生していくためには、浜通り地方の林業復興が不可欠であり、その実現に向けては、林内作業員の被ばく低減につながり、利用可能な森林を明示する詳細な線量マップ、材積や樹種等を自動で判別し、有効な施業提案を可能とする森林資源量の把握が必要。
○浜通り地方の森林は広大で、かつ比較的線量の高い区域が含まれることから、人力による調査には限界があり、地域や産業界からは先端技術を活用した新たな技術開発が求められている。

参画機関
福島県林業研究センター（郡山市）、日本大学工学部（郡山市）、（株）大和田測量（広野町）



92

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業（継続）

1 趣 旨

本県水産業を復興させるため、デジタル技術やバイオテレメトリー技術を用いた実証研究を行い、漁業生産力の強化、漁業経営の効率化、持続可能な漁業を実現し、新たな水産業を展開する。

2 事業内容

- (1) 多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの開発
漁獲データ、水揚げ魚種の品質データ及び環境データを集約したデジタル操業日誌、操業支援システムを構築し、漁業者へ情報提供する技術を実証する。
- (2) ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化
魚体装着型移動生態観測装置を用いて、種苗放流対象魚種の行動及び当該海域の海洋環境情報を収集し、効果的な種苗放流技術を実証する。
- (3) 社会実装拠点運営
実証研究により既に実用化された技術体系を、被災地等の社会実装拠点へ導入する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 77,157千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業

【現状】

- 1) 原発事故により全ての沿岸漁業が操業自粛に追い込まれ、試験操業として規模を縮小した操業は行われているものの、本来の漁業は再開されていない。
- 2) 漁業再開後も原発事故による風評被害が継続することが想定され、福島県漁業が産業として成立するためには、より効率的な漁業生産を可能とする必要がある。
- 3) 水揚げ量を増加させつつ、これまで増加した資源を持続的かつ有効的な利用が重要であり、また、資源管理を行う魚種数の拡大が求められる。

【研究期間】

令和3年～令和7年

【主な実証地】

福島県相馬市
福島県いわき市、他

【目標】

- 1) 福島県全域の漁場環境、操業、漁業資源等に関する情報を網羅したシステムを構築し、効率的な漁業生産、資源管理を実現する。
- 2) 種苗放流対象魚種の移動を把握するための技術開発、生息環境における海洋環境情報を収集し、最適放流手法を確立する。

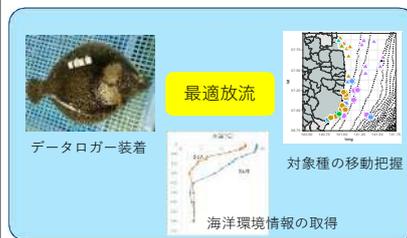
1. 多様な漁業種類に対応した情報収集・配信システムの開発

- 1) 海面漁業における情報収集・配信システムの実証
- 2) 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証
- 3) 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討
⇒漁獲情報の収集、配信
⇒自船データの確認



2. ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化

- 1) バイオテレメトリーによる移動生態把握技術の実証
- 2) 種苗放流効果の把握に係る技術実証
- 3) 河口域における放射性物質の分布状況
⇒放流効果評価手法開発
⇒生息場所の環境を把握



3. 社会実装拠点運営

- 1) 操業の効率化・資源管理・流通の体系化技術の社会実装
- 2) 内水面漁業の復活に向けた種苗生産、供給技術の社会実装
⇒漁船数、海域の拡大による操業支援データの拡充
⇒優良形質を持つアユ種苗の安定生産、供給体制確立



福島県産農産物競争力強化事業（研究）（継続）

1 趣 旨

震災・原発事故による風評等の影響で失った県産農林水産物の販売棚を回復させるため、市場ニーズに対応した魅力ある県オリジナル品種や高品質な農産物の生産技術、県産農産物の旨みや機能性の見える化などの技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入事業
 水稲、野菜、花き、果樹において、福島県オリジナルの新品種を開発する。
- (2) 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発事業
 福島県の農産物について、機能性成分の探索と見える化を図るとともに加工に関する新技術を開発する。
- (3) オリジナル酒造好適米定着促進事業
 福島県オリジナル酒造好適米「福乃香」及び有望系統の品質向上に向けた生産技術確立のための研究を実施する。
- (4) 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発事業
 福島県産和牛の枝肉形質、客観的肉質評価及び旨み成分等について総合的な評価を可能とするための評価技術を開発する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 118,298千円

5 補助率 -

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

95

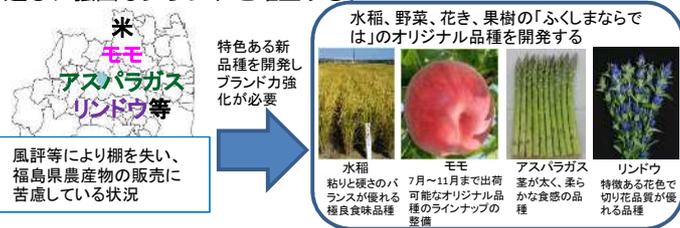
福島県農産物競争力強化事業（研究）（R3～R7）

福島県産オリジナル品種の販売促進のために必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援。

福島県の試験研究機関等において以下の技術開発を行う。

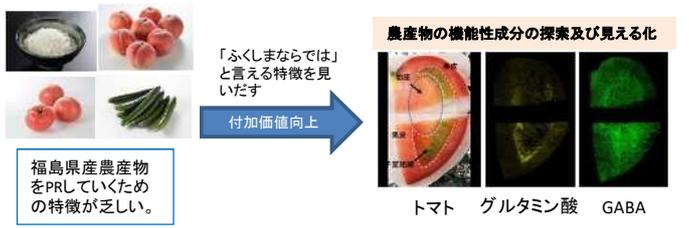
1. 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入事業

○ 風評払拭のため、国内外の競争に打ち勝つ特色ある福島県オリジナルの新品種を開発し、避難地域等における新たな産地を創造し、強固なブランドを確立する。



2. 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発事業

○ 福島県産の農産物（野菜、果実、米）について機能性成分を調査し、福島県ならではの付加価値のある加工品開発につなげる。



3. オリジナル酒造好適米定着促進事業

○ 県オリジナル酒造好適米「福乃香」及び有望系統の品質向上に向けた生産技術確立のための栽培試験を実施し、酒造適性に優れた米の栽培マニュアルをとりまとめ、高品質な県オリジナル酒造好適米の安定供給、生産振興を図る。



4. 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発事業

○ 客観的肉質評価及び旨み成分等について総合的な評価を可能とする福島牛の評価技術を開発する。



96

農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が行う取組に必要な経費を支援するとともに、農地中間管理事業を活用して農地集積に取り組んだ地域や個人に対して協力を金を交付する。

2 事業内容

(1) 農地中間管理機構事業

機構が農地を借り入れ、担い手へまとまりのある形で貸し付ける取組に必要な経費等を助成する。

(2) 遊休農地解消緊急対策事業

機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に農地集積・集約化する取組に必要な経費を助成する。

(3) 機構集積協力金交付事業

農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合に地域または農地の出し手に対して協力を金を交付する。

ア 地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を機構に貸し付け、又は貸付と一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手へ農地を集積・集約した地域に協力を金を交付する。

機構を活用して交付対象面積の1割以上が新たに担い手へ集積された場合に取り組み地域に対して交付する。

	機構の活用率（累積） (機構への貸付・委託総面積÷地域の農地面積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)

※1 担い手が不足する地域は、一定の条件の下、1割以上を1/2に緩和。

※2 東日本大震災の津波被災地域は、0.3万円/10a上乗せ。

97

区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

※3 令和4年度以降は、前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象。

※4 農作業委託は機構への貸付と一体的に行われた基幹3作業、委託期間10年間以上を対象。

イ 集約化奨励金

実質化した人・農地プランの策定地域等において、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付する。

【交付要件（次のいずれかを翌々年度までに満たすこと）】

- ・地域における同一耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加。
- ・団地面積の割合が30%以上の地域においては、同一耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

※1 同一年度内で「地域集積協力金（集積タイプ）」との重複交付が可能。

※2 過去に地域集積協力金（集約化タイプ）の交付を受けた農地は対象外。

98

ウ 経営転換協力金

機構に対し農地を貸し付け、経営転換又はリタイアする者等へ交付する。

機構への貸付期間が10年以上であり、地域集積協力金と一体的に取り組む場合に交付される。

交付単価：1.0万円/10a（上限額25万円/1戸）

- 3 事業実施主体 2の(1)、(2) (公財) 福島県農業振興公社、2の(3) 市町村
- 4 予算額 784,638千円
- 5 補助率 2の(1)、(2) 定額、2の(2) 定額
- 6 事業実施期間 平成26年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農地利用集積対策事業

- 農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要
- 本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現

事業内容

① 農地中間管理機構事業

(農地中間管理機構への支援)

機構が農地集積等に取り組むために必要な経費を助成

② 遊休農地解消緊急対策事業

(農地中間管理機構への支援)

遊休農地を解消し担い手に集約する取組に必要な経費を助成

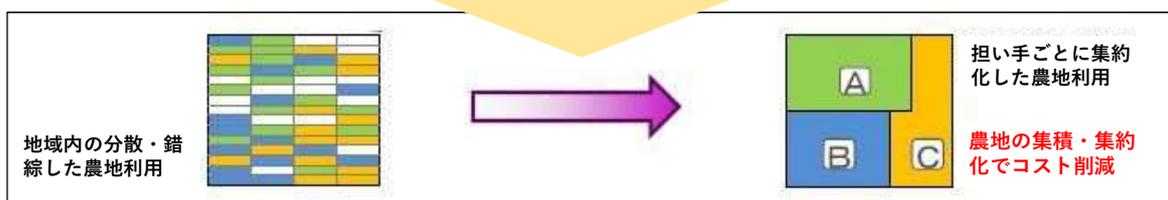
③ 機構集積協力金交付事業

(地域・農業者への支援)

機構に対し農地を貸し付けた地域等に対して協力金を交付



目標 (令和5年度)
担い手への農地集積 7.5%



農村環境整備事業実施計画費（継続）

1 趣 旨

農村環境整備に関する計画作成の対象地区について、計画的・効率的な事業実施に資する実施計画策定を行い、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

2 事業内容

- (1) 各事業に係る事業計画策定業務
当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

3 事業実施主体 県、市町村、団体

4 予 算 額	362,013千円
	（令和4年度 当初 342,013千円）
	（令和3年度 第15号補正 20,000千円）

5 補 助 率	農地防災、水利施設整備事業、情報通信環境整備事業	100%
	中山間地域整備事業	55%
	農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備）	62.5%
	（農業競争力強化農地整備）	50%

6 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7406】

101

【国事業名：農村地域防災事業等】

農村環境整備事業実施計画（継続）

令和4年度当初予算 342,013千円

I 事業内容

営農条件を改善するためのほ場整備を始めとする農村の環境整備を行うことを目的とした農業農村整備事業を計画的且つ効率的に進めるために必要な事業計画策定を行います。
【原地区（泉崎村）他19地区】

II 令和4年度の実施内容

農地整備事業

ほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。

農地防災事業

防災重点農業用ため池や頭首工等の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。

水利施設整備事業

揚水機場や幹線水路等の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。

中山間地域整備事業

中山間地域の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。

情報通信環境整備事業

情報通信環境の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。

III 事業のイメージ



ほ場整備の実施に向けて、地元説明会の実施や、関係機関との調整を行い、事業計画の策定を行います



事業計画に基づき事業を実施（門田第4地区(会津若松市)）

102

農地中間管理機構関連農地整備事業 他（継続）

1 趣 旨

農業競争力の強化を進めるため、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や農業の付加価値化など、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

2 事業内容

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,881,445千円

令和4年度 当初	978,126千円
令和3年度 第15号補正	903,319千円

5 負担率

一般地域：国 50%（62.5%）、県 27.5% 等

中山間地域等：国 55%（62.5%）、県 27.5% 等

※（ ）書きは農地中間管理機構関連農地整備事業実施地区

6 事業実施期間

平成9年度～令和8年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7410】

103

【国事業名：農業競争力強化農地整備事業等】

農地中間管理機構関連農地整備事業 他（継続） 令和4年度当初予算 978,126千円

I 事業内容

農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要であり、これらの政策課題に応じた農地の大区画化・汎用化等の生産基盤整備を中間管理機構とも連携し実施します。

【ハード対策 浮金第二地区（小野町） 他13地区】

【ソフト対策 槻ノ木地区（会津若松市） 他13地区】

II 令和4年度の実施内容

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。

経営体育成基盤整備事業

大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。

経営体育成促進事業

調査・調整事業

土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。

指導事業

県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。

促進事業

ハード事業を通じて確保された生産性の高い農地を、高度経営体、特定高度経営体、就寝経営体へ一定以上集積することを促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。

III 事業のイメージ



前田沢地区（郡山市）

104

県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 他（継続）

1 趣 旨

国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の相当数が老朽化の進行とともに、更新を必要とする施設が増加している。今後とも増加していく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の有効活用と財政負担の平準化を図る。

2 事業内容

ダム、頭首工、用排水機場、基幹用排水路等の基幹水利施設について、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画を策定し、当該機能診断結果に基づき必要な対策工事を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額	433,656千円
	（令和4年度 当初 381,155千円 令和3年度 第15号補正 52,501千円）

5 補助率 国50%、県25%～29%

6 事業実施期間 平成23年度～令和9年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7417】

105

【国事業名：農山漁村地域整備交付金等】

県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 他（継続） 令和4年度当初予算 381,155千円

I 事業内容

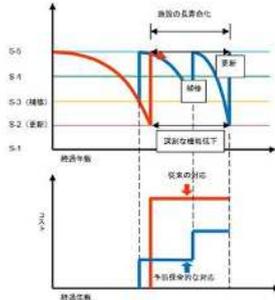
国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の相当数が老朽化の進行とともに、更新を必要とする施設が増加しています。今後とも増加していく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の有効活用と財政負担の平準化を図ります。
【新安積（三期）地区 他4地区】

II 令和4年度の実施内容

基幹水利施設ストックマネジメント事業

機能保全計画に基づく補修工事、更新工事を実施する。

○施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減



ストックマネジメントとは

施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取組み

III 事業のイメージ



新安積地区（須賀川市）

伊達西根堰地区（桑折町）

106

県営農業農村施設維持管理事業 他（継続）

1 趣 旨

農業水利施設等において、老朽化の進行により施設の補修・修繕が必要となっている。これらの需要に対し農業水利施設の長寿命化を図る必要があることから、きめ細やかに対応した補修・修繕工事や維持管理工事を実施する。

2 事業内容

- (1) 県営農業農村施設維持管理事業
農業水利施設等の老朽化の進行により、補修・修繕が必要となり維持管理工事を実施する。
- (2) 県営水利施設長寿命化対策事業
農業水利施設等の老朽化の進行により、補修・修繕が必要となり維持管理工事を実施する。
- (3) 団体営農業農村施設維持管理事業
農村地域におけるし尿、生活雑排水等の污水处理施設の補修や補強を行う。また、農業水利施設等の老朽化の進行により、補修・修繕が必要となり維持管理工事の実施する。

3 事業実施主体 (1) (2) 県、(3) 市町村

4 予算額 988,508千円

5 補助率 (1) (2) 国50%~55%、(3) 国50%~100%

6 事業実施期間 令和元年度~令和8年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7417】

107

県営農業農村施設維持管理事業 他（継続）

【国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業等】

令和4年度当初予算 988,508千円

I 事業内容

国・県営土地改良事業等により造成された農業水利施設の相当数が老朽化の進行とともに、更新を必要とする施設が増加しています。今後も増加していく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の有効活用と財政負担の平準化を図ります。
【臼下石2期地区 他31地区】

II 令和4年度の実施内容

県営農業農村施設維持管理事業

頭首工・排水ポンプ及び用水路の補修修繕工事を行う。

県営水利施設長寿命化対策事業

ダム・幹線排水路・防潮樋門等の補修、更新工事を行う。

団体営農業農村施設維持管理事業

農業水利施設

水路等の補修工事を行う。

集落排水施設

施設機械及び管路の補修工事を行う。また、機能診断に基づき、最適整備構想の策定及び再編・集約等の検討を実施する維持管理適正化計画の策定を行う。

III 事業のイメージ



夏井川左岸地区（いわき市）



集落排水施設 滑津地区（中島村）

108

基幹水利施設管理事業 他（継続）

1 趣 旨

農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるとともに、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、その公共性・公益性は益々高まっており、施設機能の適正な管理が望まれている。

このため、農業水利施設を適正に管理していくことが不可欠であることから、その管理に対して支援を行うとともに、長寿命化対策を実施する。

2 事業内容

- (1) 基幹水利施設管理事業
国営土地改良事業により造成され、県や市町村が管理を行っている一定規模以上で公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理を助成する。
- (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制）
国営造成施設及び付帯県営造成施設を管理する土地改良区のみ管理体制を整備する。
- (3) 土地改良施設維持管理適正化事業
土地改良施設の定期的な整備補修（施設の一部更新を含む。）及び安全管理施設の整備補修を実施する。
- (4) 土地改良区体制強化事業（施設管理強化対策）
土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策を実施する。
- (5) 国営造成施設維持管理適正化事業
国営造成施設のきめ細やかな長寿命化対策を実施する。

- 3 事業実施主体
- 2の(1) 県、市町村
 - 2の(2) 市町村
 - 2の(3) 土地改良区、市町村
 - 2の(4) 福島県土地改良事業団体連合会
 - 2の(5) 県、土地改良区

4 予算額 463,771千円

- 5 補助率
- 2の(1) (県 営) 国10/30、県9/30、市町村6/30、土地改良区5/30
(団体営) 国30% (10/30)、県30% (9/30)、市町村40% (11/30) ※ () は治水協定締結ダム
 - 2の(2) 国50%、県25%、市町村25%
 - 2の(3) 国30%、県30%、土地改良区・市町村40%(うち 緊急整備型(交付金)は国50%(55%)^{*}、その他50%(45%)^{**})
 - 2の(4) 国50%、県50%
 - 2の(5) (県 営) 国50% (55%)^{*}、県27.5%、その他22.5% (17.5%)^{*}
(団体営) 国50% (55%)^{*}、県14%、その他36% (31%)^{*} ※ () は中山間地域

6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7419】

109

第三者認証GAP取得等促進事業（継続）

1 趣 旨

産地の信頼回復・向上を図り、風評払拭を効果的に進めるため、産地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を拡大するとともに、その取組を消費者等に効果的に情報発信する。

2 事業内容

- (1) 第三者認証GAP導入支援事業
GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の取得や継続に係る経費を支援する。
- (2) 産地のGAP指導体制の構築
ア 普及指導員等による意欲の醸成、実践支援、GAPを通じた農業経営改善等の活動を展開する。
イ FGAP認証を希望する生産者の取組の審査を第三者機関に委託する。
ウ 県域農業団体による団体認証取得を目指す産地への指導助言等に要する経費、市町村によるGAP認証取得支援及び消費者や実需者のニーズに対応したGAPの活用支援に要する経費を支援する。
- (3) GAPの見える化による消費者の理解促進
県内外の消費者や流通事業者に対する認証取得農場の取組情報等の発信、取扱量や販路拡大に向けた取組を実施する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 農業者、農業法人、出荷団体等
- 2の(2) ア、イ 県
ウ、県域農業団体、県域出荷団体等、市町村
- 2の(3) 県

4 予算額 299,092千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成28年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

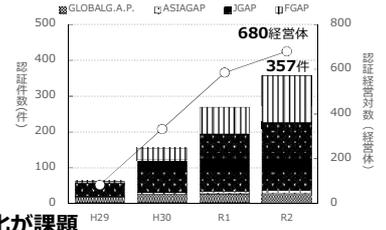
110



ふくしま。GAPチャレンジ宣言
〔平成29年5月〕

○GAP日本一を目指して、認証取得にチャレンジ！
○オリ・パラへの食材供給を通じた誇りと感謝の発信

- 認証件数は**目標361件をほぼ達成する357件まで増加**
(ASIAGAP・JGAP(県で栽培のない茶を除く)の認証件数は全国2位、農場数1位)
- 東京大会の選手村や県内宿泊施設における県産GAP認証農産物(米、もも、きゅうりなど)の活用
- 県産農産物**全体に占めるGAP認証の割合は、面積換算で5%となっており、**
根強く残る風評払拭に向けて、生産現場における適切な生産工程管理の実践を可視化する
認証GAPの更なる導入・拡大が必要
- GAPを通じた経営改善、消費者等の理解によるGAP認証農産物の流通拡大などの**メリットの具現化が課題**



ふくしま。GAPチャレンジ 2nd STAGE

新たな旗印 “GAPによる持続可能な農業の実現”

〔具体的取組〕

- ①JA生産部会や大規模法人等に加え、新たに営農再開を担う法人や新規就農者等を推進対象の柱に位置づけ、**面的拡大を図りながらGAP認証取得日本一を目指す(ASIAGAP・JGAPの合計値)**。
- ②普及指導員等による認証取得農場の**GAP実践・活用・定着への支援を強化**する。
- ③消費者や流通事業者に対する認証取得農場の**取組情報等の発信を強化**する

順位	〔全品目〕		〔茶を除く〕	
	件数	県名	件数	県名
第1位	259件	静岡県	231件	北海道
第2位	231件	北海道	193件	福島県
第3位	214件	鹿児島県	85件	茨城県
第4位	193件	福島県		

第三者認証GAP導入支援事業

○第三者認証GAP (GLOBAL G.A.P./ASIA GAP/JGAP) 及びふくしま県GAP (FGAP) の認証取得や維持に係る経費を支援する。

補助対象：農業者、農業法人等
補助率：定額

産地のGAP指導体制の構築

○普及指導員等による意欲の醸成、実践支援、GAPを通じた農業経営改善等の指導活動

○FGAPの現地審査事務委託

○県域農業団体や市町村によるGAP導入拡大、PR等の取組経費を支援する。
補助対象：農業団体、市町村等
補助率：定額

GAPの見える化による消費者の理解促進

○県内外の消費者や流通事業者に対する認証取得農場の取組情報等の発信、取扱量や販路拡大に向けた取組強化

目標

期間：R3～R12 (10年間)
成果目標：第三者認証GAP等に取り組む経営体数
1,800経営体 (R2末：680経営体)

農林水産物等緊急時モニタリング事業 (継続)

1 趣 旨

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等(穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等)のモニタリング検査を実施し迅速に公表する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 379,488千円

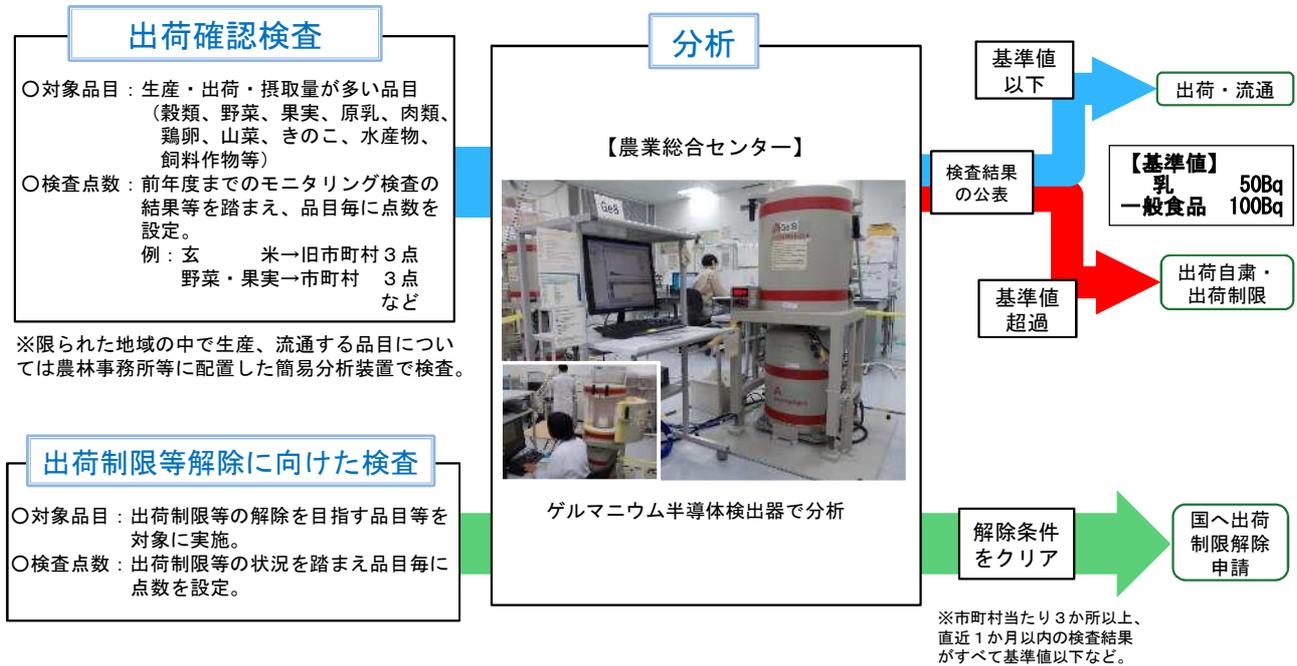
5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

農林水産物等緊急時モニタリング事業

県産農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。



113

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 趣 旨

県産農林水産物に対する消費者の信頼向上に向けて、産地が行う放射性物質検査や検査結果を分かりやすく迅速に提供する安全管理システムの運用等を支援する。

2 事業内容

- (1) 安全管理システム緊急強化対策事業
産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。
- (2) 安全管理システム地区推進事業
産地における分析機器等の整備、地域協議会の設置と運営等を支援する。
- (3) 安全・安心見える化対策事業
ふくしまの恵み安全管理システム等により情報を発信する取組を支援する。
- (4) 海の恵み安全・安心推進事業
試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、漁業者団体等が行う放射性物質検査を支援する。

3 事業実施主体 県 (2-(1))、県協議会 (2-(1)(2)(3))、地域協議会 (2-(2)(3))、県漁連 (2-(4)) 等

4 予算額 402,294千円

5 補助率 10/10以内

6 事業実施期間 平成24年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342

生産流通総室水田畑作課、園芸課、水産課、森林林業総室林業振興課】

ふくしまの恵み安全・安心対策推進事業

生産者、生産者グループ、産地 など

農林水産物等
緊急時モニタリング

国のガイドラインに基づき
県が市町村や地域毎に検査を実施

産地における自主検査

農家や出荷ロット毎に行う野菜・果物などの自主検査、米の全量全袋検査を実施するとともに、検査結果を「ふくしまの恵み安全管理システム」により分かりやすく発信

地域の恵み安全対策協議会等
41協議会（市町村、JA、出荷団体等から構成）
水産物は福島県漁業協同組合連合会

ふくしまの恵み安全対策協議会
（県及び地域の団体等で構成）

◎野菜・果物、きのこ・山菜、水産物等の自主検査（全域）



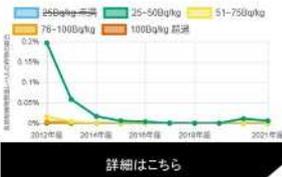
分析機器：簡易分析装置

◎米の全量全袋検査（一部市町村）



分析機器：全量全袋検査機器

◎「ふくしまの恵み安全管理システム」の運営



検査結果

ふくしまの恵み 

消費者や流通・販売事業者 など

安全管理システム緊急強化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 県による産地支援 ● 県協議会の運営
安全管理システム地区推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域協議会の運営 ● 検査機器の整備（新規）野生まつたけ用非破壊検査機器を追加 ● 検査機器の点検・修繕（新規）あんぼ柿全量非破壊検査を追加 ● システムのPR・活用促進
安全・安心見える化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査・データ管理人員の配置 ● システムの運営
海の恵み安全・安心推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査機器の点検・修繕 ● 検査・データ管理人員の配置

115

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（一部新規）

1 趣 旨

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド化の推進や常に消費者の手が届く環境を拡大するためのさらなる販売網の確保、情報発信によるイメージ向上の取組等により、県産農林水産物の価格ポジションを震災前の水準に戻すとともに、海外への戦略的な情報発信を通じて輸入規制の撤廃を働きかけることで、本県の基幹産業である農林水産業の復興を目指す。

2 事業内容

(1) 「ふくしま」ブランド拡大推進対策

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るとともに、「オールふくしま」で販路拡大に取り組むことで、全国の消費者に本県への親近感を浸透させ、風評の払拭を目指す。

ア ふくしま農林水産物ブランディング事業

県産農林水産物のさらなるブランド力向上のため、県外量販店等において販売フェアを開催するとともに、消費者やバイヤーへ積極的なマーケティングを行う。

イ 農林水産物マッチング事業

県産農林水産物の魅力、安全に対する取組への理解促進や販路拡大につなげるため、食品流通・小売・飲食店事業者を対象としたマッチング支援（商談会・交流会・産地視察等）を実施することで一層の販路拡大を図る。

ウ 「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業

県産農林水産物の販売等により、その魅力や安全性などを積極的にPRする店舗を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録し、消費拡大を図る。

エ おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン事業

県内量販店等において県産米の消費拡大を始めとしたキャンペーンを実施し消費者にPRすることで、県産農林水産物の美味しさの再認識、安全性への理解につなげる。

オ 全国での販売促進PR

116

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図り風評を払拭するため、関係団体等と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者の経営者層や消費者への働きかけを行う。

カ ふくしま米ブランド化推進事業

(ア) 「福、笑い」ブランド化推進事業

令和3年度本格デビューの県オリジナル米新品種「福、笑い」のブランディングを実施する。

(イ) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業

県産米の販売促進キャンペーン、飲食店等とのタイアップ等、セールス・プロモーションを実施する。

(ウ) ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の消費拡大及び需要拡大を図るためPR活動等の取組を支援する。

キ ふくしまの畜産ブランド再生事業

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

畜産物の消費拡大イベントを実施するとともに畜産団体の取組を支援する。

(イ) 「福島牛」ブランド再生事業

「福島牛」ブランドの復興に向けた安全性・おいしさのPRや販路拡大等を支援する。

ク 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業

加工・業務用野菜の取引拡大を目的に、マッチング商談会及びセミナー等各種イベントを開催し、契約野菜の新たな販路確保と産地育成を図る。

ケ 6次化商品販路拡大事業

商品それぞれの強みを活かしたプロ目線による商品改良や販路拡大など、6次化商品のブランド化を支援する。

併せて、各地方の特色を活かした商品開発やマッチングにより販路拡大を支援する。

(ア) ふくしま満天堂ブランド確立推進事業

「ふくしま満天堂」の取組により、県内6次化商品の磨き上げと販路拡大を支援するとともに、商売ベースでの継続的なブランドの運営を推進する。

(イ) 6次化地方ネットワーク活動推進事業

県内各地方における6次化ネットワークの活動を支援する。

117

コ 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業

県内の農業者団体等が、風評の払拭に向けて国内で実施する、県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPR等活動を支援する。

サ 「チームふくしまプライド。」活動支援事業

県産品を応援する人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。

シ ふくしま旬の食材等活用推進事業

幼少期から旬の食材と触れ合う機会を創出し、県内の保育園や幼稚園、小中学校等の給食に県産食材を提供することにより、産地消費及び食育の推進を図る。

ス 県産米消費拡大プロモーション

県内のマスメディア等を活用し、県民に対して県産米のPRを実施することで摂食経験を向上させ、もって県産米の消費拡大を推進する。

(2) オンラインストアによる販売促進

ウィズコロナの状況下においてもオンラインストアを活用することで積極的に販路を確保し、県産農林水産物が常に消費者の手に届く環境を拡大することで、国内マーケットにおける本県産品の地位の確立を図る。

(3) 農林水産物戦略的情報発信

科学的根拠に基づく県産農林水産物の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげるとともに、テレビCM等の活用により魅力を全国に向けて発信することでイメージ向上を図り、風評の払拭を目指す。

ア 「ふくしまプライド。」情報発信事業

県産農林水産物に対するイメージ向上を図るため、消費者への影響力の大きいテレビCM等を活用した対策を実施するとともに、風評に関連する調査を行い、効果的な情報発信対策や販路拡大対策を検討する。

イ 食品モニタリング検査情報発信事業

放射性物質モニタリング検査結果を公表するWEBサイトを運用することで、科学的根拠に基づく情報を発信し、県産食品の安全に関する理解を深める。

118

(4) 攻めの海外販路回復・拡大事業

原子力発電所事故による輸入規制の撤廃に向けて戦略的な情報発信を展開するとともに、日本産品の輸出が発展途上にある海外マーケットへ販路拡大を図る。

ア 動画等による海外への情報発信

県産農林水産物等の魅力を海外に発信する情報コンテンツを作成・配信する。

イ 台湾における本県産農林水産物の魅力発信

輸入規制が緩和された台湾をターゲットに、規制の撤廃に向け現地の人々に本県産農林水産物の安全性や魅力を訴える動画やSNS、メディア等の活用による情報発信を行う。

ウ 有望輸出国での試食会・商談会等の実施

輸出有望国において、輸出に意欲的な県内生産者団体等とともに、試食会・相談会等を開催し、県産農林水産物の魅力を積極的に発信することで、輸入規制の撤廃とさらなる県産品の輸出促進につなげる。

エ 中東地域における情報発信・販路拡大

中東地域の飲食店等において、桃やあんぼ柿等の県産農産物・加工品を継続的にPRすることで、販路拡大や風評払拭に繋げる。

オ 農産物等海外販路開拓支援

輸出に意欲的な県内農業者団体等が海外販路開拓のために実施する商談会や、展示会出展等の活動を支援する。

3 事業実施主体

2 (1) ア、イ、ウ、エ、オ、カ(ア)、カ(イ)、キ(ア)、ク、ケ、シ、ス 県

2 (1) カ(ウ) 福島県米消費拡大推進会議

2 (1) キ(ア) 畜産団体

2 (1) キ(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会

2 (1) コ 民間団体、県域農業団体

2 (1) サ 民間団体等

2 (2) 県

2 (3) ア、イ、 県

119

2 (4) ア、イ、ウ、エ 県

2 (4) オ 農業団体等

4 予算額 1,821,480千円

5 補助率

2 (1) カ(ウ)、キ(ア)、キ(イ)、コ、サ、シ 定額

2 (4) オ 3/4以内、定額

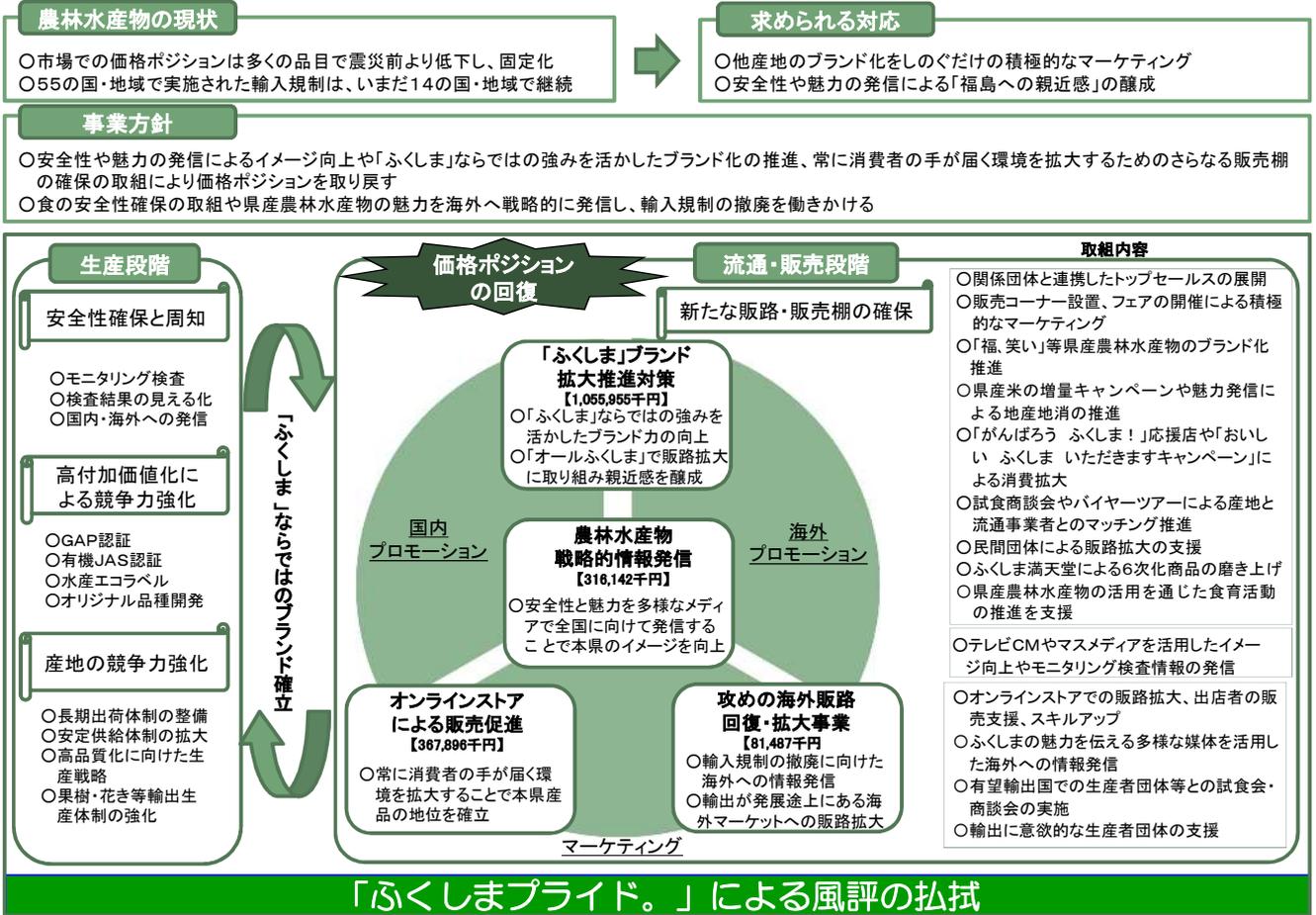
6 事業実施期間 平成30年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354
(2(1)ケ、2(4)を除く)

農林水産総室農林企画課 024-521-8041
(2(1)ケ、2(4))

】

令和4年度ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業



ふくしま「食の基本」推進事業（継続）

（旧：ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業）

1 趣 旨

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食文化の伝承等、先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣することにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

(2) ふるさとの農林漁業体験支援事業

地域団体等が行う、子どもたちが農林水産物の生産から消費までを理解するための体験活動や、県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援する。

3 事業実施主体 (1) 県 (2) 食育応援企業、法人、NPO法人、任意団体等

4 予算額 13,268千円

5 補助率 (1) - (2) 定額（上限1,100千円）

6 事業実施期間 令和元年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

ふくしま ‘食の基本’ 推進事業

震災・原発事故の影響による食育活動の減少
健康悪化、地域の活力低下

食育活動の推進
(子どもから大人まで)

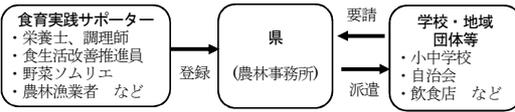
健康長寿社会の実現

ふくしま食育実践サポーター派遣事業

【事業概要】

食育活動を先進的に実践する方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等からの要請に応じて派遣する。

【実施体制】



サポーター登録者数 240名 (令和3年12月末)

ふるさとの農林漁業体験支援事業

【事業概要】(補助事業)

農林水産業体験と、県産農産物の安全・安心の取組や食文化の継承などの活動を組み合わせて実施する団体等を支援する。

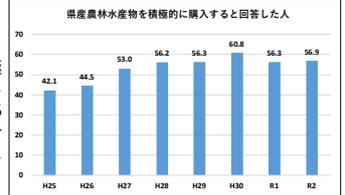
【実施体制】



活用

効果

大震災・原発事故後、県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合が、平成25年度42.1%に対して令和2年度56.9%までに回復した。



課題

- ・県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合は回復傾向にあるが、ALPS処理水の方針を国が決定したことで更なる風評の懸念があるため、食育活動を継続実施し、引き続き支援が必要
- ・健康長寿社会の実現に向け、子どもだけでなく県民を対象とした食育活動が必要

対策

- ふくしま食育実践サポーター派遣事業
 - ・派遣のニーズは年々増加しており、派遣人数を増やして対応する。
- ふるさとの農林漁業体験支援事業
 - ・県産農林水産物の安全・安心の取組や食文化の継承などのテーマを設けて実施
 - ・啓発資材を作成し、幅広い年齢層に普及

ふくしま米生産情報発信事業

1 趣 旨

ALPS 処理水の対応方針の決定による風評拡大を未然に防止するため、県内の集荷・販売事業者と連携しながら、県内外の米の流通・販売事業者、消費者へふくしま米の魅力と正しい産地情報を発信するための動画・パンフレットの作成、WEB への掲載を行うことにより、本県産米の販路の確保につなげる。

2 事業内容

(1) ふくしま米生産情報発信事業

ア ふくしま米魅力発信の検討

米の集荷・販売事業者等とふくしま米の評価向上と販売促進に向けた効果的な情報発信の検討を行う。

イ PR 資材の作成

アの検討を踏まえ、米の流通・販売事業者、消費者をターゲットとして、「ふくしま米」を生産する産地での特色ある取組や安全安心の取組に関する動画とパンフレットを作成、WEB に掲載することで、産地の情報をわかりやすく伝え、販路の確保や需要の拡大につなげる。

3 事業実施主体 県

4 予算額 6,300千円

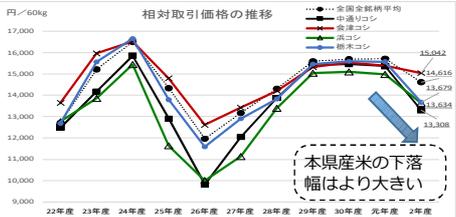
5 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

現状課題

- 令和2年産の本県産米価は全国より一層下落しており風評は根強い。令和3年産米の概算金も下落。
- さらにALPS処理水の対応方針により、集荷業者や大規模農業者からはより一層の風評の発生を懸念する声
- 産地の取組や生産者の思い、安全対策など県内集荷・販売事業者等と連携し、現地目線での情報発信をより強化することにより、本県を代表する農産物である米の風評を未然に防止することが必要

現状

米価の推移



令和2年産米の相対取引価格 (令和3年8月までの年産平均価格: 60kg)

産地品種銘柄	令和2年度①	令和元年度②	価格差①-②
福島 コシヒカリ(中通り)	13,308	15,369	▲2,061
福島 コシヒカリ(金津)	15,042	15,392	▲350
福島 コシヒカリ(浜通り)	13,634	14,974	▲1,340
福島 ひとめぼれ	13,116	14,913	▲1,797
福島 天のつぶ	12,679	14,479	▲1,800
全国(全銘柄平均価格)	14,616	15,716	▲1,100

県内集荷業者の声

- 通常年は4月までには契約終了も令和2年産米は契約・販売進捗が停滞
- 4月以降、集荷時の価格より安値での販売。1俵1万円以下での商談も
- 民間在庫の状況等から米の概算金が下落し、令和3年産米の取引も苦戦が想定

県外業者の声 (「令和2年度福島県産農産物等流通実態調査」より)

- 本県産米のブランド力向上や価格向上に役立つ情報としては「食味の情報」「他県産との違い」「放射性物質の検査結果」等が指摘

対策

【予算額 6,300千円】

産地が連携・正しい情報を着実に周知

ふくしま米の魅力発信の検討

- ・ 集荷・販売事業者等に意見聴取
- ・ 「ふくしま米」の販売促進に向けた効果的な情報発信等について検討

PR資材

- ・ 集荷・販売事業者等の意見を基に、米の流通・販売事業者・消費者をターゲットとした動画やパンフレット等を作成
- ・ 営業や仕入担当など、本県産米に直接関わる担当者に訴求・分かりやすく伝えると共に一般消費者へ情報発信し、需要の拡大につなげる

令和3年度

「晩夏～秋」の農作業等を中心に産地の魅力等を発信

令和4年度

「春～夏」の農作業、風景などを追加し、産地の魅力、生産者の想い、先端技術、安全対策の取組等を発信

より正確な産地情報を発信

県内米集荷事業者と連携し情報発信

- 集荷事業者の活用
 - ・ 県外事業者・消費者への販促活動等に活用により県外へ拡散
- 県の情報発信
 - ・ WEBへの掲載
 - ・ ふくしま米取扱店等へPR

ALPS処理水方針により、更なる全国との価格差を防止する必要!

- 風評の未然防止
- ふくしま米の産地力強化

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業(新規)

趣旨

県外市場に加え、県内への新たな需要を創出するため、県と花き農家と生花店、花き利用施設が一体となり「ふくしまならではの花き」の利用を促進するとともに、希少性が高く、花き利用施設等からのニーズが高いりんどう及びカラーの新たな県産品種の安定供給体制を構築する。

事業内容

(1) 「ふくしまならではの花き」需要拡大

「ふくしまならではの花き」の利用拡大を図るため、福島県花き振興協議会と連携して、花き農家・JA、生花店、花き利用施設等が一体となったフラワーネットワークを構築し、持続的な県産花きの利用に向けた体制を構築する。

ア 「ふくしまならではの花き」認知度向上

- (ア) 各地方フラワーネットワークの効果的な運営支援、県産花き利用拡大を推進する企画、実績の評価など
- (イ) 観光施設等でのフォトスポットの展示、消費拡大に関するアンケートの実施、SNS等を活用した情報発信

イ 「ふくしまならではの花き」利用拡大

- (ア) 県(農林事務所)が生花店や花き利用施設とフラワーネットワークを構築し、ほ場視察や意見交換会を開催して県産花きの積極的な利用拡大を推進
- (イ) 花き利用施設等に対する県産花きの紹介や装飾サポート、県産花きを利用した装飾等の動画作成、拠点施設設定による地域への波及に取り組み、広く花き利用施設等へ県産花き利用を促進

(2) 「ふくしまならではの花き」安定供給

早期に安定した出荷量を確保し評価を確立するため、令和4年度から種苗供給が開始となる県が育成したりんどう及びカラーについて、先行栽培に必要な種苗費や球根養成期間の経費(カラー)の一部を補助する。

事業実施主体

- 2の(1) ア 県
- イ 県(一部委託)
- 2の(2) 市町村、JA、農業法人、営農組織 等

予算額

- 2の(1) ア 6,475千円
- イ 11,691千円
- 2の(2) 7,872千円

- 5 補助率 2の(2) 定額 りんどう「天の川」: 120円/本
 カラー「はにかみ」、「ミルクームーン」、「キビタンイエロー」: 152円/本
- 6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業 【新規】 園芸課 (予算額：26,038千円)

考え方

- 県内への新たな需要の創出が必要であり、花き農家と生花店、花き利用施設が一体となって「ふくしまならではの花き」の利用を促進
- 中山間地域等において栽培に適したりんどう及びカラーの新たな県産品種の産地化により地域に安定供給し、地方創生を強く後押し

福島花きの生産状況等

- 主な品目は全国上位の生産額 (R2) 宿根かすみそう以外の産地は小規模

品目	生産額	全国順位 (産地ベース)
宿根かすみそう	6.6億円	2位
りんどう	1.2億円	4位
カラー	0.5億円	3位
トルコギキョウ	4.4億円	4位

- 関東圏への出荷がメインターゲット (出荷本数の2/3)



- 花き利用施設、生花店の花に対するニーズは日持ち性、発色、希少性
 →県産花きの取扱いを希望する生花店は約7割

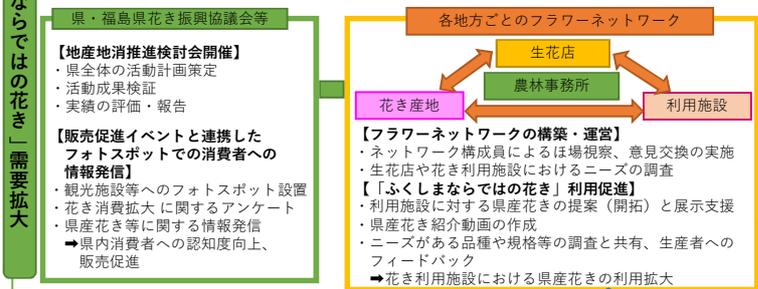
- 花き産地と情報交換をしている生花店は3割程度
 →県産花きに関する理解が不足。

- 県が新たに育成したりんどう「天の川」、カラー「はにかみ」、「ミルクームーン」、「キビタンイエロー」は福島県でしか栽培されない希少性がある品種

- 関東圏への出荷を伸ばしつつ県内消費者を新たなターゲットとした取組による出荷量拡大が必要

事業内容

- 【目的】県産花きの認知度向上と生産、流通、消費の結びつき強化による県内における利用拡大、花きの地産地消の推進
- 【取組】生花店、花き利用施設、花き産地によるフラワーネットワークを県内7地域で構築し県産花き需要拡大を図る活動を展開。関東圏への出荷を伸ばしつつ、県内の生花店、花き施設に求められる県産花きの利用拡大



花きのニーズを情報提供 希少性等のある花きの要求
 特徴ある県オリジナル品種の 利用拡大・安定供給

- 【目的】技術力を有し、地域のリーダーとなっている花き農家に対し、先行して導入を進め、早期に一定量市場へ出荷し評価を確立するとともに産地化を図り地域内に安定供給
- 【取組】新品種への改植に係る種苗費や球根養成期間の経費の一部補助



事業目標

- 花き産出額 R2 43億円 ↓ R7 64億円 ※福島県花き振興計画より
- 県内花き卸売市場取り扱い数量(4社) R2 590万本 ↓ R7 855万本
- 新品種作付面積 (R7) ・天の川 1ha以上 ・はにかみ等(3品種) 1ha以上
- 自転できる生産、流通、利用者等間の顔の見える関係構築

「ふくしまならではの花き」需要拡大
 「ふくしまならではの花き」安定供給

地域特産活用産地づくり支援事業（新規）

1 趣 旨

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮した栽培技術及び省力機械による大規模生産体系の普及等と併せ、安定した販路を確保するための取組を行い、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

2 事業内容

(1) 生産振興事業

ア 整備事業

新規導入及び規模拡大等に必要の初期生産資材、施設及び付帯設備、機械等の導入に要する経費を支援

イ 種子確保事業

(ア) 採種促進支援

県育成品種及び在来品種の採種を行う取組に対する支援

(イ) 種子供給体制整備

県育成品種の本種維持及び採種ほの設置

ウ 技術向上支援事業

新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、研修会等の開催、協議会の運営等による新規栽培者の確保、規模拡大促進、種子供給体制の整備、生産組織等の育成

エ 生産技術確立事業

「2年もの」おたねにんじんを低コストで安定的に栽培できる技術の確立、刈取適期が短いエゴマの機械化栽培体系の確立

(2) 需要拡大・地域連携事業

ア 産地競争力強化事業

おたねにんじん、エゴマ、山菜の販路確保に向けた取組を支援

131

イ 食用需要喚起事業

「2年もの」を中心とした食用おたねにんじんの認知度向上、販路確保に向けた取組の実施

3 事業実施主体	2の(1)ア	市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等
	イ(ア)	採種に取り組む農家
	イ(イ)	県
	ウ、エ	県
	2の(2)ア	市町村、市町村協議会等
	イ	県
4 予算額	25,015千円	
5 補助率	1/2以内、定額	
6 事業実施期間	令和4年度～令和7年度	

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

【事業概要】

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と収穫までに要する期間を短縮（5年→2年）した栽培技術の普及、省力機械による大規模（50a以上）に生産できる栽培体系の普及等と併せ、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行い、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

【背景】

- 特産作物は、地域振興品目として重要な位置付け。
- おたねにんじんは高度な栽培技術を要する品目である等、作付面積が減少傾向。
- エゴマは、一戸あたりの作付面積が小さい構造から脱却できず、今後の作付面積減少が懸念。
- 山菜は風評の影響に加え、高齢化等による廃作や規模縮小により作付面積は減少したまま

【現状および課題】

- 産地の規模縮小が著しいこれらの地域特産作物の産地の回復のためには、単なる生産振興だけでは回復は困難。
- 既存の栽培体系を脱却した新たな栽培技術の確立・導入推進と販路確保の両面からの支援が必要。

【事業内容】

1 生産振興事業

- (1) 整備事業 事業実施主体：営農集団、認定農業者等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の新規及び規模拡大に係る初期生産資材、施設及び機械等の導入を支援（補助率：定額、1/2以内）
- (2) 種子確保 事業実施主体：県及び採種に取組む農家
おたねにんじんの種子確保に係る取組を支援（補助率：定額）
- (3) 技術向上支援 事業実施主体：県
新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、技術研修会の開催の実施
- (4) 生産技術確立支援 事業実施主体：県
おたねにんじん（コンテナ栽培技術等）、エゴマ（機械化栽培体系等）の収量を向上させる技術の確立

2 需要拡大・地域連携事業

- (1) 産地競争力強化事業 実施主体：市町村等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の加工品販売、飲食店等との連携等、販路を確保する取組を支援（補助率：定額 ※上限1,000千円）
- (2) 食用需要喚起事業 実施主体：県
おたねにんじんの食用としての認知度向上と「2年もの」の販路確保

地域特産作物農家の所得確保による産地規模の拡大

【事業目標】

おたねにんじん10ha、エゴマ96ha、山菜（栽培） 出荷量向上

地域特産作物の揺るぎない産地の育成

福島県産水産物競争力強化支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害による県産水産物への風評払拭とブランド力の強化に向け、第三者認証制度（水産エコラベル等）の活用や高鮮度出荷体制の整備、正確で安心・安全な県産水産物情報の発信強化等により、他産地に勝る高い競争力の獲得を図る。

2 事業内容

- (1) 認証審査及び認証取得支援事業
漁業関係団体等が水産エコラベル等の取得に要する経費を支援する。
- (2) 県産水産物ブランド力向上促進事業
 - ア ブランド強化戦略策定支援事業
県産水産物のブランド強化を進める戦略等の策定に要する経費を支援する。
 - イ ブランド強化機器等整備事業
漁業関係団体が行う水産物のブランド強化を図るために必要な設備、機器等の整備を支援する。
 - ウ ブランド水産物流通拡大実証試験支援事業
県産水産物のブランド力向上と多角的流通拡大を図る実証試験に要する経費を支援する。
 - エ 新商品開発・ブランド強化促進委託事業
水産物加工業者グループ等から優れた商品開発アイデアを募集し、優良グループへの開発費の助成により即戦力となるブランド水産加工品の開発を推進する。
- (3) ブランド水産物等流通支援事業
 - ア ブランド水産物等販路確保委託事業
大手量販店等でブランド水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性や美味しさをアピールすることで消費の回復につなげる。
 - イ ブランド水産物等販路確保支援事業
アの取組等において、水産関係団体がブランド水産物を流通させる際の経費を支援する。

ウ ブランド水産物等利用拡大補助事業

水産関係団体が企業社食等へブランド水産物を流通させる際の経費を支援する。

(4) 水産物PRイベント等開催支援事業

県産水産物の安全対策の取組や本県水産物の安全性、おいしさをPRするためのイベント等の開催により、本県水産物への忌避感払拭に資する。

- 3 事業実施主体 (1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者 (4) 漁協、漁連、水産加工組合
 (2) ア、イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合 エ 県
 (3) ア 県 イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合
- 4 予算額 565,000千円
- 5 補助率 (1) 定額(10/10以内) (4) 定額(10/10以内)
 (2) ア、ウ:定額(10/10以内) イ:5/6以内 エ:ー
 (3) ア:ー、イ、ウ:定額(10/10以内)
- 6 事業実施期間 平成29年度～令和7年度

【担当課：水産課 024-521-7376、7378】

令和4年度福島県産水産物競争力強化支援事業

【総額】565,000千円

<p>現状と課題</p> <p>○ 県産水産物の安全・安心情報を発信するが……</p> <p>・ 県産水産物CMやJR等でのポスター掲示を行っているが、クレームが多く、苦戦</p> <p>PRポスター ・約1割の消費者が県産水産物の購入に消極的</p> <p>※情報の発信が必須 ※イメージ向上対策が必要</p> <p>○ 量販店等への販路開拓を進めるが……</p> <p>・ 流通段階における消費者と小売業者との認識の齟齬 ・ イオン系列以外の量販店は、県産水産物の取扱に消極的</p> <p>※販路と流通の確保・拡大が必須</p> <p>○ 競合他産地とのブランド化の遅れ</p> <p>・ 競合する北海道、三陸は震災後にいち早く復旧 ・ ブランド水産加工品等の開発が大きく遅延</p> <p>※他産地に優る積極的なマーケティングが必要</p>	<p>3 ブランド水産物等流通支援事業 323,500千円</p> <p>①ブランド水産物等販路確保委託事業 218,000千円 ○首都圏量販店への常設棚設置(新規10店舗) イオン鮮魚便設置店舗(左)</p> <p>②ブランド水産物等販路確保支援事業 85,000千円</p> <p>③ブランド水産物等利用拡大補助事業 18,500千円 ○企業社食等への県産魚の供給やECサイト販売を支援 社食利用例(左)</p>	<p>4 水産物PRイベント等開催支援事業 25,500千円</p> <p>○風評払拭のため、漁業者自らが取り組む市場直売会、料理教室等の水産物PRイベントや消費拡大の取組を支援</p> <p>○小名浜・原釜魚市場でのイベント開催 ○豊洲市場でのイベント開催</p> <p>PRチラシ</p>	<p>◎ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業 140,800千円</p> <p>○オールメディアによる漁業の魅力発信 ○ふくしま常磐ものナビによる購買促進</p> <p>TV番組による情報発信(例:「U字工事の旅!発見」)</p>
	<p>販路開拓流通支援</p> <p>ふくしま産品に対するイメージの向上</p>		<p>ブランド力の強化</p> <p>他産地に負けない競争力の付加</p> <p>ブランド水産加工品の開発支援</p>
	<p>1 認証審査及び認証取得支援事業 17,000千円</p> <p>○水産エコラベル、HACCPの取得に係る経費を支援</p> <p>MSC (海洋管理協議会) MEL (マリン・エコラベル・ジャパン) ASC (水産養殖管理協議会)</p> <p>【水産エコラベルとは?】 環境に配慮した漁業を認証する制度(混獲、乱獲、稚魚の保護等)</p>	<p>2 県産水産物ブランド力向上促進事業 199,000千円</p> <p>①ブランド強化戦略策定支援事業 6,200千円 ②ブランド強化機器等備支援事業 75,000千円 ③ブランド水産物流通拡大実証試験支援事業 75,000千円 ④新商品開発・ブランド強化促進委託事業 42,000千円</p> <p>○活魚出荷の回復等による価格up ○流通向上効果の実証試験</p> <p>○コンパによる加工品開発競争</p>	<p>◎次世代漁業人材確保支援事業 800,000千円</p> <p>○漁業復興の取組を広くサポートする人材の育成 ○漁業就業に必要な漁船や漁具のリース方式の導入</p>

ふくしま常磐ものブランドの確立

スマート農業プロセスイノベーション推進事業

1 趣 旨

農業の大規模化、効率化、高収益化を図るため、スマート農業技術を活用した実証研究を行うとともに、実用段階にある先端技術について、現場における実証を通じた普及活動を展開する。また、近年の気象変動に対応するため、産地におけるICTを活用した革新技術の導入・実証により産地全体の収量・品質の高位平準化を図る。

2 事業内容

(1) スマート農業加速化実証プロジェクト事業

農業総合センターが民間企業等と連携し、スマート農業技術を最大限に活かせる技術体系の確立に向けた試験研究を実施するとともに、実用化等の提案や普及拡大を図るための研修会等を開催する。

(2) スマート農業社会実装推進事業

避難地域や中山間地域において、新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置するとともに、関係機関・団体、メーカー等を構成員とする協議会を設置し、事業実施計画の策定、合意形成、成果の共有と普及活動を行い、技術の速やかな普及を図る。

(3) ICT活用園芸産地革新モデル確立事業

気象変動の影響により収量や品質の低下が生じている園芸産地において、ICTを活用した環境測定とミスト冷房による高温対策を組み合わせた技術の導入・実証を行い産地全体の収量や品質の高位平準化を図る。

3 事業実施主体 (1) 及び (2) : 県、(3) : 県及び農業者団体等

4 予算額 37,686千円(うち補助金4,120千円)

5 補助率 (3) 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

137

令和4年2月

農業振興課

スマート農業プロセスイノベーション推進事業 (R3~R5)

状況課題

- 担い手の高齢化や減少が進む中、少ない担い手がより効率的な農業生産を行っていただけるよう技術革新が必要
- ICT・AI・ロボット等のスマート農業技術が日々進歩。本県の環境に合わせた革新技術の研究と普及が必要
- 気象変動により産地内で収量・品質に差が見られることから、要因を解析し高位平準化を図る必要

スマート農業技術の実証研究

スマート農業加速化実証プロジェクト事業

農業総合センターが民間企業等と連携し、スマート農業技術を最大限に活かせる技術体系の確立に向けた試験研究を実施。

実用化等の提案やスマート農業の導入効果を検証、普及拡大を図るための研修会等を開催する。

実証研究の内容

① 落葉果樹の晩霜害発生予測システムの開発
(県北地方・R4~R6)

② ブロッコリー選別収穫ロボットの開発・実証を通じた少人数・大規模栽培モデルの構築
(相双地方・R4~R5)

先端技術の普及

スマート農業社会実装推進事業

避難地域や中山間地域において、新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置するとともに、関係機関・団体、メーカー等を構成員とする協議会を設置し、事業実施計画の策定、合意形成、成果の共有と普及活動を行い、技術の速やかな普及を図る。

- 被災地等における革新技術の実証**
水稲乾田直播栽培、タマネギ直播栽培、花き周年栽培、など
8課題10箇所
- 中山間地域等におけるスマート農業の実証**
環境制御技術、自動かん水、鳥獣被害対策など
10課題11箇所

産地の改善

ICT活用園芸産地革新モデル確立事業

気象変動の影響により収量や品質の低下が見られ、農家間でその差が拡大している。このため、産地においてICTを活用した環境測定と高温対策を組み合わせた技術の導入・実証を行い産地全体の収量や品質の高位平準化を図る。

実地地区：4箇所
(R3・R4:2箇所、R4・R5:2箇所)



環境測定装置と高温対策技術として効果が期待されているミスト冷房を産地に導入

スマート農業技術等による力強い経営体と産地を育成

スマート農業の展開に向けた導入支援事業（新規）

1 趣 旨

低コスト化が求められているスマート農業について、農業者が行うスマート機械等の共同購入・共同利用による稼働率の向上と価格低減による導入を推進する。

2 事業内容

- (1) 一括発注タイプ
一括発注（共同購入）による補助対象機械の取得を支援する。
- (2) 共同利用タイプ
共同利用に取り組むための補助対象機械の取得を支援する。

3 事業実施主体 農業者、農業者の組織する団体

4 予算額 91,830千円（うち補助金91,400千円）

5 補助率 (1) 1/2等（1農業者等当たり補助上限900～1,500万円）、定額（技術カスマイ[®]支援タイプに取り組む場合）
(2) 1/2以内（事業実施主体当たり補助上限100万円）

6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

スマート農業の展開に向けた導入支援事業

農業振興課
令和4年度予算額 91,830千円

1 事業概要

- 本事業はスマート機械等の共同購入・共同利用を推進するための機械購入に係る補助事業。
- 機械を5台以上一括で購入する「一括発注タイプ」と機械1台を2者以上で共同利用するための「共同利用タイプ」の事業を実施。

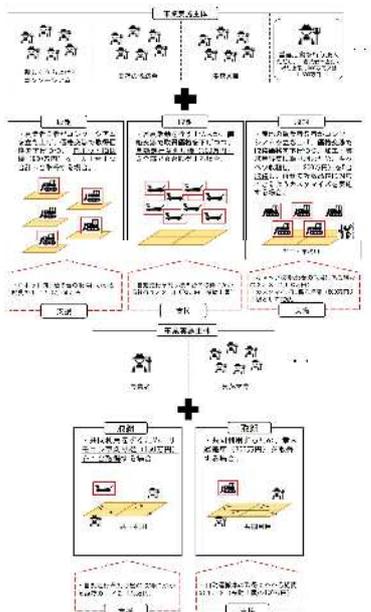
2 補助対象機械

- 自動操舵装置（自動操舵装置を搭載する機械本体は補助対象外）、○草刈機（自律走行式又はリモコン式に限る）
- 農業用無人車（自律走行式又はリモコン式で、運搬用又は防除用に限る）
- ロボット摘採機・中切機、 ○野菜又は花きの乗用収穫機又は収穫ロボット
- ORTK基地局（制御を要する機械と同時に導入する場合に限る）、 ○ドローン（ハイリフト型かつ少なくとも施肥に取り組む場合に限る）

3 事業内容及び事業活用イメージ

(1) 一括発注タイプ

	(1) 一括発注タイプ		(2) 共同利用タイプ
支援対象農業者等	【地域を越えた広域で一括発注する農業者】 ※事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること。【1名で5台以上一括発注する場合は】 重要農業者等の組織する団体		【2】共同利用タイプ
支援内容	一括発注による補助対象機械の取得	共同利用による補助対象機械の取得	共同利用による補助対象機械の取得
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象農業者の数が5名以上（1地域） ・1地域に、5名以上の農業者が5台以上を1括で発注すること ・本事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・1地域に、5名以上の農業者が5台以上を1括で発注すること 		共同利用による補助対象機械の取得
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内
補助上限	1名あたり1,000万円	1名あたり1,000万円	1名あたり1,000万円
採択の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること 		



(2) 共同利用タイプ

	(1) 共同利用タイプ
支援対象農業者等	農業者、農業者の組織する団体
支援内容	共同利用による補助対象機械の取得
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・5名以上の農業者が5台以上を1括で発注すること ・1地域に、5名以上の農業者が5台以上を1括で発注すること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること
補助率	1/2以内
補助上限	1名あたり1,000万円
採択の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること ・事業実施主体は、当該地域（市町村等）の農業者等であること

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（新規）

1 趣 旨

地球温暖化対策、SDGs達成に寄与するため、環境保全型農業の新規取り組み者の確保及び取組拡大に向けた啓発・技術指導等を行う。
また、環境保全型農業技術の導入・技術向上・励行に取り組む農業者組織の支援及び環境保全型農業のコンテスト開催や成果の広報等を行うとともに、環境保全型農業の推進・支援体制づくりや地域ぐるみで行う活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 環境保全型農業技術推進事業
環境保全型農業の推進、環境保全型農業の新規取組者の確保、地域リーダーの育成を目的に啓発、技術指導等の活動を行う。
- (2) 環境保全型農業チャレンジ！事業
環境保全型農業に取り組む生産者組織等に対して、地球温暖化対策に効果が高い技術の励行や向上に必要な経費の一部を助成する。
また、環境保全型農業のコンテストを開催し、地球温暖化対策に効果が高い技術や取組に関する表彰及び優良事例の公表等を行う。
- (3) 環境保全型農業サポート体制整備事業
環境保全型農業の面的拡大を目的としたモデル地区における推進・支援体制の整備及び地域ぐるみの活動を支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 県
2の(2) JA 部会、生産者組織等（参加者に新規取得者を含めること又は農法のステップアップをすること）
2の(3) 市町村、団体等

4 予算額

58,500千円

5 補助率

2の(2) 1団体当たり [参加人数]×[※単価]の合計額（上限500千円/団体）
（※単価：①エコファーマーの認定：10千円/人、②県特裁認証：20千円/人、③有機JAS認証：100千円/人）
2の(3) 1/2以内（上限25,000千円）

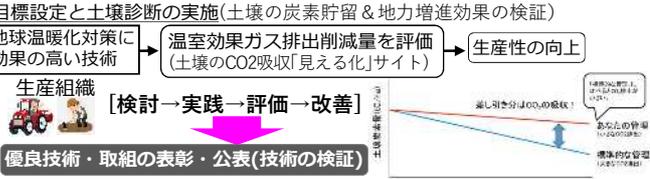
6 事業実施期間

令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業【R4年度～R6年度】

環境保全農業課

<p>【事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策、SDGs達成に寄与するため、環境保全型農業の新規取り組み者の確保及び取組拡大に向けた啓発・技術指導等を行う。 2 環境保全型農業技術の導入・技術向上・励行に取り組む農業者組織等を支援し、環境保全型農業のコンテスト開催や成果等の広報を行う。 3 環境保全型農業の全体的拡大を目的にモデルとなる推進・支援体制づくりや地域ぐるみの活動を支援する。 <p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進、新規取組者の確保 ⇒ 環境保全型農業の全体的拡大 ・土壌炭素貯留の増加、化学農薬・肥料の削減 ⇒ 温室効果ガスの削減 ・技術向上、生産性の改善 ⇒ 有機農業へのステップアップ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>○「環境と共生する農業県ふくしま」</p> <p>○福島県2050年カーボンニュートラル</p> <p>○県産有機・エコ農産物の供給拡大</p> </div>	<p>【事業イメージ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全型農業技術推進事業（推進・指導の強化） <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 推進体制の強化 新規取組者の確保 技術習得・向上の支援 </div> <p style="font-size: x-small;">関係者の連携</p>  <p style="font-size: x-small;">啓発・指導 ・セミナー開催 ・現地研修、指導</p> <p style="font-size: x-small;">調査、分析 ・技術の指導支援 ・簡易診断の指導</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">環境保全型農業の拡大、技術力の向上</p> 2 環境保全型農業チャレンジ！事業(効果測定 & 技術の検証) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">技術導入に必要な経費の一部助成</p> <p style="font-size: x-small;">目標設定と土壌診断の実施(土壌の炭素貯留 & 地力増進効果の検証)</p> <p style="font-size: x-small;">地球温暖化対策に効果の高い技術 ⇒ 温室効果ガス排出削減量を評価(土壌のCO2吸収「見える化」サイト) ⇒ 生産性の向上</p> <p style="font-size: x-small;">生産組織 [検討→実践→評価→改善]</p> <p style="font-size: x-small;">優良技術・取組の表彰・公表(技術の検証)</p> </div>  3 環境保全型農業サポート体制整備事業（連携強化） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域ぐるみの取組・体制づくりに必要な経費の一部助成</p> <p style="font-size: x-small;">堆肥・くん炭</p> <p style="font-size: x-small;">堆肥化施設</p> <p style="font-size: x-small;">ストラウド運搬散布機械(運搬・散布)</p> <p style="font-size: x-small;">散布組織の設置</p> <p style="font-size: x-small;">有機性資源量調査</p> <p style="font-size: x-small;">資源化・栽培実証</p> <p style="font-size: x-small;">カガク活動</p> <p style="font-size: x-small;">ニーズ・事例調査</p> <p style="font-size: x-small;">アドバイザー育成</p> <p style="font-size: x-small;">検討会・研修会</p> <p style="font-size: x-small;">セミナー開催</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">資源循環・地球温暖化対策の体制(組織・しくみ)づくり</p> </div>
<p>【事業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全型農業技術推進事業 環境保全型農業の新規取組者の確保、地域リーダーの育成を目的とした啓発、技術指導等を行う。 【実施主体】 県 2 環境保全型農業チャレンジ！事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境保全型農業に取り組むJA生産部会や生産者組織等に対して、地球温暖化対策に効果の高い技術の励行や向上に必要な経費の一部を助成する。 (2) 環境保全型農業のコンテストを開催し、地球温暖化対策に効果の高い技術や取組の表彰及び成果の公表を行う。 <p>【実施主体】 JA部会、生産者組織等 (要件) ・参加者に新規取組者を含めること又は農法のステップアップを行うこと ・土壌分析、栽培履歴・資材の評価検討を行うこと</p> <p>【地球温暖化対策に効果の高い技術】 (有機物を利用した土づくり、総合的病害虫・雑草防除) 【堆肥、バイオ炭の施用・リビングマルチ・緑肥のすき込み等】</p> 3 環境保全型農業サポート体制整備事業 環境保全型農業に取り組む地区に対して、推進・支援体制の整備や地域ぐるみで行う活動などを支援する。 【実施主体】 市町村、協議会、団体等 <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">主な対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機性資源の収集、運搬 ・堆肥等の試験製造、利用 ・耕畜連携の取組 ・在来天敵の保護、生物調査等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">報償費、消耗品等需用費、通信費、役務費、委託費、備品費、リース料、賃借料、修繕費等</p> </div> </div> 	

環境にやさしい農業拡大推進事業（一部新規）

1 趣 旨

本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物等の供給拡大を進める。

2 事業内容

- (1) 有機JAS認証拡大支援事業
ア 有機JAS認証取得支援 イ 有機JAS認証（小分）取得支援 ウ（新）特別栽培農産物認証取得支援事業
- (2) 環境にやさしい農産物供給体制の整備
有機農産物の生産規模や品目の拡大、出荷の安定化に向け有機農業者等が共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。
- (3) 有機農業推進体制整備事業
有機JAS制度について指導・助言を行う有機農業指導員を育成するとともに、農業者への指導強化を図る。
- (4) 有機・エコ農産物の消費流通拡大支援事業
セミナー等により有機農業の理解促進を図るとともに、有機農産物等の販路開拓・拡大のための調査、商談会、産地見学会等を開催する。
- (5) 有機農業技術研究開発
有機水稻の稲わら等副産物還元による低投入技術及び除草技術の確立や、ハウス栽培による周年栽培技術の確立等の技術開発に取り組む。
- (6) 新たに開発された技術等の実証・普及展示
生産現場での課題解決に向けた効果確認や改善等を図り、研修会等を開催するなど、有機農業の面的な拡大を図る。

- 3 事業実施主体 2の(1)のア、ウ 農業者(法人、組織含)、イ 民間事業者 2の(2) 農業者組織（農業者等2名以上）
2の(3)、(4)、(5)、(6) 県

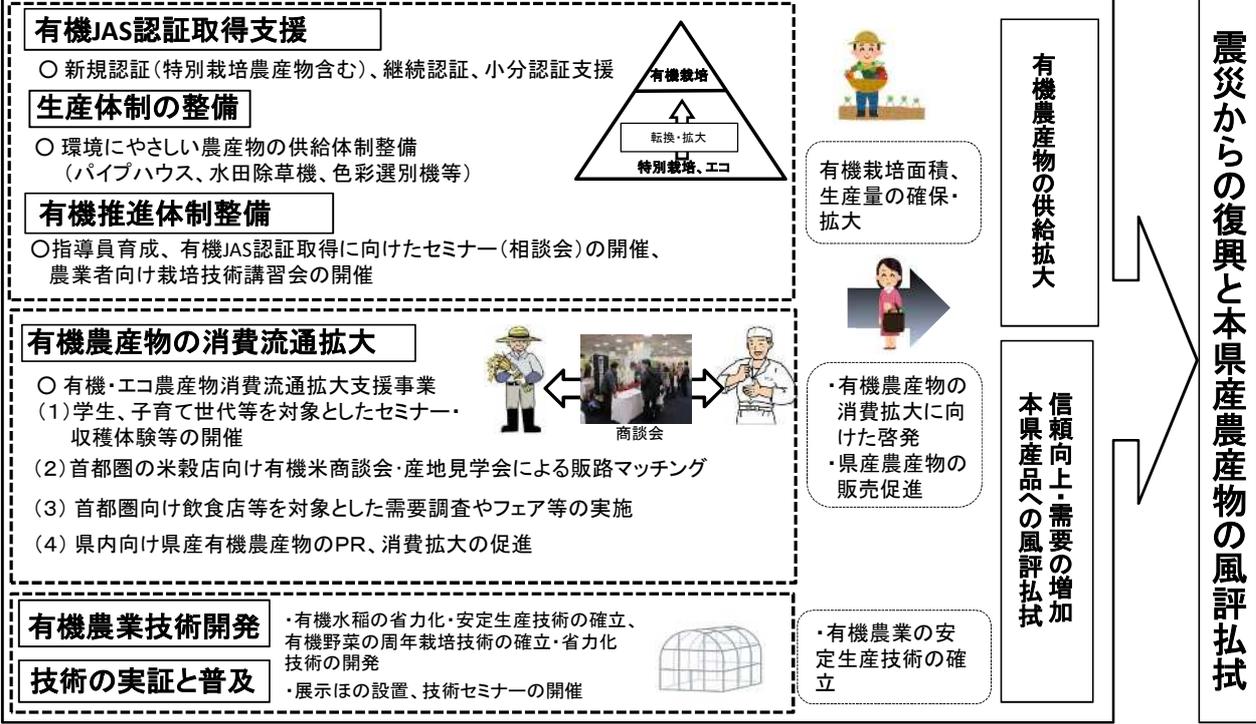
143

- 4 予算額 43,709千円
- 5 補助率 2の(1)ア 新規認証3/4以内、継続認証1/2以内
2の(1)イ 認証取得 定額(上限300千円) 施設整備 1/2以内(上限2,000千円)
2の(1)ウ 新規認証3/4以内
2の(2) 1/2以内(上限10,000千円)
- 6 事業実施期間 平成29年度～令和4年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

【現状・課題】
 ○原子力災害の風評に対し、本県農産物の競争力強化を図るため、環境にやさしい取組による農産物の高付加価値化が必要。
 ○有機農業における生産基盤の構築及び販路開拓・拡大、消費拡大を促進する取組が不可欠。

【目標】
 有機農産物や特別栽培農産物等の生産・流通体制を構築し、消費者へのより安全・安心な有機農産物等の供給を通して、安全性や魅力を情報発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。



みどりの食料システム戦略推進交付金事業(新規)

1 趣 旨

みどりの食料システム戦略に基づく、各地域の状況に応じた、農産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデルとなる取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 有機農業産地づくり推進
 有機農業の生産から消費まで一貫した取組を地域ぐるみで行うモデル的な先進地区を創出するため、有機農業の取組方針や生産・加工・流通・消費に関する実施計画の策定及び計画の実現に向けた取組を支援する。
- (2) グリーンな栽培体系への転換サポート
 それぞれの産地に適した化学肥料低減等の環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

- 3 事業実施主体 (1) 市町村または市町村が参画する協議会
 (2) 地域協議会等

4 予算額 35,200千円(うち補助金35,200千円)

- 5 補助率 (1) 定額(上限10,000千円、機械リースに係る経費は1/2以内)
 (2) 定額(上限3,000千円または3,600千円)

6 事業実施期間 令和4年度

【担当課】(1) 農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453

【担当課】(2) 農業支援総室農業振興課 024-521-7339

みどりの食料システム戦略推進交付金
有機農業産地づくり推進

環境保全農業課

事業内容

有機農業の生産から消費まで一貫した地域ぐるみで取組を推進するため、地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する計画の策定及びその実現に向けた取組を支援する。

1 有機農業実施計画【5年間計画】

事業実施翌年度の4月までに県に提出

〔計画内容〕※必須項目(ア～オ)

- ア 中心となる市町村
- イ 有機農業の現状と5年後の目標
- ウ 有機農業の生産段階の推進取組
- エ // の農産物の流通・加工・消費等の取組
- オ 取組の推進体制、役割、資金計画
- カ エの取組の実施に伴う関連事業について
- キ その他(達成状況の評価、取組の周知等)

2 有機農業実施計画の策定に向けた取組

(1) 有機農業実施計画の検討会の開催

(2) 計画策定に必要な試行的な取組

- ア 栽培技術の実証・成果普及
- イ 未利用有機性資源の供給体制整備
- ウ 新規有機農業者の育成、技術講習会の開催
- エ 生産・経営力、出荷効率向上のソフトウェア導入
- オ 共同出荷体制の整備
- カ 加工品製造、メニュー開発
- キ 商談会、交流会等の開催
- ク 学校給食、地元レストラン等での試食会の開催

《事業イメージ》



《事業の流れ》



みどりの食料システム戦略推進交付金事業のうち

グリーンな栽培体系への転換サポート

令和4年度予算額 25,200千円

《対策のポイント》

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

《事業の内容》

化学農業・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、農業者、実需者、農業・肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合、普及組織等の地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

- ① 総合的病害虫管理や生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び省力化に資する**先端技術等**について、産地に適した**技術の検証**
- ② グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略(ロードマップ)の策定**
- ③ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合、地方銀行などの**関係機関に広く情報発信**(パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等)

《事業の流れ》



《事業イメージ》

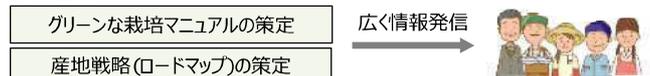
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-6744-2218)

土地利用型作物作付拡大推進事業（新規）

1 趣 旨

新型コロナウイルス及び人口減少により、令和4年以降も米価の大幅な下落が想定される中、主食用米から非主食用米等への大幅な転換を進めるため、農業者等による土地利用型作物の作付拡大の取組を支援する。特に、稲作と一部の機械や施設の共通化ができるなど、新たな取組に必要なコストの低減が期待できる麦、大豆といった畑作物については、その本作化を推進するために、水田における作付拡大への支援を強化する。

2 事業内容

前年の主食用米面積の10%以上又は前年の対象作物面積より1ha以上、対象作物の耕作面積を拡大すること、かつ対象作物の作付面積を3年間維持又は拡大することを条件として、農業者に奨励金を交付する。

3 事業実施主体 農業者、地域農業再生協議会等

4 予算額 113,767千円

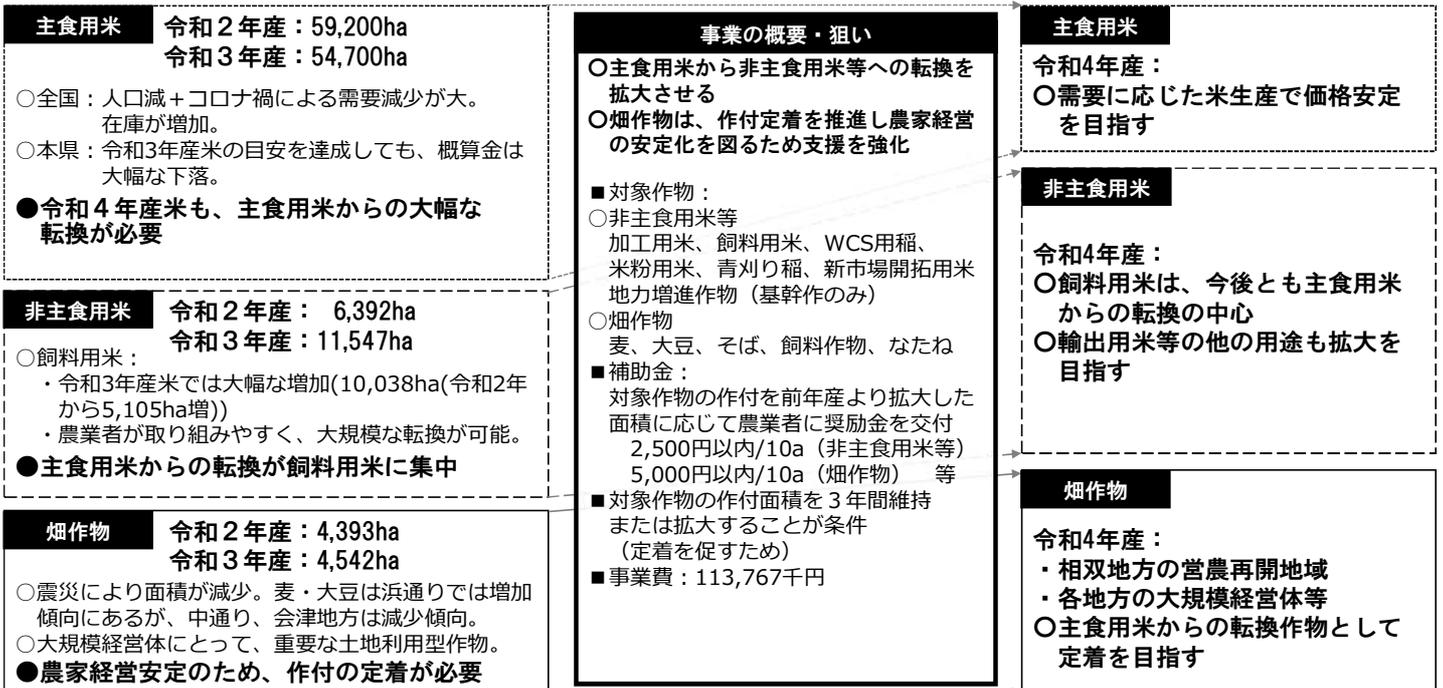
5 補助率 定額 非主食用米等 2,500円以内/10a
畑作物 5,000円以内/10a

6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

土地利用型作物作付拡大推進事業

水 田 畑 作 課



オリジナルふくしま水田農業推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産米のブランド力向上による風評払拭及び稲作農家の経営安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組や、「福乃香」等県産酒造好適米を原料とした酒造りの推進など、県オリジナル水稲品種を中心とした産地における取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 県オリジナル米産地力強化支援事業
 - ア 県オリジナル米産地力強化推進事業
県オリジナル水稲品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施する。
 - イ 県オリジナル米生産技術力向上事業
 - (ア) 地域の特色に応じた高品質・良食味米の生産技術を確立するための実証ほを設置する。
 - (イ) 「福、笑い」等の県オリジナル水稲品種の高品質・良食味米生産に必要な機器等のリース整備を支援する。
- (2) 県オリジナル酒米産地力強化支援事業
 - ア 県産米日本酒ブランド化推進事業
「福乃香」等県産酒米の使用を増やす蔵元側の県産酒米の受入体制の整備や品質向上に向けた取組等を支援する。
 - イ 「福乃香」利用拡大推進事業
 - (ア) 酒米生産組織や蔵元との安定供給体制を築くため、展示ほの設置や研修会、イベント等を実施し栽培や利用の拡大を図る。
 - (イ) 地域産酒米による酒造りの取組を支援する。
 - ウ オリジナル酒造好適米定着促進事業
農業総合センターが、「福乃香」など県育成酒造好適米の品質向上のための生産技術を確立する。
 - エ 県産米日本酒品質向上支援事業
展示ほ産米を原料米とした日本酒の理化学特性の分析から、肥培管理を検討する。

151

3 事業実施主体	2の(1)のイの(イ) 生産部会、集落営農組織等 2の(2)のア 県内蔵元 2の(2)のイの(イ) 酒米生産組織 2の(1)のア・イの(ア)、(2)のイの(ア)・ウ・エ 県
4 予算額	58,788千円
5 補助率	2の(1)のイの(イ) 1/2以内(上限3,500千円/件) 2の(2)のア 定額(ただし、機器等のリース整備及び日本酒試作に係る原料費は1/2以内) (上限2,000千円/件) 2の(2)のイ 定額(上限200千円/件)
6 事業実施期間	令和3年度～令和5年度

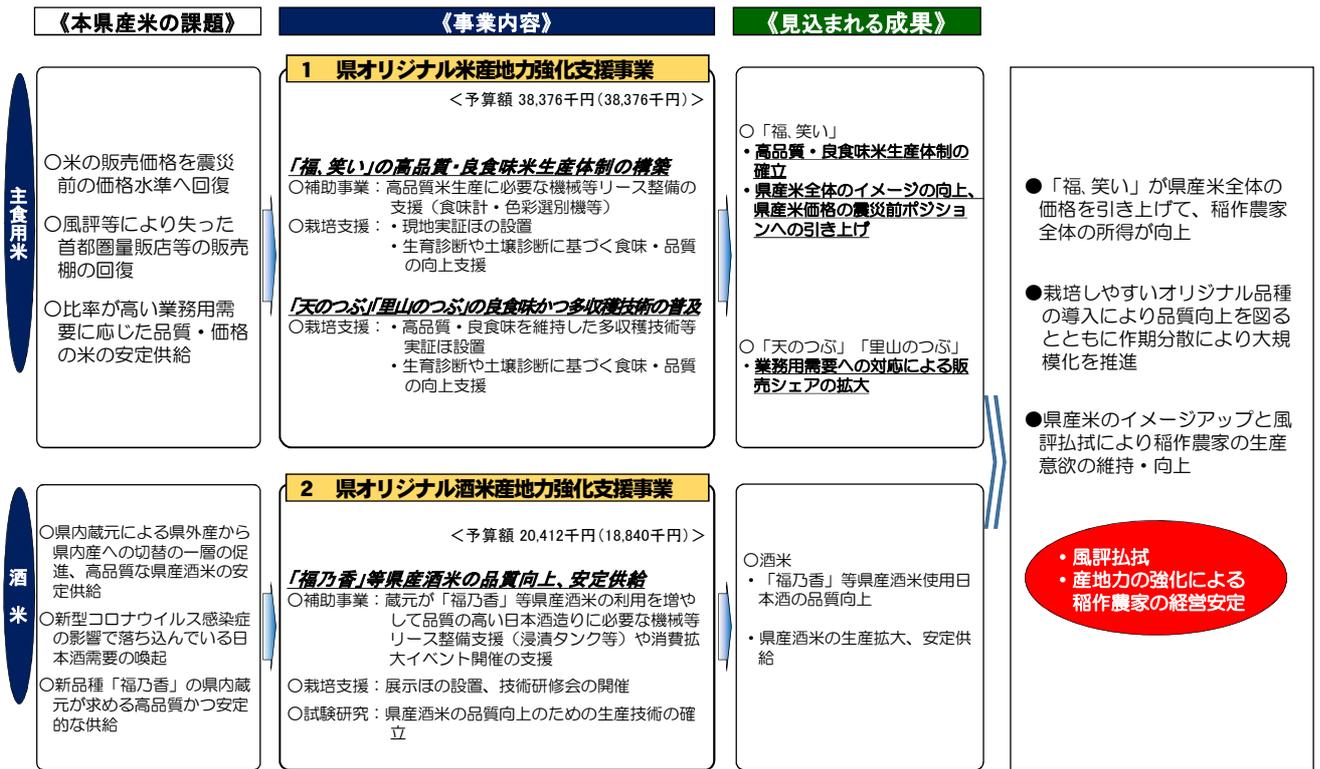
【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

152

オリジナルふくしま水田農業推進事業 (予算額 58,788千円 (57,216千円))

事業の概要 本県稲作農家の経営の安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組や、「福乃香」等県産酒造好適米を原料とした酒造りの推進など、県オリジナル水稻品種を中心とした産地における取組を支援する

水田畑作課



福島米生産意欲向上支援緊急対策事業（新規）

1 趣 旨

米価の大幅な下落により農家の水稻作付意欲が低下していることから、水稻種子購入費の一部助成により、令和4年産米の生産意欲の維持・向上を図る。

2 事業内容

(1) 米生産意欲向上対策事業

令和4年産用の水稻種子を購入した農業者等に対して、種子購入経費の一部を助成する。

- | | |
|----------|---|
| 3 事業実施主体 | 全国農業協同組合連合会福島県本部 |
| 4 予算額 | 347,040千円 |
| 5 補助率 | 定額 150円以内/kg (水稻種子購入費補助)
定額 960円以内/経営体 (事務手数料) |
| 6 事業実施期間 | 令和4年度 |

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

(新)福島米生産意欲向上支援緊急対策事業

課題と対応方向

- **課題**
 - ・令和3年産の主食用米の生産数量の目安は、本県は達成、全国ではほぼ達成した一方、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、特に業務用米の需要が低下し在庫が増加した結果、米価が大幅に下落。
 - ・稲作農家の生産意欲の減退により、令和4年産米の作付の中止や縮小から耕作放棄地の増加等が懸念。
- **対応方向**
「水稲種子」購入代金の支援により、稲作農家の生産意欲を維持・向上。

補助の概要

- 1 **目的**
 - ・令和4年産米の作付を躊躇している生産者に対し営農継続を後押しするため、令和4年産用の水稲種子を購入した農業者等に対して、種子購入代金の一部を助成する。
- 2 **事業実施主体**
全国農業協同組合連合会福島県本部
- 3 **助成額**
水稲種子 150円以内/kg (定額)
- 4 **事務手数料**
960円以内/経営体
- 5 **事業費**
347,040千円

農林水産部における 令和3年産米価下落対策 パッケージ

令和3年産の対応

- **収入減少による当面の資金需要対応**
農家経営安定資金
(令和3年度稲作経営安定資金)
・農家経営安定資金に実質無利子となる「令和3年度稲作安定資金」を追加
- **収入減少対策**
収入保険制度への加入促進
・新規加入者の保険料の1/3を補助
- **作付転換による多様な収入源の確保**
稲作等経営体支援事業
・令和3年産の主食用米から飼料用米などへの転換拡大面積に同じ2,500円/10aを交付(12月下旬)
- **主食用米の消費拡大**
販売促進キャンペーン
・量販店での米増量キャンペーン
・オンラインストア販売促進キャンペーン

令和4年産の対応

- **生産意欲の下支え(新規)**
福島米生産意欲向上支援緊急対策事業
・種子購入価格の一部の補助

総合的な営農相談の対応

- **相談窓口の設置**
米価下落に伴う営農相談窓口の設置
・農林事務所14カ所に相談窓口設置

稲作農家の経営安定・生産意欲向上

155

畑作物の産地形成・強化事業(継続)

1 趣 旨

大豆・麦・そば等の畑作物において、農業法人等の担い手による全国水準以上の収量・品質確保に取り組むモデル生産組織等への支援や、需要者と連携した販路開拓、地場産品づくり等に対する支援を実施することで、収量確保・品質向上及びマーケットに対応した産地の形成及び強化を推進する。

2 事業内容

- (1) 収量確保・品質向上支援事業
相双地方をはじめとした被災地域の産地復興と、農業者所得向上のため、大豆・麦・そば等の収量確保及び品質向上技術導入による現地試験を行い、技術研修会を開催するとともに、技術導入されたモデル生産団地の形成拡大を図る。
- (2) 産地強化活動支援事業
大豆・麦・そば等の畑作物について、農業法人等による需要者の求める品種の導入や、需要者と連携した販路開拓、地場産品づくり等の産地形成・強化活動を支援する。

3 **事業実施主体** 県、市町村、生産者団体、農業法人等

4 **予算額** 3,982千円

5 **補助率** 2の(1) 1/2以内(上限500千円/件)
2の(2) 定額(上限300千円/件)

6 **事業実施期間** 令和2年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

156

畑作物の産地形成・強化事業（予算額：3,982千円）

収量確保・品質向上に繋がる大豆・麦・そば生産活動や、担い手による需要に即した取組を支援することで、産地形成及び強化活動を推進する。



取組内容（収量確保・品質向上支援事業）

産地形成・強化のための試験・研修実施や、基本栽培技術の励行による高品質多収生産技術導入産地の活動を支援

- 県域**
- 大豆の難防除雑草対策や、麦の赤かび病対策など、収量確保、品質向上のための技術実証ほ設置
 - 大豆、麦、そばの生産性向上に係る研修会の開催

- 地域**
- ブロックローテーションと明渠排水施工に加えて、堆肥投入等の土づくりや、適正な乾燥調製作業等を実施し、全国水準以上の収量品質を目指すモデル生産組織の取組への助成



取組内容（産地強化活動支援事業）

農業法人、作業受託組織等による需要者の求める品種の導入や、需要者と連携した加工品試作等の活動を支援

- 県域**
- 加工適正が高い等の新形質を有する大豆、麦等品種の実証ほ設置
 - 新品種栽培技術や、品種特性を生かす研修会の開催

- 地域**
- 需要者と連携した大豆・麦等の加工品試作及び求評会活動、県産農産物を使用した地場産品づくり・商品開発に係る取組への助成



例：県産原料100%の醤油・味噌、県産小麦+そば粉の乾麺 等

波及効果

- 地場産品の商品開発による地域活性化
- 作付面積拡大による耕作放棄地への移行防止
- 主食用米からの転換による主食用米価格の維持

157

水田麦・大豆産地生産性向上事業（新規）

1 趣 旨

水田を活用しながら麦・大豆の需要を捉えた生産拡大を推進するため、麦・大豆への作付転換に取り組む産地に対して、作付の団地化と新たな栽培技術や農業機械の導入を一体的に支援し、県内産地の生産体制の強化と生産性の向上を図る。

2 事業内容

- 水田における麦・大豆の団地化推進
事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要となる経費を支援する。
- 水田における麦・大豆の先進的な営農技術導入
各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向けて、営農技術を新たに導入する面積に対して定額支援する。
- 水田における麦・大豆の生産性の向上に向けた機械施設の導入等
需要に応じた麦・大豆の生産性の向上や効率化に必要な機械・施設の導入、リース導入等を支援する。
- 水田における麦・大豆の生産性向上の推進
都道府県・市町村において、麦・大豆生産拡大推進のために必要となる経費を支援する。

- 3 事業実施主体 2 (1)～(3)：農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等
2 (4)：都道府県、市町村

- 4 予算額 27,000千円

- 5 補助率 2の(1)(2)：定額
2の(3)(4)：1/2以内

- 6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

158

水田麦・大豆産地生産性向上事業（県 令和4年度当初予算 2,7000千円）

現状

麦・大豆は堅調な国産需要があるとされているが、実需者が求める量・品質・価格の安定供給が実現できず、特に水田フル活用の観点から、県内の水田団地における麦・大豆の生産性向上が課題となっている。

事業の活用

- (1) 事業メニュー
 ア 水田における麦・大豆の団地化の推進
 イ 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入
 ウ 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等
 エ 水田における麦・大豆の生産性向上の推進
- (2) 事業実施主体
 上記(1)ア～ウ：農業者の組織する団体、地域農業再生協議会
 上記(1)エ：都道府県、市町村
- (3) 対象ほ場と作物
 ほ場：田 作物：麦及び大豆
- (4) 補助率
 上記(1)ア・イ：定額
 上記(1)ウ・エ：1/2以内

県内麦・大豆産地の生産体制強化と、実需に応じた麦・大豆の生産拡大を図る。

事業の流れ



159

園芸生産拠点育成支援事業（新規）

1 趣 旨

さらなる園芸振興に向けて収益性の高い園芸品目の生産や新たな担い手の育成と新規就農者の受入れを可能とするモデルとなる生産拠点を育成し、令和7年度までに主要品目の産出額の1割アップ（5.4億円増加）を目指す。

2 事業内容

- (1) 園芸生産拠点県推進事業
 県が園芸生産拠点を創出する地区の推進体制（市町村、農業委員会、土地改良区、JA等）づくりをリードし、園芸振興プロジェクトの地方別計画や水田農業高収益化推進計画に基づき園芸生産拠点のモデルとなる地区を設定するとともに、関係機関・団体が一体となって担い手・農地の確保・調整、生産技術、流通・販売戦略の策定等を支援する。
- (2) 園芸生産拠点育成事業
 ア 生産拠点育成整備事業
 ほ場整備や集落営農推進地区等においてスケールメリットを活かした安定生産・販売や持続的に発展する生産拠点を育成するため、当該事業に取り組む主体が策定する生産拡大や、担い手育成・確保に係る生産拠点計画に基づき、当該生産拠点整備から3年後の販売額の3千万円以上増加に向けた、生産拠点の生産・販売活動に要する施設及び付帯設備、機械等の導入経費を支援する。
- イ 生産拠点推進事業
 生産拠点の育成、運営に必要な会議及び研修会の開催、調査等に係る経費を支援する。

- 3 事業実施主体 2の(1) 県
 2の(2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、法人、営農集団 等
- 4 予算額 2の(1) 480千円
 2の(2) 361,000千円

- 5 補助率 2の(2)ア 国庫補助率1/2以内 (※産地生産基盤パワーアップ事業、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業)
 県補助率1/10以内
 市町村補助率3~10%以内 (※ただし、営農集団等が実施主体の場合に限る)
- 2の(2)イ 定額
- 6 事業実施期間 令和4年度~令和6年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

161

園芸生産拠点育成支援事業【新規】

(予算額：361,480千円)

考え方

さらなる園芸振興に向けて収益性の高い園芸品目の生産や新たな担い手の育成と新規就農者の受入れを可能とするモデルとなる生産拠点を育成し、令和7年度までに主要品目の産出額の1割アップ(5.4億円増加)を目指す。

背景/課題

■現状

- 個々農業者のリタイヤや規模縮小によって、生産量の減少幅は施設化等による収量の向上を上回り、多くの品目において前年の生産量を維持出来ていない状況
- 米需要が減少する中において、経営に高収益な園芸作物の導入が求められている

■課題

- 新たな担い手を育成できる営農体制、機械稼働率の向上に伴うコスト削減、スケールメリットを活かした安定生産・販売が可能な生産拠点等の形成が必要

事業仕組み

■生産拠点の考え方と効果

考え方

- **まとまりのある農地や施設利用**
- **販売額を3千万円以上増加**
(生産拠点整備から3年後)
- **新たな担い手が参入する計画**



販売額3千万円以上増加



連担等による施設やほ場を集合



新たな栽培者の参画や協働体系

推進のイメージ

- 園芸振興プロジェクト等に基づき、ほ場整備地区等をモデル地区に設定
- 関係機関・団体が一体となって担い手確・農地の調整、技術指導などの拠点育成を支援
- 生産拠点で生産された農産物は、JA等が中心となって販売

事業の内容

1 園芸生産拠点県推進事業 (県)

- ・ 園芸生産拠点を創出する地区の推進体制づくりをリード
- ・ 園芸生産拠点のモデルとなる地区を設定
- ・ 関係機関・団体が一体となって園芸生産拠点を育成

2 園芸生産拠点育成事業 (市町村、JA、営農集団等)

(1)生産拠点育成整備事業

〔内容〕

- ① 市町村・JA・土地改良区・県等で構成するチームで生産拠点計画策定
- ② 国と県事業を組み合わせ、施設整備・機械導入等を支援

〔対象品目〕

園芸振興プロジェクト及び水田農業高収益化推進計画の野菜・花き

〔補助率〕 国1/2、県1/10、市町村※3~10%

※ただし、営農集団等が実施主体の場合に限る

(2)生産拠点推進事業

〔内容〕

生産拠点の育成・運営に必要な研修会等の開催に要する経費を支援
 〔補助率〕 定額

事業目標

園芸生産拠点育成支援事業：令和6年度までに12地区 (販売額の目標 販売額3千万円×12地区)

アウトプット指標：生産拠点の販売額累計

アウトカム指標：JA全農福島の主要野菜・花き販売額

総合計画の指標：農業産出額

(R4) 1.2億円 → (R6) 3.6億円

(R4) 132億円 → (R6) 135億円

(R4) 2,121億円 → (R6) 2,191億円

果樹園地継承促進事業（新規）

1 趣 旨

高齢化や後継者不足により樹園地が減少しているため、産地維持のための円滑な樹園地継承に向けて、生産性の高い樹園地を地域ぐるみで守り活用する仕組みづくり、果樹の新たな担い手の早期技術習得のための研修園地の運営などを支援する。

2 事業内容

(1) 県推進事業

園地継承の仕組みづくりを促進するため、県（農林事務所）において推進会議の開催、樹園地データベースの集約、意向調査、優良事例等の情報発信（セミナー）に取り組む。

(2) 地区推進事業

果樹園地の維持・発展に向けて、各産地において園地継承のルールづくりや円滑な継承に必要なマップ作成、新たな栽培者の育成・確保のための研修園地の整備・運営、大苗育成の取組に要する経費を支援する。

3 事業実施主体	2の(1) 県 2の(2) 果樹産地協議会（JA、全農福島県本部、JA果実生産部会、市町村、農業委員会、農業共済組合、福島県農地中間管理機構、県等）
4 予算額	2の(1) 3,870千円 2の(2) 5,762千円
5 補助率	2の(2) 定額
6 事業実施期間	令和4年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

163

果樹園地継承促進事業【新規】

（予算額：9,632千円）

事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○本県主力の「もも」「なし」は栽培面積、収穫量・出荷量ともに年々減少（過去5か年平均減少面積・2品目合計約27ha）。 ○生産者対象のアンケートでは、半数以上の生産者が園地継承の仕組み（地域内の話し合い創設）を望んでいる。 ○園地データベースを作成し見える化や受け入れ体制を整備することで果樹園地の集積や園地継承など地域ぐるみの検討が進められる。
園地継承の仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 取組内容：推進会議、意向調査、園地データ集約、セミナー等開催 事業主体：県（農林事務所） 2 取組内容：話し合い、果樹園地マップづくり、円滑な園地継承に必要なルールづくり、研修園地の整備・運営 事業主体：果樹産地協議会（農業者、市町村、JA、農業委員会、農地中間管理機構、県等）



164

県育成品種種苗安定供給事業（新規）

1 趣 旨

農業所得確保や産地振興を目的に開発した県育成オリジナル品種種苗（野菜・花き）の生産者への安定供給のため、民間事業者において、増殖供給が困難な品目・品種の生産とともに許諾先等への原種苗等の販売体制を整備する。

2 事業内容

(1) 県育成品種種苗安定供給事業

農業総合センターにおいて、野菜・花きの県育成オリジナル品種の原種（増殖する業者へ販売する種苗）及び種苗の生産を行うための生産体制づくりを構築する。

(2) 県育成品種原種苗生産供給施設改修事業

原種苗を生産するために農業総合センターの栽培用施設を改修するとともに、必要な機器を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 8,807千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

165

(新) 県育成品種種苗安定供給事業

園 芸 課
予算額：8,807千円

背景

- 本県においては、「ふくしまならでは」の県育成品種を活用したブランド化を進めるにあたって、普及に必要な種子・苗の計画的な生産が求められている。
- F1品種で種苗業者やJAでは種子生産が困難な品種がある。
- 農業総合センターが種苗業者やJAと連携して種子・苗の供給を行っていく体制が喫緊に必要。

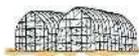
事業内容

県育成品種種苗安定供給事業
(R4～R6) 事業費：3,229千円

- 県オリジナル品種の種苗生産
 - ・アスパラガス種子 20万粒
 - ・リンドウ定植苗 1万本
 - ・リンドウ組織培養苗200本
- 県オリジナル品種の元株等の管理
 - ・元株→原種苗（培養）
 - ・原種苗→原種株（育苗）
 - ・原種株→種子（交配・採種）

県育成品種原種苗生産供給施設改修事業
(R4) 事業費：5,578千円

- 県オリジナル品種の元株等の管理施設の改修
 - ・鉄骨ハウス（内カーテン・栽培棚の設置、かん水装置の導入）
 - ・パイプハウス（ビニール張替、内カーテンの設置、暖房機の更新、かん水装置の設置）
- 原種苗（培養）生産に必要な備品導入
 - ・土壌混合器、超音波洗浄器



事業効果

- 適切な管理下で生産された優良種苗を**適正な価格で県内生産者に安定提供**することで産地化を後押し
- 「**強み**」（品質、オンリーワン、新たな需要の創出などのブランド力、作りやすさ、多収や安定生産）のある園芸産地の育成
- 農業経営体の体質強化や構造改革に向けて**水田への高収益作物の導入に寄与**。新たな産地の創出。水田における園芸作物の作付け面積 2,200ha(R5)R元より158ha増

【目標】

- 新しい農林水産業振興計画を実現するためのアクションプログラムで掲げた**生産力と競争力の強化に寄与**。主要10品目の農業産出額を5年間で1.1倍（45億円）増加

県育成オリジナル品種（園芸作物のうちアスパラガス、リンドウ）の生産振興計画

品目	作付面積第1 (R12目標)				産出額第1 (R12目標)	伸び率 (R12/H30)
	うちオリジナル品種作付面積 (R2現状)	うちオリジナル品種作付面積 (R7目標) 第2	伸び率 (R7/R2)			
アスパラガス	410ha	55ha	152ha	276%	30.2億円	201%
リンドウ	30ha	3ha	8ha	300%	3.0億円	200%

※1 農林水産業振興計画
※2 品種ごとの生産振興計画（合計）

166

県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業（新規）

1 趣 旨

大果・良食味等の特徴を有する県育成オリジナル品種（福島14号）の品種登録（R4年2月）及び商標登録（R4年12月）に合わせ、フィールドベースの実証による栽培管理の可視化とスピード感をもった普及の展開、PRに一貫して取り組み、農業者の所得向上や、本県産いちごのブランド化により競争力の高い産地を育成する。

2 事業内容

(1) 種苗供給体制整備事業

県育成いちご品種の育成と連動し、品種登録等と併せた早急な産地づくりを進めるため、作付実証等に必要な種苗の委託生産・供給を行う。

(2) 産地づくり支援事業

作付実証に必要な初期生産資材、施設等の導入を支援するとともに、栽培マニュアル作成、研修会等による普及拡大を推進する。

(3) ブランド確立推進事業

県育成いちご品種のブランド化を図るため、メディアミックスによる認知度向上、量販店・観光農園等と連携したPR、飲食店等と連携した料理等の提供等を実施する。

3 事業実施主体

県、作付実証農家等

4 予算額

2の(1) 23,504千円

2の(2) 54,946千円

2の(3) 26,555千円

5 補助率

2の(2) 初期生産資材：定額
施設等：2/3以内

6 事業実施期間

令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

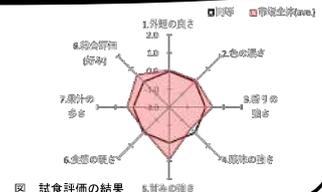
県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業

（予算額：105,005千円）

背景

- 高齢化等により作付面積及び出荷量は減少しており、また、風評被害により全国との価格差は拡大したまま
- 消費者等のニーズに応え作出した大果・良食味の県育成オリジナル品種（福島14号）について、品種登録出願等に合わせ、フィールドベースの実証によるスピード感をもった生産拡大、PRに一貫して取り組み、競争力の高い産地の育成が必要

- ・年内の需要期に収穫開始できる
- ・低温に強く収量性が高い
- ・栽培管理が容易
- ・果実は大果で糖度が高く良食味



事業内容

種苗供給から生産、販売まで一貫した取組

	取 組	令和3年度	令和4年度		令和5～7年度
1 種苗供給体制整備事業（県） 23,504千円 作付実証等に必要な種苗生産（委託）等	品種登録等の動き	2月 品種登録出願	4月 名称公募	8月 名称内定（非公表）	12月 商標登録出願 名称公表
2 産地づくり支援事業 (1) 推進事業（県） 946千円 福島14号の生産拡大に向けた検討会等の開催等 (2) 品種導入支援事業 54,000千円 作付実証（60a:10a×6地区）に必要な初期生産資材施設及び付帯設備、機械等の導入に係る経費を支援 事業実施主体：作付実証農家等 補助率：2/3以内	技術確立・生産量拡大	生産振興計画策定	種苗供給 実証栽培（60a）→ 収穫 → 実証栽培・収穫（各年60a）		本格栽培開始
3 ブランド確立推進事業（県） 26,555千円 品種発表等と合わせた福島14号の認知度向上やブランディングによる販売促進	販売促進・ブランド化	作付推進方針提案	パッケージデザイン制作 各種PR資材等の制作	作付実証60a見える化	現地検討会・ネットワーク検討会 パッケージ活用による販売促進 県内飲食店等とタイアップ・メディア等によるPR 求評会 量販店等でのトップセールス
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標作付面積（10ha以上） 県内を中心にブランド化 </div>					

福島14号の迅速な普及拡大・県内でのシェアを広げ県産いちごのブランディング

効果

販売金額の向上により県育成品種を活用した競争力の高い産地の育成（全国平均単価との価格差を震災前の価格差に圧縮）

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（継続）

1 趣 旨

園芸産地自らが地域の特性を生かし、市場等からの産地信頼回復、風評払拭、創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）、及び新たな挑戦に必要な取組を支援する。

2 事業内容

(1) 競争力強化県推進事業

園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のための研修会の開催や調査分析等を実施する。

(2) 生産対策強化支援事業

ア 産地活動支援事業

市場等からの信頼回復に向けた取組や風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行うための果樹及び野菜の作付実証に係る経費、加工品の試作や求評会等のための活動経費、土壌分析費用等を支援する。

イ 生産体制強化支援事業

市場等からの信頼回復に向けた取組や風評払拭に向けた取組、創意工夫をこらした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行うために必要な、果樹及び野菜の県育成品種の種苗導入や、施設等の資材購入及び機械のリース導入に係る経費等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1) 県

2の(2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

4 予算額

2の(1) 6,500千円

2の(2) 120,000千円（※うち75,000千円は園芸生産拠点育成支援事業に計上）

5 補助率

2の(2) ア 定額

イ 1/2以内

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

169

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（【拡充】R3：86,500千円→R4：126,500千円）

- 震災後は市場占有率の低い園芸品目ほど、風評の影響を大きく受けており、販売先での供給量が潤沢であると産地の選択順位が下がり、競合する他県産地よりも単価が低下した状態で固定化されている状況にある。
- 市場等から選ばれる園芸品目の生産推進を図るため、作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組や、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、また安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援し、地域性を活かした、多様で競争力の高い産地育成を目指す。
- 福島県園芸振興プロジェクト（R3～R7）に基づき県内約80地区で施設化等の推進を図る。中でも本プロジェクトに位置けているさやいんげん、アスパラガスは、震災以降の出荷量の減少が著しく、また、ぶどうは、他県の競合産地との平均単価の差が回復していない等の課題を抱えており、本事業を拡充して重点的に推進し、産地の生産力及び競争力を強化する。

【課題】

- 震災と風評等の影響により、出荷量が特に大きく減少した「さやいんげん」、「アスパラガス」、競合産地との価格差が回復しない「ぶどう」について、産地の競争力強化を図る必要

さやいんげん（出荷量▲26%）

アスパラガス（出荷量▲26%）

ぶどう（長野県との価格差▲59円/kg→▲489円/kg）

【さやいんげん、アスパラガスのデータも震災前のH22とR1比較。

ぶどうの価格差はH22とR2比較。】

【対策の方針】

- さやいんげん
→ パイプハウスの施設導入等を推進し、作型分化による長期安定出荷を図り、出荷量、販売額を回復する
- アスパラガス
→ パイプハウスや自動灌水同時施肥装置等の導入を推進し、長期二期穫り栽培の作付割合を高め、長期安定出荷を図る
- ぶどう
→ 市場性の高い品種への転換と併せ根圏制御栽培等の導入により早期成園化・早期出荷を実現し、出荷量・販売額向上を図る

R4予算要求：風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

風評等の影響を強く受けている3品目（さやいんげん、アスパラガス、ぶどう）については施設化等の取組を強化するなど、競争力の高い産地育成を図る

事業実施主体：

(①の取組) 福島県

(②の取組) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

事業期間：R3年度からR7年度の5年間

事業目標：県主要園芸品目の販売金額の向上

事業内容：

① 競争力強化県推進事業 <定額>（継続）

園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のため、研修会の開催や調査分析等に要する経費を支援

② 生産対策強化支援事業 <定額、1/2以内>

作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援

170

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業（継続）

1 趣 旨

難防除病害であるモモせん孔細菌病をはじめとする病害虫の総合防除を地域ぐるみで取り組む体制を強化し、品質の高いものの安定生産回復を図り、確固たる市場の信頼を確保する。

2 事業内容

(1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業

- ア 共同防除組織等の担い手確保・育成
共同防除組織等が行う新たなオペレーターを確保するために必要な経費を支援する。
- イ 地域ぐるみの春型枝病斑等の除去実践
共同防除組織等の合意に基づき新たな雇用を活用して春型枝病斑等の除去に必要な経費を支援する。
- ウ 共同薬剤防除の高度化
共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・施設の導入にかかる経費を支援する。

(2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業

地域ぐるみで計画的に整備する防風設備等の導入に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 予算額 85,244千円

5 補助率 2の(1)のア 定額(1,500円/時間)
2の(1)のイ 定額(20千円/10a)
2の(1)のウ 1/2以内
2の(2) 5/6以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業
(福島県農林水産業再生総合事業交付金)

令和4年度予算額
85,244千円

1 本県産ももの販売実績

8月の福島県産ももの平均単価は震災後大きく下落。徐々に回復するも主産県との価格差は広がったまま。しかも3番手であった長野県に抜かれ差は縮まらない。

表 東京都中央卸売市場におけるももの平均単価（各8月）

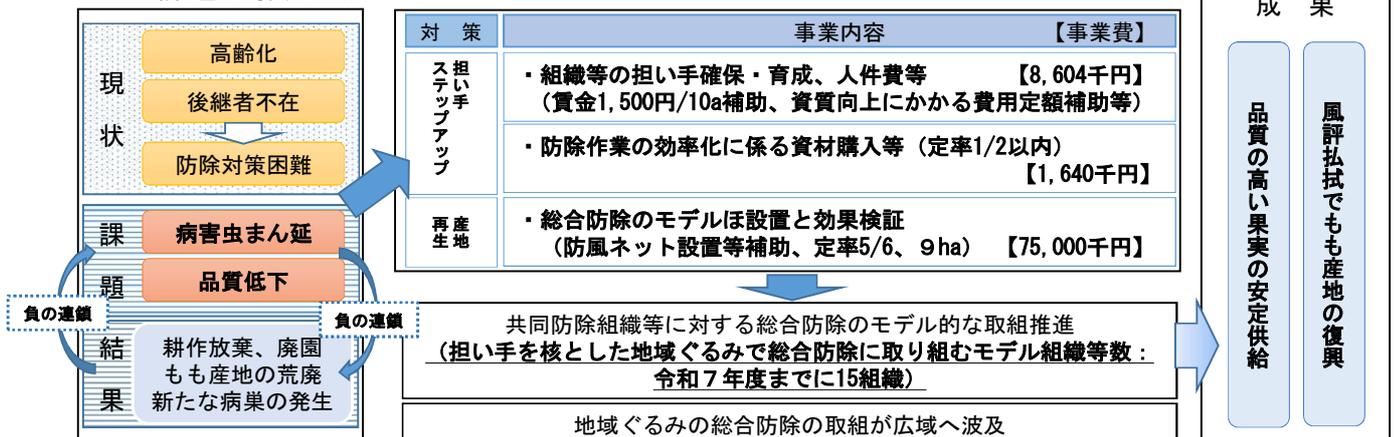
県名	(円/kg)				
	H22	H23	H30	R元	R2
福島県	439	195	501	493	620
山梨県	498	448	742	608	752
長野県	410	312	589	562	649
価格差	△59 ～29円	△235 ～△117円	△88 ～△241円	△69 ～△115円	△29 ～△132円

東日本大震災と原発事故に端を発した風評の拡大

2 風評払拭のための取組

- 価格が回復していないため、引き続き機会を捉え販売不振に取り組む
- 広がったままの価格差は高品質果実の安定供給で克服
- もも生産者の高齢化や後継者不在による防除対策不足
⇒地域のもも病害虫防除を担う共同防除組織等の機能強化が必要

3 課題と解決方法



産地生産基盤パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）（継続）

1 趣 旨

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、実現に必要な生産資材及び農業機械のリース導入並びに集出荷施設等の施設整備に要する経費等を支援する。

2 事業内容

(1) 生産支援事業

コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得、雨よけハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入、果樹の競争力のある品種について同一品種での改植等を支援する。

(2) 整備事業

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備を支援する。

(3) 効果増進事業

事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費を支援する。

3 事業実施主体

市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 予算額

1,284,269千円

5 補助率

1/2以内等

6 事業実施期間

平成28年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

173

2 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
果樹、野菜、花き、茶について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

2. 収益性向上対策

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備



拠点事業者の貯蔵・加工施設



果樹・茶の改植や新樹形導入

収益力強化への計画的な取組



施設整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

生産基盤の強化

家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】 (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
 (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
 (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

174

園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）（継続）

1 趣 旨

自然災害の発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 事業継続計画の検討及び策定、非常時協力体制の整備
事業継続計画策定、非常時協力体制整備に向けた検討会等の開催等を支援する。
- (2) 事業継続計画の実践
 - ア 自力施工等の技能習得、災害復旧実証
ハウスの自力施工研修等の技能習得、自力施工体制活用等による災害復旧の取組実証を支援する。
 - イ 既存ハウスの補強等の被害防止対策
既存ハウスの補強、防風ネット・融雪装置の導入、共同利用非常用電源の導入等を支援する。

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

4 予算額 4,000千円

5 補助率 2(1)及び(2)ア：定額 2(2)イ：1/2以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

175

55 園芸産地における事業継続強化対策

【令和3年度補正予算額 260百万円】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上【令和7年度まで】

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で複数農業者による**共同の事業継続計画（BCP）を策定**し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な**体制整備**、BCPの実践に必要な**技能習得**、**ハウスの補強**、**非常時の復旧の取組実証**等を支援します。

1. 園芸産地におけるBCPの検討及び策定、非常時の協力体制の整備

【補助率：定額】

- ① BCPの検討及び策定
- ② 非常時の協力体制（従事者の融通等）の構築

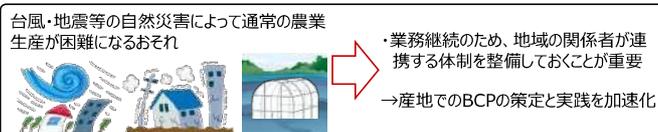
2. 園芸産地におけるBCPの実践

- ① **自力施工等の技能習得、災害復旧の実証【補助率：定額】**
災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
- ② **既存ハウスの補強等の被害防止対策【補助率：1/2】**
 - ア 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
 - イ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入
 - ウ BCPに基づく災害復旧の取組実証

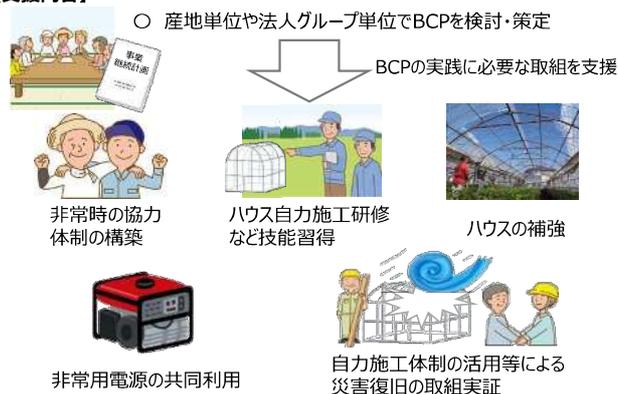
<事業の流れ>



<事業イメージ>



【支援内容】



【お問い合わせ先】農産局園芸作物課（03-3593-6496）

176

産地生産力強化総合対策事業（継続）

1 趣 旨

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種の導入、各種作物の産地規模の拡大、省力・低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

2 事業内容

(1) 産地育成推進事業

関係機関・団体が一体となって園芸振興に取り組む推進体制を構築するとともに、県オリジナル品種の普及を強力に進める。

(2) 産地育成整備事業

ア 園芸作物支援対策

作付面積、生産量の拡大、省力化、品質向上のための初期生産資材、農業機械、施設化や高品質安定生産を図るための装置等の導入、水源確保(井戸掘削)等を支援する。

イ 土地利用型作物支援対策

大豆、麦、そば、なたね等、飼料作物及び主要農作物（水稻・麦・大豆）種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組に必要な機械・機器等の導入を支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1) 福島県
- 2の(2) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等

4 予算額

- 2の(1) 708千円
- 2の(2) 42,900千円

5 補助率

2の(2) 1/3以内、4/10以内、1/2以内、定額

6 事業実施期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

177

産地生産力強化総合対策事業(うち産地育成整備事業) 園 芸 課

(予算額：42,900千円)

事業概要

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、**県オリジナル品種の導入、規模拡大、省力低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入**など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

1 園芸作物支援対策

○ 対象品目：果樹、野菜、花き ※((1)～(3)共通)

(1) 新規園芸品目導入支援事業

ア 事業主体：市町村、農業公社、JA、地域農業再生協議会

イ 補助対象：新たな園芸品目の導入に必要な初期生産資材（果樹を除く）、農業機械、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備 等

ウ 補助率：4/10以内

ただし、水稻からの転換又は水稻との複合経営として新たに園芸品目を新規導入する場合は補助率1/2以内。野菜、花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額。

(2) 省力化支援事業

ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）

イ 補助対象：省力化のための農業機械（育苗・移植用機械、防除用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、調製・出荷用機械） 等

ウ 補助率：1/3以内

ただし、以下の①及び②の条件を満たす場合は補助率4/10以内

①基準年において契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合

②導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合

(3) 生産力強化支援事業

ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）

イ 補助対象：優良種苗の導入、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保(井戸掘削) 等

ウ 補助率：1/3以内

2 土地利用型作物支援対策

○ 事業主体：市町村、農業公社、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上） ※((1)～(2)共通)

○ 補助率：1/3以内 ※((1)～(3)共通)

(1) 産地拡大支援事業

ア 対象品目：大豆、麦、そば 等

イ 補助対象：生産規模拡大のための省力化機械（排水対策用機械、栽培管理用機械、収穫用機械）・拠点整備（乾燥・調製・出荷用機械） 等

(2) 飼料作物支援事業

ア 対象品目：飼料作物

イ 補助対象：栽培管理用機械・播種機械、収穫・調製用機械、運搬・保管用機械 等

(3) 主要農作物種子支援事業

ア 実施主体：種子生産組合、JA、種子生産法人 等

イ 対象品目：主要農作物（水稻・麦・大豆）種子

ウ 補助対象：種子生産に必要な機械（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等） 等

事業効果

○園芸産地及び土地利用型作物の生産力の強化

○担い手の確保・育成 新規栽培者の確保・定着

- ・水稻農家の園芸品目導入
- ・新規就農者を確保
- ・永年性作物の新規導入促進

○労力不足の解消 省力化技術の導入

- ・土地利用型野菜の作付の推進
- ・契約野菜の取組促進
- ・農業法人の規模拡大促進
- ・土地利用型作物の生産の効率化及び地域の担い手確保・規模拡大を促進

○出荷量・産出額の向上 単収・単価の向上

- ・出荷期間の長期化
- ・生産の高度化

178

「福島牛」AI肥育確立事業（継続）

1 趣 旨

福島県の和牛の頭数は、原発事故に伴いその多くが失われ、全国と比較して著しく減少したままである（畜産統計）。特に被災12市町村では「飯館牛」「双葉牛」等の銘柄牛の生産が地域の基幹産業であったが現状は壊滅的な状況であり、肉用牛生産を核とした畜産業の早期復興が望まれている（相馬地方の肉用牛戸数 H21:400戸から H29:63戸）。併せて福島県産和牛の枝肉価格は、風評により全国との差が常に1割程度（200円～400円/kg）安値で取引されており、ブランドの回復には至っていない。

そこで、平成31年度から取り組んだ「福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（ICT活用による和牛肥育飼養管理技術の開発）」により開発した国内初の最新技術を普及させ、肥育経営の安定化に資することにより生産基盤を拡充するとともに、斉一性の高い福島牛の安定生産と更なる高品質化を図りブランド力を強化する必要がある。

2 事業内容

デジタル化した超音波画像から牛枝肉横断面画像を推定できる最新 AI 肉質評価システムを活用し、県内の肥育農家等が飼養する肥育牛を実際に診断することにより、日常の管理技術を適正に改善するとともに出荷月齢の短縮と安定した高品質肉用牛の選抜を指導し、AI 肉質評価システムの生産現場への定着を図る。さらに、この評価モデルの活用により、バイヤーが求める斉一性の高い優良な肉用牛の出荷に繋げ、「福島牛」のブランド力強化に向けた優良肥育素牛導入を推進し、優良肉用牛の産地形成を確立する。

- 3 事業実施主体 県、生産者団体等
- 4 予算額 173,214千円
- 5 補助率 定額
- 6 事業実施期間 令和3年度～7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

「福島牛」AI肥育確立事業

（予算額：173,214千円）

背景

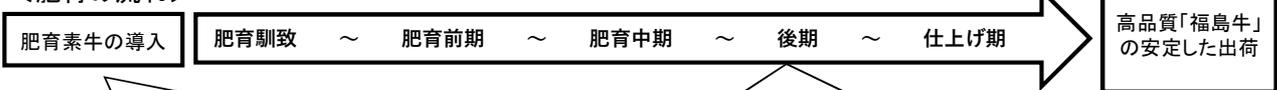
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業（ICT活用による和牛肥育管理技術の開発）成果の活用

- ・和牛肥育については、風評により全国平均との差は1割程度（86%R2.10時点東京都中央卸売市場統計情報）、依然として200～400円/kg程度の安値が続く。
- ・出荷者が経験や勘により肥育牛を出荷することは、不揃いなロット出荷となり、バイヤーから選択されにくい。
- ・効率的で安定的な肥育牛の飼養管理技術が望まれている。

事業内容

県内畜産農家による優良な素牛の導入を支援し、これら優良素牛を福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業により開発した国内初の最新AI肉質評価システムを活用して肥育することにより、安定した高品質な「福島牛」の出荷を促進する。

<肥育の流れ>



優良肥育素牛の導入支援

(142,000千円)

素牛導入者が行う飼養管理メニュー



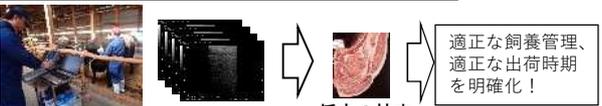
- ①血液分析
- ②飼料分析
- ③超音波肉質分析

生産基盤の維持・拡大を目指し、肥育農家が和牛子牛セリ市場から優良肥育素牛を導入する場合にAI肉質評価システムのデータ蓄積に資する飼養管理メニューの掛かり増し経費の一部を助成する。

要件	子牛セリ市場より導入（ハクダ牛、優良牛）
期間	令和4年4月～令和5年3月
実施団体	福島県農業協同組合連合会福島県本部
対象	肥育牛飼養農家
補助金額	ハクダ牛 → 10万円/頭（300頭） 優良牛 → 7万円/頭（1,600頭）

AI肉質評価システムによる肥育管理支援

(31,214千円)



肥育牛の超音波画像を取得し、県内3地方に整備するAI肉質診断拠点で評価

将来の枝肉横断面を見える化

AIが学習したビッグデータを基に、成育途中の牛の超音波画像から将来の肉質を推定できる新技術を導入し、最適な時期での出荷やそれに向けた飼養管理が可能になることで、安定した高品質な「福島牛」生産を促進する。

期間	令和4年4月～令和5年3月
実施機関	県
対象	生産者団体が推薦する肥育農家
診断件数	1,500頭（予定）

- ・肥育期間の短縮
- ・牛舎回転率の上昇
- ・販売金額の上昇

生産基盤の回復、拡大

「福島牛」ブランド力強化
全国的に優位な産地形成

ふくしまの畜産復興対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原発事故の影響により大きな被害を受けた本県畜産業の復興を図るため、生産、風評払拭及び経営安定の対策を一体的に支援する。

2 事業内容

- (1) 福島牛改良基盤再生事業（ゲノミック評価推進事業）
福島牛の能力と品質を向上させ、風評に負けないブランド力の強化を図るため、先端技術であるゲノミック評価を活用し優秀な県産種雄牛の造成を目指すとともに、鳥取県の優秀な遺伝資源を当県に取り入れ改良のスピードアップを図る。
- (2) 未来の畜産創生事業
肉用牛の生産基盤を早急に回復させるため、肉用牛一貫経営への転換等による肉用牛の生産基盤を回復させる取組等の支援を行い地域一体的な所得向上を目指す。
- (3) 次世代酪農家手育成・乳量UPチャレンジ事業
次世代の酪農家を育成するため、県内全域の酪農後継者等が組織する団体が行う技術・経営研修の開催経費、及びモデル検定の実施に対し補助金を交付する。
- (4) 福島牛ブランド力向上対策事業
先端技術であるゲノミック評価を、種雄牛の造成に加えて、繁殖農家が飼養する繁殖雌牛にも応用することで、福島県肉用牛全体のレベルアップを図り、「福島牛」を全国トップレベルのブランド牛へと復活させる。
- (5) 中核酪農家生産基盤強化事業（福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業）
生乳生産基盤強化のため、成畜飼養頭数120頭以上の中核酪農家が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組に対し支援する。
- (6) うまい！「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業
福島県産牛の生産基盤を回復させるため、付加価値の高い牛肉生産技術や肥育技術の確立を支援するとともに、和牛肉の販売拡大

181

を推進し生産基盤の強化を図る。

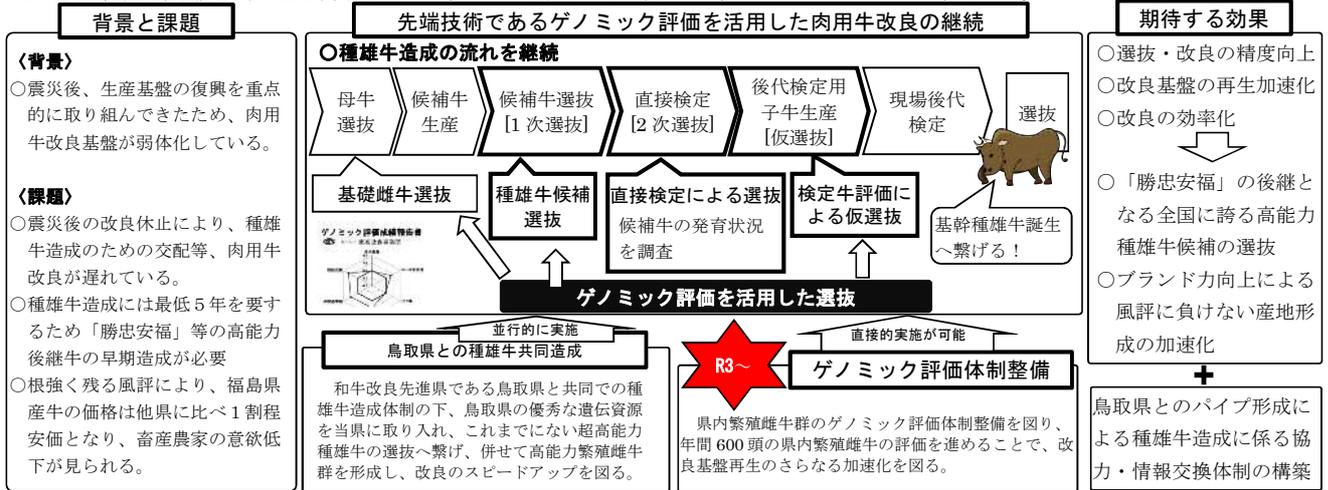
- | | | |
|----------|-----------|--|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) | 県（委託先：公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部）、全国農業協同組合連合会福島県本部等 |
| | 2の(2) | 県、団体 |
| | 2の(3) | 福島県酪農青年研究連盟 |
| | 2の(4) | 県 |
| | 2の(5) | 福島県酪農協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等 |
| | 2の(6) | 県 |
| 4 予算額 | 189,083千円 | |
| 5 補助率 | 定額 | |
| 6 事業実施期間 | 2の(1) | 令和3年度～令和5年度 |
| | 2の(2) | 令和3年度～令和4年度 |
| | 2の(3) | 令和3年度～令和5年度 |
| | 2の(4) | 令和3年度～令和4年度 |
| | 2の(5) | 令和3年度～令和7年度 |
| | 2の(6) | 令和3年度～令和7年度 |

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

福島牛改良基盤再生事業【ゲノミック評価推進事業】

R4 年度事業費
49,105 千円

震災以降、本県の肉用牛改良基盤の衰退が見られることから、最先端技術であるゲノミック評価の活用による優秀な種雄牛造成を継続するとともに、和牛改良先進県である鳥取県との種雄牛共同造成を実施し、風評に負けないブランド力の強化を図る。



○想定スケジュール

概要 (内容)	実施主体	R3	R4	R5	R6	R7
県内基礎雌牛選抜	畜産団体等	R30年度から種牛を家畜改良との共同研究でゲノム評価 (4,000頭選抜開始、同時に産肉能力検定実施)		～同様の流れを毎年実施～		
直接候補牛取得		上記の基礎雌牛から子牛生産後、産肉能力検定 (直接、現場後代検定) を実施				
種雄牛候補牛検定	畜産研究所等	肥育農家へ検定牛発育 → 現場検定 → 検定終了		肥育農家へ検定牛発育 → 現場検定 → 検定終了		
鳥取県との共同造成	畜産研究所	種雄牛共同造成用種牛導入	ETスタート	種雄牛候補選抜、直接	取得の配	
			種雄牛共同造成用種牛導入	ETスタート	種雄牛候補選抜、直接	
県内でのゲノミック評価	畜産研究所	独自にゲノミック評価体制整備	ゲノム解析 (実施) (約2,400頭を解析し、データを集め繁殖価別群中の約9割と併せて評価する) 【R6年度より本格展開】			

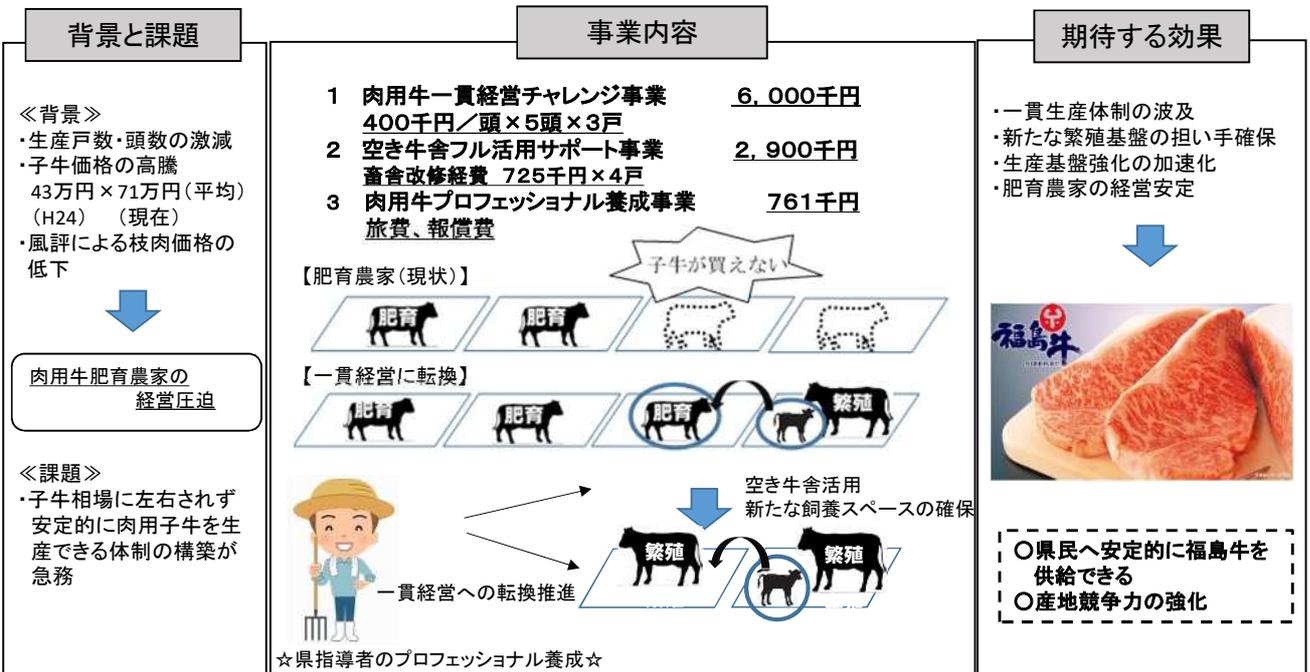
183

未来の畜産創生事業

令和4年度事業
事業費:9,661千円

震災と原発事故により、大幅に減少した肉用子牛の生産基盤を回復させるため、肉用牛肥育経営農家が「一貫経営」へ「転換」する場合を支援する。

今後は、肉用牛一貫生産体制への転換を加速化させるため、繁殖雌牛の導入に対する支援を継続する他、肉用牛一貫生産に特化した県指導者の養成及び肉用牛一貫生産に係る繁殖雌牛の飼養スペース確保のため、県内の空き牛舎を活用した新たな生産体制に取り組むための支援を行う。



184

次世代酪農家育成・乳量UPチャレンジ事業

R4事業費:1,675千円

- ◆ 本県酪農は、原子力災害後、大幅に担い手が減少し、限られた担い手が生産を継続しているが、本県酪農経営体の1頭当たり年間生乳生産量は全国平均と比べ低く、経営規模も全国に比べ小規模であり、生産能力、規模ともに必要な需要に応える状況になっていない(図1、2、表1)。
- ◆ 全国においては酪農業の法人化が進み、新たな人材を地域に取り込む雇用の受け皿としての機能等を担う地域のリーダーとなっているが、本県においては、そのような地域のリーダーとなる経営体が少ない。
- ◆ そこで、地域のリーダーとして自ら規模拡大に取り組むとともに、飼養管理技術などについて他の酪農家にアドバイスできる中心的担い手を育成することで次世代のリーダーとなる人材を確保し、持続的に発展可能な酪農産地の基盤を強化する必要がある。
- ◇ このため、酪農後継者が新型感染症の感染対策を講じて実施する、規模拡大に対応した経営能力や技術力の向上のための取組を支援するとともに、新たな仲間づくりのための取組を支援する。

事業内容

- 総事業費：1,675千円(国庫補助金：地方創生推進交付金837千円)
- (1) 経営能力向上・地域課題解決事業：500千円(研修会開催経費@240千円×2回、会議費@10千円×2回)
酪農後継者組織が本県の酪農発展に向けて課題を共有し、自ら必要と考える技術や経営能力向上を目的に実施する研修会等の開催や研究機関と連携した課題解決の取組を支援するとともに、新たな仲間づくりに向けた取組を支援する。
- (2) モデル検定事業：1,175千円(研修会開催経費@400千円×2回、モデル検定@75千円×5名)
選定した若手酪農後継者が行う牛群検定の費用の1/2を補助し、牛群検定から得られた情報を使って研修会内で専門家からの指導を受け、自己の経営に反映させるとともに他酪農家への波及を図る。
- 事業実施主体：福島県酪農青年研究連盟
- 事業実施期間：令和4年度

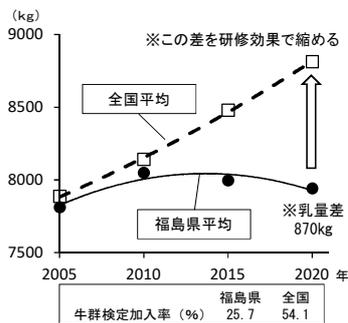


図1 1頭当たり年間乳量と牛群検定加入率

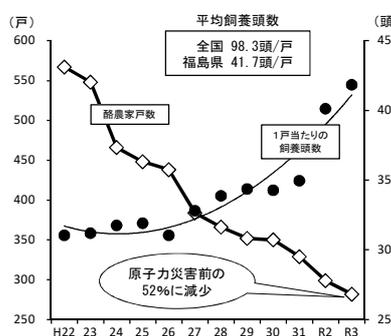


図2 酪農家戸数および規模の推移

表1 全国との差

	経営規模	牛の能力	売上
福島県①	42頭	約7,940kg	
全国②	98頭	約8,810kg	
差①-②	-56頭	-870kg	-487万円※

※乳価を100円/kgとして算出

福島牛ブランド力向上対策事業

令和4年度事業費
4,740千円

【次世代のおいしい和牛肉生産に向けた取組】

- ① 銘柄「福島牛」の高品質化によるブランド力の強化(※)
- ② 地域資源(酒粕)を活用した新たな和牛肉生産技術の確立
- ③ 消費者ニーズに対応したうま味重視和牛肉生産技術の確立

※ 本県(基幹)種雄牛「勝忠安福」等のおいしさの特徴を解明する。

和牛肉のうま味、コク、香り、風味、口溶け、歯ごたえ等の牛肉の評価を総合的に「見える化」する必要がある

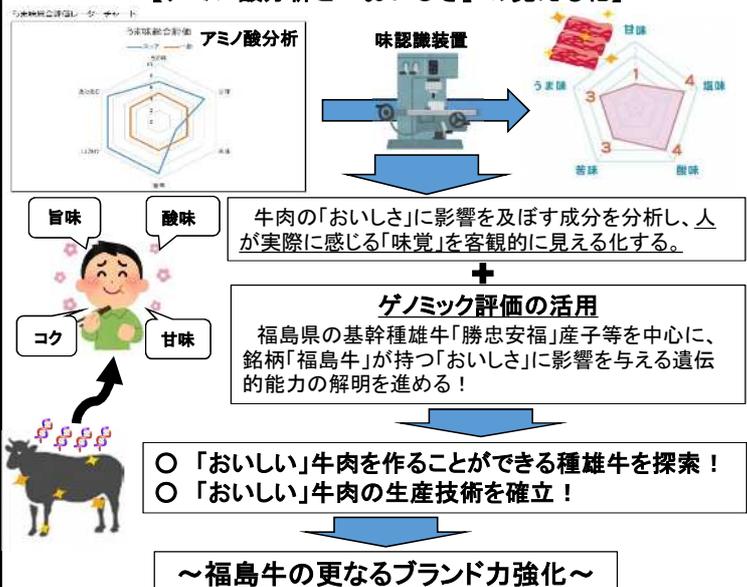
取組を達成するためには、
「牛肉のおいしさ」の成分を正確に評価すること

このため、上記②～③を継続するとともに、ブランド牛として確立している銘柄「福島牛」のブランド力を更に強化するため、銘柄「福島牛」を対象として

- **アミノ酸組成からうま味成分を分析**
・ グルタミン酸、アスパラギン酸、セリン、アラニン、メチオニン等の定量分析により、正確にうまみに寄与する成分の評価をする。
- **味覚センサーでうま味を分析**
・ 味覚センサーにより人の食感を数値化し、おいしさの総合的な評価をする。

も実施し、消費者やバイヤー等が銘柄「福島牛」のおいしさを「見えるように」する必要がある!

【アミノ酸分析と「おいしさ」の見える化】



県民への良質な牛肉の安定供給が可能となる!

ブランド牛を抱えた福島県の『プライド』復活!

中核酪農家生産基盤強化事業 (福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業)

R4事業費：69,096千円

- ◆ 原子力災害による「原乳出荷制限」・「牧草地・飼料畑の放射性Cs汚染」は、すべての経営規模階層に被害をもたらし、その結果、これまでの間に、本県では離農や経営体成長の停滞を余儀なくされた。(一方で、全国では経営規模拡大が進んでいる。)
- ◆ 本県の酪農家戸数は、震災前(H23.2月)に比べ、52%(R3.2月)にまで減少し、その後も減少に歯止めがかからず、減少率は全国と比べ15ポイント高い(図1)。
- ◆ 急激に担い手が減少した本県においては、将来にわたり安定した生乳生産量を確保するために、限られた担い手の増産に頼らざるを得ないことから、意欲ある中核酪農経営体の増産を強く推進する必要がある。
- ◇ そのため、成畜飼養頭数120頭以上の中核酪農経営体が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組に対し支援する。

事業内容

- 総事業費：69,096千円
- 事業実施主体：生乳生産者団体
- 事業実施期間：令和3～7年度

(1) 増頭奨励金 @275千円補助×250頭 = 68,750千円
(2) 事業の円滑な推進を支援 346千円

【事業対象酪農経営体】

成畜飼養頭数120頭以上の経営体

中核酪農家

増頭を支援

【要件】

事業実施翌年度の生乳生産量を事業実施前年度から10%以上増加させる(経営体毎)

県内乳用牛の増頭を図る、足腰の強い経営体を育成

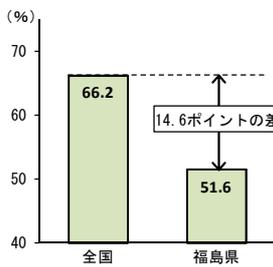
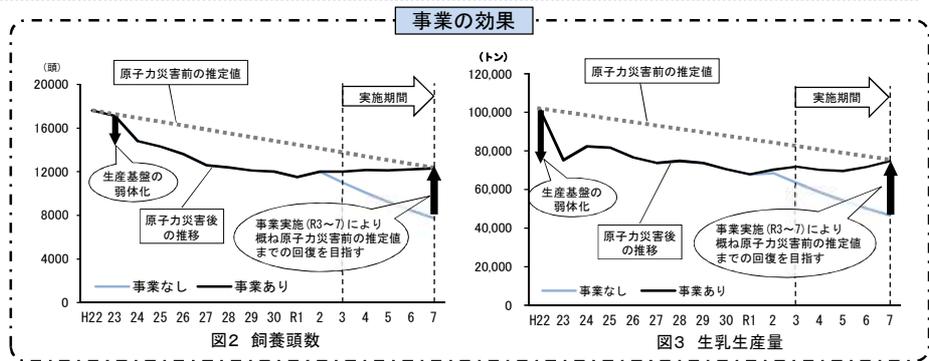


図1 酪農家戸数の震災前比 (H23年2月とR3年2月の比較)



187

うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業

令和4年度事業費54,806千円

<事業のポイント>

うまい! 福島牛をアピールするため、「福島県産和牛の特徴」を見える化し、生産体制の確立と販売促進する事業を支援する。

<現状・背景>

東日本大震災・原子力災害に伴う福島県産牛肉に対する風評被害の払拭のため、県内の肉用牛関係者は、美味しい福島県産牛肉の生産・供給体制を整備し、また肉用牛の生産基盤と改良基盤の回復に向けた新しいゲノミック評価技術を活用した優良雌牛群の整備と高能力種雄牛造成体制の構築を望んでいる。

<事業の内容>

うまい!「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業ため、以下の取組を支援。

1. ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立

銘柄「福島牛」ブランド強化に向け、ゲノミック選抜手法の和牛改良を進め、共同研究データを取り入れながら、産肉能力評価分析からオレイン酸等が豊富なプレミアム感の高い和牛肉を作り出す遺伝的に改良能力に優れた繁殖雌牛群の整備を図り、種雄牛造成体制を確立する。

2. 地域資源活用「福島牛」生産技術推進

7年連続で日本一の評価を受けた本県産日本酒の酒粕を飼料原料の一部として活用し、付加価値の高い牛肉生産技術を確立する。

3. 新たな和牛肉生産技術の実証

消費者の赤身牛肉指向に応える和牛肉の生産に向けて、和牛繁殖雌牛の更新に伴う老齢繁殖雌牛肥育を有効な手段と捉え、旨み等を重視した飼直し肥育技術を確立する。

4. 県産和牛流通販売対策強化

旨み成分等、新たな特色ある和牛肉の販売拡大を推進するため、関係機関・団体を組織する協議会を運営し、試験販売を行う等販売促進やPR、新たな販売棚確保等を行う活動に対して支援する。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

福島県産和牛生産販売力強化対策事業

魅力的で新しい販売戦略に対応できる美味しい福島牛

1. ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立

ゲノム解析、おいしさにプレミアム感の高い雌牛群整備

オレイン酸・おいしさ

遺伝的に改良能力に優れた種雄牛

ゲノム選抜種雄牛造成

2. 地域資源活用「福島牛」生産技術推進

【背景】日本酒の金賞受賞数日本一

県産日本酒の酒粕を飼料の一部として加工し肥育牛へ給与(マニュアル作成)

和牛香、ガスフラクション分析
おいしさ見える化、イメージング質量分析

・ 魅力ある「福島牛」生産のイメージアップ
・ 「福島牛」特徴の見える化し、ブランド強化

3. 新たな和牛肉生産技術の実証

【背景】赤身指向に応える和牛肉生産

和牛繁殖雌牛の更新に伴い、旨みを重視した飼直し肥育

遊離アミノ酸(グルタミン酸、アスパラギン酸等)分析
和牛香(ガスフラクション)分析

・ 完熟旨み重視の赤身牛肉の生産技術の確立

4. 県産和牛流通販売対策強化

【背景】新たな特色和牛肉の販売拡大

関係機関・団体を組織する協議会の運営

試験販売等の実施など

・ 販売促進・PR
・ 牛肉の新たな販売棚の確保

畜産競争力強化対策整備事業（継続）

1 趣 旨

畜産業の復興・再生を推進するため、地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

2 事業内容

(1) 畜産競争力強化対策整備事業

畜産クラスター協議会が策定した畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

3 事業実施主体 畜産クラスター協議会

4 予算額 419,773千円

5 補助率 施設整備 事業費の1/2以内

家畜導入上限額 妊娠牛 275千円

繁殖雌牛 175千円（増頭の頭数規模により、246千円）

繁殖雌豚 40千円

6 事業実施期間 平成27年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7366】

189

畜産競争力強化対策整備事業

畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した高収益型畜産体制（畜産クラスター）を構築し、地域の中心的な経営体の収益性の向上に必要な施設整備や家畜導入を支援することで、原発事故の影響により弱体化した生産基盤の回復と、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効といった国際環境に対応するため、国際競争力の強化を図る。

原発事故の影響により

- 避難指示区域の廃業
 - 自給飼料の給与制限
 - 風評による生産物の価格低下
 - 高齢者等を中心に離農が加速
- 生産基盤が弱体化。**

国際環境の変化

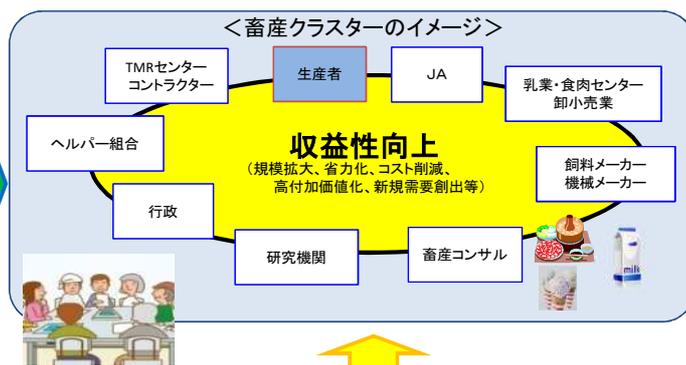
- TPP11協定、日EU・EPA発効
 - TAG交渉開始
- 国際競争力の強化が必要。**

<取組主体>

地域の収益性向上のための畜産クラスター計画に位置づけた中心的な経営体

- ・畜産を営む者
- ・飼料生産組織
- ・新規就農者

※個別経営体も対象
(原則、法人、法人化の計画を有する家族経営)



畜産生産基盤の回復と強化

- 規模拡大や協業化等による担い手確保・育成
- 機械導入や作業委託等による省力化
- 施設等貸付や指導体制整備等による新規就農者確保
- 地域資源活用による耕畜連携や高付加価値化、コスト削減など

畜産競争力強化整備事業(国庫:畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

中心的経営体の収益性の向上等に必要な施設の整備・家畜導入を支援(補助率:1/2以内)

※家畜導入上限額

妊娠牛27.5万円、繁殖雌牛17.5万円、繁殖雌豚4.0万円



ミルクングパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設



家畜導入

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む ※共同利用家畜排せつ物整備は地方公共団体も取組み可)

自給飼料生産復活推進事業（継続）

1 趣 旨

高品質自給飼料の安定生産及び効果的な供給体制の確立に向けた飼料生産組織（コントラクター）等への取組を支援する。

2 事業内容

（1）うまい！福島県産牛を支える飼料生産基盤強化事業

地域自給飼料品質向上支援

生産履歴管理対策（ソフトウェア等システム一式）の導入、土壌成分分析、飼料作物成分分析の経費を助成する。

3 事業実施主体 2の（1）畜産農家等で構成する飼料生産組織等

4 予算額 2,080千円

5 補助率 1/2以内（補助上限208千円/事業実施主体）

6 事業実施期間 平成30年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

191

うまい！福島県産牛を支える飼料生産基盤強化事業

総事業費 6,240千円（R3～4）、R4事業費2,080千円

本県の飼料生産基盤は原子力災害の影響を大きく受け、放射性物質の飛散に伴う安全性への不安から作付面積は減少した。しかし、震災後、農地除染の進展に合わせて地域の担い手を支援し、組織化を推進した結果、飼料生産組織が60組織余りに増加した。また、畜産経営において、これら飼料生産組織を活用した飼料生産の外部化・省力化が進められ、県内の自給粗飼料生産・利用基盤が徐々に回復しつつある。

しかし、除染に伴い地力にバラツキが見られることや、生産面積の増加と大規模作業体系化が進んだことにより、良質かつ均質な自給飼料の安定的生産が課題となっている。

そこで本事業では、飼料生産組織等の機能強化（生産量増加、品質向上、作業効率向上）の取組を支援する。生産物・圃場管理手法の導入による圃場作業の効率化に向けた取組等を支援することで、高品質発酵粗飼料の安定生産と、効果的な供給体制の体系的導入を推進する。

地域自給飼料品質向上支援

飼料生産基盤の回復及び新技術の普及を目指し、畜産農家や飼料生産組織等が実施する自給飼料の高品質化・品質安定化に向けた取組を通じ、浜通りを中心に定着

① 高品質粗飼料拡大対策

- ・補助対象：畜産農家の生産組織等
- ・内 容：圃場管理・生産履歴管理対策（ソフトウェア・ラベルプリンター等）、土壌・飼料作物成分分析
- ・補助率：1/2以内（ただし上限208千円/事業実施主体以内）
- ・所要額：2,080千円（208千円×10事業実施主体）

生産履歴の入出カイメージ



飼料生産の高度化の取組により
うまい！福島県産牛生産を支える飼料生産基盤を強化します！

192

第12回全国和牛能力共進会出品対策事業（継続）

1 目 的

本共進会は、昭和41年岡山県において開催されたのを契機に、5年毎に全国で開催され、和牛界のオリンピック的位置付けにあり、第12回大会は令和4年10月に鹿児島県で開催される。

本共進会において、優秀な成績を収めた場合、そのPR効果は絶大であり、本県肉用牛の振興及び発展に大きく寄与することから、県は優秀な種雄牛候補牛を出品するとともに、他部門の出品へも積極的に関与し、県内関係団体とともに一丸となって取り組んできたことから、その取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 第12回全国和牛能力共進会負担金
出品参加する道府県負担金を拠出する。
- (2) 出品対策費
出品牛の輸送費、装備、装飾品、防疫衛生費、PR対策に必要な経費を助成する。
- (3) 大会参加費
出品委員等の参加費を負担する。

3 事業実施主体 2の(1)、(2) 公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部
2の(3) 県

4 予 算 額 12,191千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間 令和3年度～令和4年度

【事務担当：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

193

第12回全国和牛能力共進会出品対策事業

令和4年度事業
事業費：12,191千円

和牛界のオリンピック的位置づけにある第12回全国和牛能力共進会で優秀な成績を収めるため、県は優秀な種雄牛候補を出品するとともに他部門の出品へも積極的に関与し、県内関係者一丸となって、肉用牛振興及び復興に取り組む。

背景と課題	事業内容	期待する効果
<p>《背景》 ～全国和牛能力共進会～ 5年に1度の開催 ＝「和牛のオリンピック」 ○出品牛が風評に関係なく正当に能力評価 ○上位入賞によるPR効果は絶大</p> <p>《課題》 ・風評により枝肉の価格差が未だに1割程度ある</p> 	<p>○第12回全国和牛能力共進会負担金 2,530千円 出品参加する際の負担金(会場運営にあたる一部の対策費)</p> <p>○出品対策費 5,315千円 出品牛の輸送費、装備、防疫衛生費、PR対策経費等</p> <p>○大会参加費 4,346千円 出品委員等旅費</p>  <p>出品牛の審査(体型や肉質等)を通して、各道府県の肉用牛の改良状況を全国の肉用牛関係者へアピールできる一大イベント</p>	<p>○「勝忠安福」や「福島牛」の市場評価が高まり、風評払拭、ブランド力が復活。</p> <p>↓</p> <p>本県肉用牛が全国から注目され高値取引となり、農家所得や生産意欲が向上。</p> <p>○出品者が地域担い手の中心、出品牛が地域肉用牛改良の中心となる。</p> <p>↓</p> <p>これらが地域の生産基盤の牽引役として、本県の畜産活性化の起爆剤となる。</p> <p>↓</p> 

194

栽培漁業振興対策事業（一部新規）

1 趣 旨

東日本大震災により本県の種苗生産施設は壊滅的な被害を受け、種苗生産、放流は困難となった。操業拡大に向けて資源造成を図るため、アワビ、ヒラメ及びアユ等について種苗生産及び放流を支援する。

2 事業内容

- (1) 種苗放流支援事業（アワビ・ヒラメ・アユ）
水産資源研究所において本県沿岸へ放流するアワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産を実施する。令和4年度放流予定数はアワビ5万個、ヒラメ100万尾（アユは令和4年度に生産した種苗を令和5年度に放流）
- (2) 種苗放流支援事業（内水面）（新規）
内水面の漁業協同組合が行うアユ等の種苗放流を支援する。
- (3) 県産アユ種苗販路確保事業（新規）
東日本大震災により販路が途絶えた県産アユ種苗の販路を回復する。

3 事業実施主体 (1) 県、(2) 内水面漁業協同組合、(3) 県

4 予算額 300,331千円

5 補助率 (1) ー、(2) 2/3以内、(3) ー

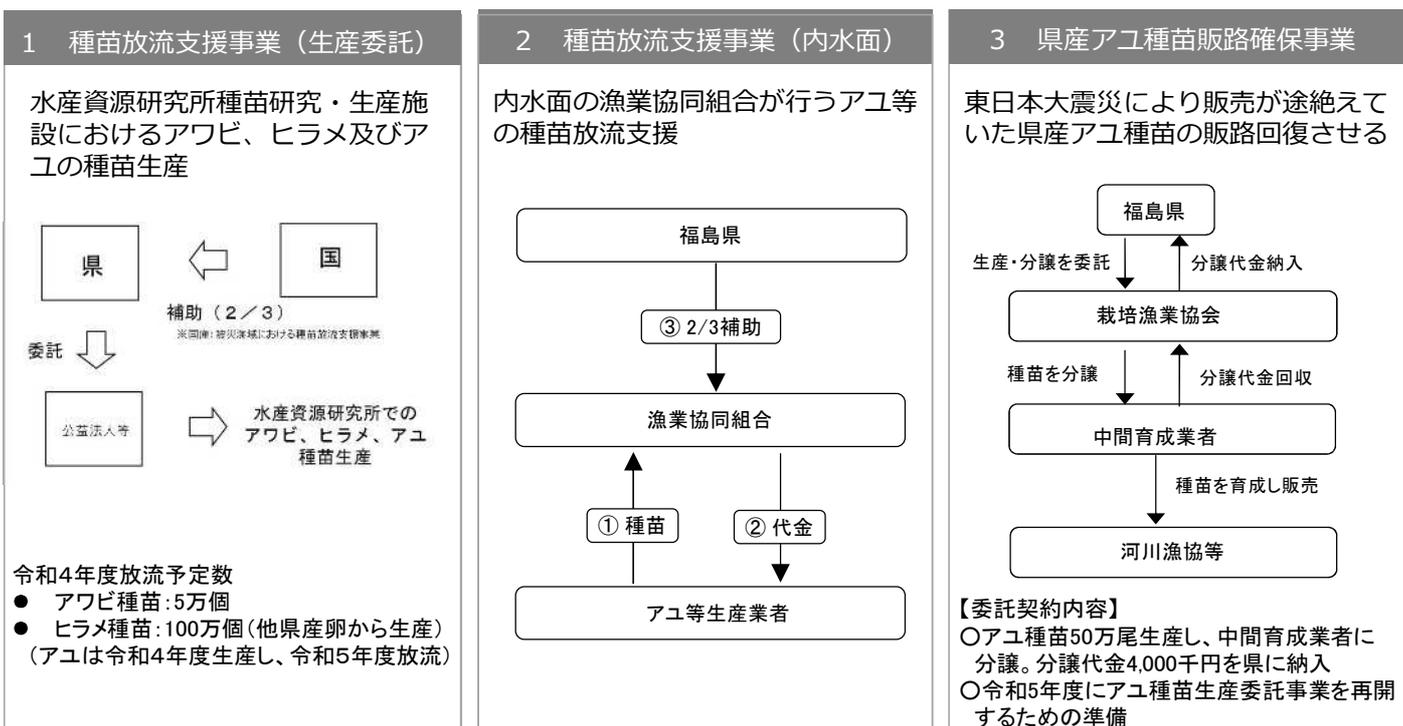
6 事業実施期間 平成30年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

195

栽培漁業振興対策事業

- 東日本大震災により本県の種苗生産施設は壊滅的な被害を受け、種苗生産、放流は困難となった。操業再開に向けて資源造成を図るため、アワビ、ヒラメ及びアユ等について種苗生産及び放流を支援する。



196

さけ資源増殖事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県のさけ増殖組合の多くが被災し、復旧するまでの間、被災を逃れた組合のみでさけ稚魚のふ化・放流に取り組んでおり、さけ稚魚の放流数は震災前と比較して大きく減少していることから、さけ資源の維持を図るため、増殖団体が行う回帰率の高い大型種苗を放流する取組を支援する。

2 事業内容

さけ増殖団体による、稚魚を購入し県内河川に放流する経費に対して助成する。

3 事業実施主体 福島県鮭増殖協会

4 予算額 24,337千円

5 補助率 2/3以内

6 事業実施期間 昭和54年度～令和4年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

197

さけ資源増殖事業

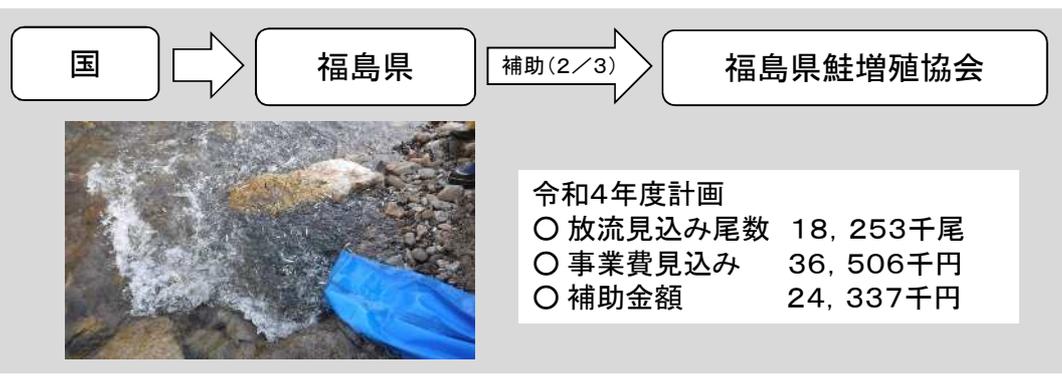
○ 東日本大震災によりさけふ化場が被災し、放流尾数が震災前の水準まで回復していない。さけ資源造成を図るため、回帰率の高い大型種苗の放流を行い増殖事業を継続する団体を支援する。

事業内容

さけ増殖団体が実施する放流取組みを支援

福島県鮭増殖協会が実施する、回帰率が高い大型種苗を購入・放流する取組みを支援

（国庫：被災海域における種苗放流支援事業、補助率：2/3以内）



198

ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業（継続）

1 趣 旨

農林漁業者等の所得向上と地域産業振興を図るため、「第3期ふくしま地域産業6次化戦略」に基づき、地域産業6次化を支える担い手の育成や売れる商品づくり等を支援するとともに、地域産業6次化のビジネスモデルを創出・育成する取組を推進する。

2 事業内容

(1) ふくしま6次化人材育成事業

6次化に意欲のある農林漁業者や市町村・JA等職員を対象に、実践者やコーディネーターを育成するため「ふくしま6次化創業塾」を開講する。

(2) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

6次化に関する農林漁業者等からの相談に応じて専門家派遣、経営改善支援、新商品開発等に係るソフト経費支援などを行う「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置・運営する。

(3) 地域産業6次化ステップアップ強化事業

新商品を自ら生産開始・拡大するために必要な加工機械等の施設整備に補助する。

3 事業実施主体 (1) 及び (2) 県、(3) 農林漁業者等

4 予算額 89,428千円

5 補助率 (3) 1/2以内

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

199

ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業

実績

- 県内4地方に企画推進員（相談員）を配置し、事業者からの相談を総合受付。
- 新商品開発等の支援。

令和3年度

① ふくしま6次化人材育成事業

6次化に取り組む事業者や、事業者を指導、コーディネートする支援者のための研修を行い、地域活性化につながる人材を育成する。
○ふくしま6次化創業塾

② ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

事業者からの相談対応と専門家による助言、新商品開発等の支援、関係機関の連携促進のための総合支援窓口を設置・運営する。

○経営改善支援

・農林漁業者等の経営改善を支援

○相談窓口の設置・運営

・県内4地方（県北・県中・会津・いわき）に企画推進員（相談員）を配置。事業者からの相談、支援を行う。

○新商品開発チャレンジ支援（ソフト、助成金事業）

・新商品開発や改良、販路開拓の取組への助成金事業の実施

○ビジネスモデル推進支援（ソフト、助成金事業）

・地域ぐるみの新たな商品やサービスを生み出すモデル事業の実施

○専門家（インバーター）派遣

・事業者個別の課題解決に向けた専門家（インバーター）の派遣

○マッチング支援（交流会開催）

③ 地域産業6次化ステップアップ強化事業

○売れる6次化商品づくり支援（ハード）

・新商品の生産開始や生産拡大を図るために必要な機械設備の導入支援

課題

①オンライン取引に対応できる事業者を育成する必要がある。

②相談件数が増加し、通販サイトの開設など、専門的な相談が増加している。

③県外へ加工・製造を委託する事業者が多い。

令和4年度

① ふくしま6次化人材育成事業

（強化）

○新しい生活様式の定着に向け、オンライン取引に対応できるカリキュラムの設定（withコロナ）

② ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

（強化）

○専門家の派遣回数の上限を増やすとともに、ITに詳しい専門家を新たに登録する。

③ 地域産業6次化ステップアップ強化事業

（強化）

○加工機械・設備の導入支援により、県内加工・製造を促進（withコロナ）

200

農林水産業情報発信強化事業（新規）

1 趣 旨

農林水産業振興計画に掲げる「もうかる」「誇れる」農林水産業を実現するため、県産農林水産物の価値に見合った適切な評価を得ることを目的に、職員自らが生産までの過程や各種の取組を県内外に対して直接かつ強力に情報発信する。

2 事 業

下記のとおり、生産現場等を最も理解する職員自らが拡散性の高い情報発信等を持続的に行うことで、情報発信体制を確立する。

- (1) 職員を対象とした効果的な情報発信に向けた取材・編集研修会を開催
- (2) YouTube を用いた農林水産業 PR 動画を配信
- (3) SNS を活用した各種情報、生産者取材記事を発信
- (4) 広報誌による各地域のローカル情報を発信
- (5) 市町村等のイベントにおいて PR 動画を発信

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 4, 496 千円

5 補 助 率 ー

6 事業実施期間 令和4年度～令和12年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】

201

みんなてつなぐ誇れる中山間地域等農業推進事業（新規）

1 趣 旨

農業生産の縮小が懸念される農業集落・地域に対し、地域農業の将来ビジョンづくりと、対象地域に密接に関わる関係人口の創出・交流等を通じた地域農業の活性化に資する取組を支援し、持続的に発展する中山間地域等における農業モデルを創出する。

2 事業内容

(1) 中山間地域等農業活力創造推進事業

人・農地プランが未策定等の集落・地域を対象とし、農林事務所が中心となるサポートチームが、集落員の主体的なワークショップなどの話し合いによる人・農地プラン等の作成を始め、関係人口との交流を通じた地域農業の活性化に資する将来ビジョンづくりと地域農業の発展に資する関係人口の創出・交流等の取組を支援する。

(2) 関係人口創出等農業活力創造支援事業

関係人口の創出・拡大の取組を通じ、地域農業の持続的な発展を実現するモデルとなる農業集落等を支援する。

3 事業実施主体 (1)：県、(2)：農業集落等

4 予 算 額 8, 319 千円（うち補助金7, 000千円）

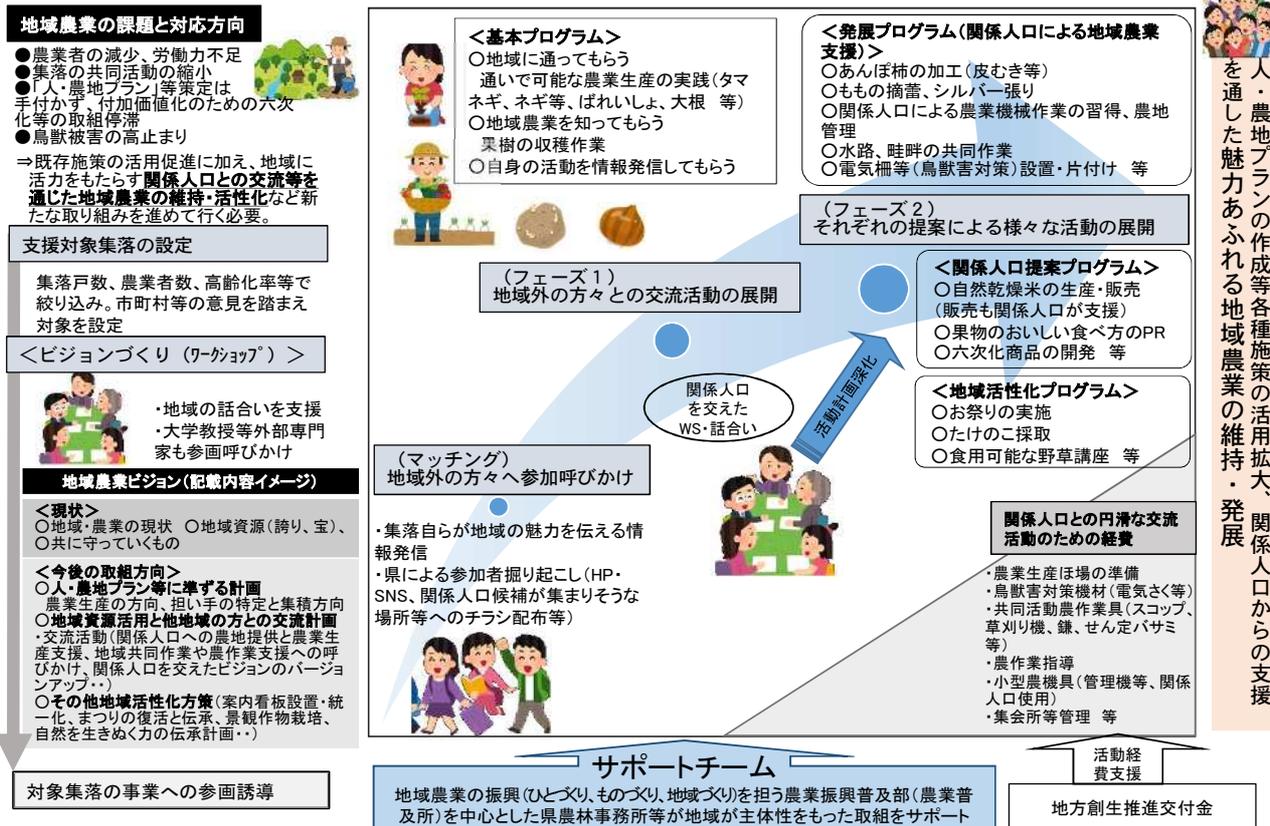
5 補 助 率 (2) 定額

6 事業実施期間 令和4年度～令和6年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

202

《取組・展開イメージ(果樹を中心とした地域の場合)》



人・農地プランの作成等各種施策の活用拡大、関係人口からの支援を通じた魅力あふれる地域農業の維持・発展

鳥獣被害対策強化事業 (一部新規)

1 趣 旨

農作物等被害防止のためには、有害鳥獣の計画的な捕獲対策が必要であることから、市町村等における効果的な鳥獣被害対策及び有害捕獲により実施するイノシシ等捕獲の取組に対して支援を行う。また、地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進や鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村専門職員の広域的な活動を支援し、地域農業の振興と復興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア イノシシ等有害捕獲促進事業

有害捕獲により実施するイノシシやニホンジカ等捕獲の取組に対し、捕獲経費の一部を助成し、捕獲活動の強化と促進による捕獲頭数の増加を図る。

イ 新技術を活用したイノシシ等有害捕獲促進事業

市町村専門職員の配置された市町村協議会等が行う新技術(ドローン)を活用した生息状況調査を支援し、生息場所等の位置を確認し、効率的な捕獲を実施するための場所や手法を検討して、捕獲頭数の更なる増加に繋げる。

ウ イノシシ等有害捕獲促進に係る被害防止施設等整備事業

市町村等に配置された専門職員等が生息環境管理、被害防除、有害捕獲の3つの対策を総合的に取り組む集落における実証に要する経費を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

ア (一部新) 鳥獣被害対策市町村専門職員候補者の確保・育成

野生鳥獣の生態等を学ぶ学生に対して、市町村専門職員現地体験交流等により、専門職員への関心を持ってもらうとともに、県

内外で就職相談会等を開催し、専門職員の候補者の確保・育成することで市町村等における雇用を促進する。

イ (新) 鳥獣被害対策市町村専門職員の広域的な被害拡大防止体制整備
市町村専門職員による広域的な被害拡大を防止するため、近隣市町村と連携しながら地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。

ウ 鳥獣被害対策市町村専門職員育成高度化研修の実施
市町村専門職員の能力向上のため、被害の実態の把握及び地域の実情に応じた有効な対策の検討や対策技術の指導実践を行う研修を実施する。

3 事業実施主体

2の(1)ア、イ、ウ (2)イ 市町村又は協議会等
2の(2)ア、ウ 県

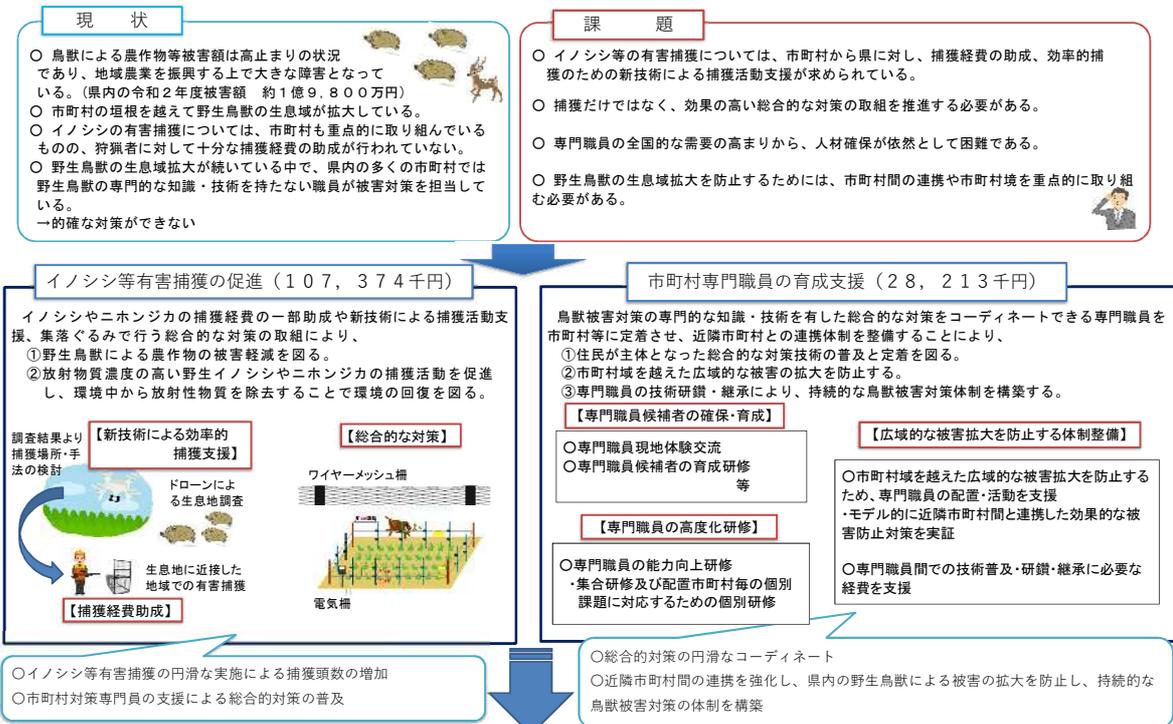
4 予算額 135,587千円

5 補助率 2の(1)ア、イ、ウ(2)イ 定額

6 事業実施期間 平成29年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

鳥獣被害対策強化学業の概要



鳥獣被害を克服する、力強い地域農業の振興

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（継続）

1 趣 旨

農作物等の鳥獣被害防止のため地域の被害防止の取組に対する助言・指導や活動の中心となる人材の育成と地域づくりを行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村等協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 鳥獣被害対策推進事業
 - ア 鳥獣被害対策推進事業
市町村担当者、農林事務所担当者向けの会議の実施や補助事業推進、総合的な対策の普及・拡大を図る。
 - イ CSF 対策捕獲強化推進事業
CSF まん延防止を目的とした野生イノシシの捕獲に必要な防疫措置支援を行う。
- (2) 集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業
 - ア 広域捕獲活動（被害状況調査）
アンケート調査の結果を基に対策が必要な市町村について専門家等による定量的な被害状況調査を行い、鳥獣被害防止対策に係る助言・指導を行う。
 - イ モデル集落实証・普及活動
有害鳥獣による農作物等の被害軽減のため、総合的な対策に取り組むモデル集落を設置・実証するとともに、周辺地域を含めた集落リーダーの育成と実証成果の普及拡大を図る。
- (3) 鳥獣被害対策人材育成強化事業
市町村職員及び市町村鳥獣被害対策協議会員、鳥獣被害対策実施隊員（ハンター等）に対し、専門技術研修（有害捕獲に関する技能・安全研修を含む）を行い、鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材を育成する。
- (4) 鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村の協議会が実施する「生息環境管理」、「侵入防止柵の設置」、「有害捕

207

獲」を3本柱として総合的な鳥獣被害防止対策等を支援する。

- 3 事業実施主体 (1)～(3) 県
(4) 市町村、協議会等
- 4 予算額 407,402千円
- 5 補助率 (4) 定額、1/2以内
- 6 事業実施期間 令和元年度～令和5年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

令和4年度 地域の力で進める！鳥獣被害対策事業

環境保全農業課

現状・課題

- 加害鳥獣や被害作物は多種多様で地域特性に応じた総合的な対策の支援が必要
- イノシシやシカの農作物被害を着実に減らすためには、「捕獲」だけでなく、「被害防除」や「環境管理」を併せて実施することが不可欠
- イノシシやシカの被害が深刻化・広域化し、効率的・効果的な捕獲が不可欠
- イノシシから豚へのCSF感染拡大防止対策が必要

施策の方向

- 地域特性に応じた集落主体の総合的な対策を推進
- 加害鳥獣に対応した侵入防止柵の設置や緩衝帯（棲み分けのための空間）の作出を推進
- 有害捕獲経費を助成し、捕獲活動を支援
- CSF感染拡大防止のため、捕獲や防疫措置の強化

事業方針：集落（住民）主体の基本的な対策の普及・拡大

【鳥獣被害対策の推進】

（鳥獣被害対策推進事業）

- 対策会議の開催
- 各種事業の推進
- CSFの防疫措置



【集落単位の総合的な対策推進】

（集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業）

- 専門家による対策提案
市町村単位で専門家による現地調査に基づく総合的な対策を助言・指導
- モデル集落設置による対策の実証
集落住民による総合的な対策による被害軽減を実証



【人材の育成】

（鳥獣被害対策人材育成強化事業）

- 地域や集落で中心となって取り組む人材を育成し、地域の自助による対策を推進



【市町村等における総合的な対策を支援】（鳥獣被害防止総合対策事業）

<有害捕獲>

- 研修費助成、○捕獲機材の購入
- 捕獲活動の賃金
- 各鳥獣種の生息調査
- 焼却施設や射撃場の整備支援
- 捕獲経費助成 等



<被害防除>

- 追払い（主にサル、クマ）
- 被害調査
- 各獣種に対応する侵入防止柵の設置
- 技術実証経費 等



<環境管理>

- 各鳥獣種に対応する間伐ややぶの刈り払い
- 放任果樹の伐採（主にサルやクマ対象）



209

中山間地域等直接支払事業（継続）

1 趣 旨

中山間地域は平坦部と比べ過疎化や高齢化の進行が顕著であり、担い手の減少や耕作放棄地の増加による多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域において、農業生産条件の不利性を補正し、農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の発揮及び地域の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域などの農業生産条件の不利な農用地において、農地の管理方法や維持活動、役割分担等を取り決めた協定を締結し、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、交付金を交付する。

(2) 県推進事業

市町村担当者会議及び集落代表者を対象とした説明会等を開催するほか、制度の啓発に係る取り組みを実施する。

(3) 市町村推進事業

市町村が制度の推進、確認事務、交付事務等に要する経費に対し、交付金を交付する。

3 事業実施主体 (1) 市町村 (2) 県 (3) 市町村

4 予算額 1,477,314千円

5 補助率 (1) 国1/2～1/3、県1/4～1/3、市町村1/4～1/3 (2) - (3) 定額

6 事業実施期間 平成12年度～令和6年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

多面的機能支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の継続的な発展と多面的機能の健全な発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている。

このため、農業者等が行う地域資源の基礎的な保全活動やその質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 農地維持支払交付金
農業者等による活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面補修等の地域資源の基礎的な保全活動や農業の構造変化に対応した体制の拡充・強化などの共同活動に対し、交付金を交付する。
- (2) 資源向上支払交付金
地域住民を含む組織が行う水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動に対し、交付金を交付する。
- (3) 県推進事業
県が制度の普及、推進、交付事務等を行う。
- (4) 市町村等推進事業
市町村等が制度の推進、確認事務、交付事務等に要する経費に対し、交付金を交付するとともに、流域治水対策としての田んぼガムの取組を推進する。

3 事業実施主体 (1)、(2) 農業者等で構成する活動組織、(3) 県、(4) 市町村、福島県多面的機能支払推進協議会

4 予算額 2,516,147千円

5 補助率 (1)、(2) 国1/2、県1/4、市町村1/4
(3) 一、(4) 定額

6 事業実施期間 平成26年度～令和4年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

211

中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）（継続）

1 趣 旨

中山間地域の特徴を活かした農業の展開や都市農村交流、農村への移住等を促進するとともに、地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、地域をけん引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 市町村推進事業
各市町村が中山間地農業の振興を図るために必要な経費を交付する。
- (2) 県推進事業
中山間地農業の振興を図るため、有識者を招いた中山間地域振興セミナーの開催や関係人口の創出・拡大に向けた交流活動等への支援を行う。

3 事業実施主体 (1) 市町村 (2) 県

4 予算額 27,623千円

5 補助率 (1) 定額 (2) 一

6 事業実施期間 平成30年度～令和4年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

212

遊休農地活用促進総合対策事業（継続）

1 趣 旨

遊休農地の活用を促進するため、市町村や農業者等が行う遊休農地の再生利用を支援するとともに、遊休農地の効果的な利用調整手法について検討を進める。

2 事業内容

- (1) 遊休農地活用推進事業
遊休農地の活用を進めるため、関係団体と連携等を図り、市町村等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。
- (2) 遊休農地等利用調整手法調査・実証事業
遊休農地の発生防止や利活用を現地の実情に応じて効果的に進めるため、遊休農地の効果的な利用調整手法を調査・分析し、その手法を普及する。
- (3) 遊休農地等再生対策支援事業
遊休化した農地の再生利用を図るため、遊休農地の再生作業等に国の事業の活用が見込めない地域において、市町村等が策定する遊休農地の再生計画の実現に向けた取組を支援する。

3 事業実施主体 (1)、(2) 県 (3) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

4 予算額 8,001千円

5 補助率 (1)、(2) - (3) 1/2以内（上限1,000千円）

6 事業実施期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7415】

213

「ふくしまの棚田」活性化事業（継続）

1 趣 旨

棚田を核とした地域振興を図るため、地域振興活動組織の育成やモデル事例づくり・他地域への横展開を行い、棚田の魅力や地域資源としての価値の認識を広めるとともに、棚田地域における地域活動を促進する。

2 事業内容

- (1) 「ふくしまの棚田」活性化推進事業
棚田地域への啓発や地域振興活動組織の育成を図るため、棚田を活用した地域振興活動の実施や指定棚田地域の指定に向けた講習会・研修会開催等を行う。また、会議開催や情報発信等により、県・市町村の活動体制構築及び事業推進を図る。
- (2) 「ふくしまの棚田」活性化モデル育成事業
棚田を核とした地域振興のモデル事例をつくり、他地域へ波及させていくため、指定棚田地域振興協議会等が実施する、棚田を活用した地域活性化のモデルとなる取組（都市農村交流活動等）に要する経費を支援する。

3 事業実施主体 (1) 県 (2) 指定棚田地域振興協議会、市町村、農業者等の組織する団体等

4 予算額 2,900千円

5 補助率 (1) - (2) 定額（1取組団体あたり上限500千円）

6 事業実施期間 令和3年度～令和5年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7415】

214

趣旨

棚田を核とした地域振興を図るため、地域振興活動組織の育成やモデル事例づくり・他地域への横展開を行い、棚田の魅力や地域資源としての価値の認識を広めるとともに、棚田地域における地域活動を促進する。

事業内容

事業実施主体が事業実施計画を策定し、それに基づき行う、棚田を活用した都市農村交流や広報活動等の以下の取組を支援する。

- (1) 調査・研究、地域内合意形成や活動団体設立に向けた活動
 - ・棚田の効果的な保全手法やPR手法、交流活動等に係る調査、研究
 - ・先進地調査、地域内の意識等調査
 - ・棚田等の勾配測定（実測、図測）
 - ・研修会やセミナー等への参加、座談会の開催等
- (2) 農作業体験、交流活動
 - ・都市住民等との農村交流活動の実施
 - ・棚田を活用した体験学習・イベント等の実施
- (3) 棚田等で生産した農産物のブランド化、6次化
 - ・商品パッケージデザイン制作、パッケージ試作
 - ・新商品開発、試験販売
- (4) 棚田に関連した広報活動
 - ・チラシ作成・配布、HP制作、販売促進活動、イベント出展・開催等
 - ・棚田の案内板等の設置
- (5) 棚田の維持・保全に向けた体制づくりのための活動
 - ・棚田オーナー制度やクラウドファンディングの試行等



対象地域

中山間ふるさと水と土保全基金が活用できる県内の市町村（具体的には、国見町、鏡石町を除く県内市町村）

事業実施主体

指定棚田地域振興協議会、市町村、NPO法人、農業者等の組織する団体・法人

補助率

定額（上限50万円以内）

補助要件

- (1) 棚田（※）を活用した取組であること。
 ※棚田の要件：一団の棚田として同一の組織等により周辺の棚田と一体的に管理されており、それら一団の棚田のうち勾配1/20以上の傾斜地にある棚田の合計面積が、昭和25年2月1日時点の市町村(旧旧市町村)の区域内に合計1ha以上あること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施年度の翌年度から起算して2年間、棚田を活用した地域振興活動の取組を継続して実施する意志を有していること。

事業の流れ



防災ダム事業 他（継続）

1 趣 旨

近年、頻発化・激甚化する水災害への対策は急務であり、「防災・減災・国土強靱化5か年加速化対策」に基づき、農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を推進します。

2 事業内容

- (1) 防災ダム事業
 ダムの洪水調節機能を適正に発揮させるため、排砂工やダム管理設備等の改修を行い、河川の洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止する。
- (2) 農業用河川工作物応急対策事業
 頭首工や水門等の農業用河川工作物について、整備・補強、撤去を行い、洪水等による被害を未然に防止する。
- (3) 湛水防除事業
 地盤沈下等の立地条件の変化により、自然排水が不能になるなど、排水条件が悪化し農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、排水機場の整備を行い、湛水被害を未然に防止する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 1,177,058千円

令和4年度	当初	189,008千円
令和3年度	第15号補正	988,050千円

5 補 助 率 国55%、県39%

6 事業実施期間 平成23年度～令和8年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7443】

防災ダム事業 他（継続）

令和4年度当初予算 189,008千円

I 事業内容

近年、頻発化・激甚化する水災害への対策は急務であり、「防災・減災・国土強靱化5か年加速化対策」に基づき、農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を推進します。
【鶴沼川防災ダム（会津美里町） 他7地区】

II 令和4年度の実施内容

防災ダム事業

ダムの貯留機能の回復及び管理設備の更新等を行うため、排砂工やダム管理設備等の工事を行う。

農業用河川工作物応急対策事業

頭首工や水門等の農業用河川工作物の整備・補強、撤去工事を行う。

湛水防除事業

湛水被害の未然防止のため、排水機場の改修工事を行う。

III 事業のイメージ



龍生地区（天栄村）



土砂運搬状況



栗村堰地区（会津坂下町 会津美里町）



五十沢地区（伊達市）



排水機場内部

地すべり対策事業 他（継続）

1 趣 旨

地すべり等防止法に基づき、本県の農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域（41区域、A=1, 876.67ha）において地すべりを防止し、農地・農業用施設並びに民家や公共施設等の被害を除去または軽減する。

2 事業内容

- (1) 地すべり対策事業
地すべり活動の防止、または原因を除去するための工事として、集水井工や排水路工等を行う。
- (2) 地すべり防止区域維持管理事業
地すべり防止区域を適正に管理するため、集水井などの既存の地すべり防止施設の機能回復・維持等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額	250,236千円	
	（ 令和4年度 当初	224,616千円
	令和3年度 第15号補正	25,620千円

5 補 助 率 (1) 国50%、県50% (2) -

6 事業実施期間 令和4年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7418】

地すべり対策事業 他（継続）

令和4年度当初予算 224,616千円

I 事業内容

「地すべり等防止法」に基づき、地すべりから農地・農業用施設を守るとともに、人家の破壊や埋没等から人命の危険を除去し、民生の安定に重要な役割を果たします。また、地すべり防止区域（41区域、A=1,876.67ha）の施設について、近年、施設の老朽化や、温暖化の進行等で災害発生リスクが高まっていることから、災害を未然に防止するため、施設の補修や維持を実施します。
 【揚津Ⅱ期地区（喜多方市） 他】

II 令和4年度の実施内容

地すべり対策事業

地すべり活動の防止、または原因を除去するために、集水井や排水路等の整備を行う。

県管理施設維持管理事業

地すべり防止区域を適正に管理するため、集水井などの地すべり防止施設の機能回復・維持等を行う。

揚津地区(喜多方市)の地すべり被害



平成30年4月下旬に発生した融雪による大規模地すべり災害
 左)平成30年5月1日撮影 右)平成30年6月3日撮影

III 事業のイメージ



集水井設置 揚津地区（喜多方市）



洗浄の様子

集水井内の集水ホースリング削孔の様子

海岸保全施設整備事業（継続）

1 趣 旨

農地保全に係る海岸区域において、「海岸法」に基づき、津波・高潮・波浪等による災害を未然に防止するとともに、侵食被害からの防護を実施し、国土の保全を図る。

2 事業内容

(1) 侵食対策

海岸侵食による被害が発生する恐れが大きい地域において、堤防・護岸・離岸堤等の新設または改良を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 906,401千円

5 補助率 国50%、県50%

海岸保全施設整備事業（継続）

令和4年度当初予算 906,401千円

I 事業内容

波浪等による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行います。
 【棚塩海岸（南相馬市、浪江町）】

II 令和4年度の実施内容

侵食対策

高潮や波浪等の影響により侵食から国土の保全と民生の安定に資するため、消波堤工を実施する。



3～5m/年の侵食の影響
 左)平成27年撮影 右)令和元年撮影

III 事業のイメージ



整備後 棚塩海岸（浪江町）

ため池等整備事業 他（継続）

1 趣 旨

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の改修等を実施する。

2 事業内容

- (1) ため池等整備事業
 防災重点農業用ため池の改修・補強を行う。
- (2) ため池維持管理事業
 農業用水の需要が消失した、ため池の廃止工事を行うとともに、ため池サポートセンターを通じてため池管理者に対して点検等の支援を行う。

3 事業実施主体 (1) 県 (2) 市町村等

4 予 算 額	315,216千円	
	（令和4年度 当初予算	283,716千円）
	（令和3年度 第15号補正	31,500千円）

- ### 5 補助率
- (1) 一般地域：国50%、県34%
 中山間地域：国55%、県34%
 - (2) 定額（10/10）

6 事業実施期間 令和元年度～令和6年度

ため池等整備事業 他（継続）

令和4年度当初予算 283,716千円

I 事業内容

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池工事特措法」と言う。）に基づき、耐震性や豪雨耐性の向上を図る必要がある防災重点農業用ため池について、決壊による水害から県民の生命及び財産を保護するほか、農地及び農業施設等の被害を未然に防止するため、ため池の整備及び廃止工事を実施します。

【大蓬地区（会津美里町） 他7地区】

II 令和4年度の実施内容

ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池を改修、補強する工事を行う。

ため池維持管理事業

ため池の廃止

農業用水の需要を消失したため池の廃止工事を行う。

ため池サポートセンターの運営

ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。

ため池工事特措法に基づく防災工事の推進

防災工事の推進 ※前期：R3～R7、後期：R8～R12

■劣化状況評価等の結果と防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施

○対象ため池数：**121か所**

・前期に着手するため池：**35か所**

・後期に着手するため池：**86か所**

廃止工事の推進

■防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施

・前期に廃止するため池：**22か所**

・後期に廃止するため池：**0か所**

III 事業のイメージ



決壊を未然に防止



ため池の廃止



堤体を開削

ため池廃止の施工例

湊地区（会津若松市）



滝池地区（本宮市）

令和元年東日本台風で決壊したため池（玉川村）

頻発化・激甚化する災害に備えるため、ため池の整備・廃止を実施。

防災重点農業用ため池評価事業 他（継続）

1 趣 旨

県内の多くの農業用ため池は築造後長期間にわたって使用されており、経年的な劣化の進行や地震・洪水による損傷により堤体等が機能低下し、地震・豪雨時ため池が決壊する恐れがあることから、ため池の健全性を評価する。また、ため池のハザードマップ作成を行い、農村地域の防災・減災対策を進める。

2 事業内容

(1) ため池評価事業

防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施する。

(2) ハザードマップ作成

ため池が決壊した場合に備え、浸水区域や避難経路等を明示したハザードマップを作成する。

3 事業実施主体

(1) 県、市町村 (2) 市町村

4 予算額

606,006千円

令和4年度 当初	467,006千円
令和3年度 第15号補正	139,000千円

5 補助率

(1) (2) 定額(国100%)

6 事業実施期間

平成25年度～令和12年度

防災重点農業用ため池評価事業 他（継続）

令和4年度当初予算 467,006千円

I 事業内容

本県では「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池工事特措法」と言う。）に基づき、令和3年3月に防災工事等推進計画を策定し、劣化状況・豪雨耐性・地震耐性に係る調査を令和7年度までに完了させることとしています。また、令和元年東日本台風等の教訓を踏まえ、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ハザードマップの作成により地域住民の安全確保及び防災減災意識の向上を図ります。

II 令和4年度の実施内容

防災重点農業用ため池評価事業

防災工事の必要性の判断や早期のソフト対策に資するため、防災重点農業用ため池の劣化状況・豪雨耐性・地震耐性の調査を実施し、決壊の危険性について評価を行うもの。

震災対策農業水利施設整備事業

令和3年度に新たに指定した防災重点農業用ため池のハザードマップを作成するもの。（令和2年度までに指定した1,414箇所の防災重点農業用ため池については、令和3年度までに作成済み）

ため池工事特措法に基づく評価事業の推進

劣化状況評価

- 対象ため池数：1,359か所（既に調査が完了または廃止等のため池を除く）
- 令和7年度までに劣化状況調査を完了させる
- 調査の結果、防災工事が不要と判断されたため池においても、状況により経過観察を実施

地震・豪雨耐性評価

- 対象ため池数：1,359か所（既に調査が完了または廃止等のため池を除く）
- 令和7年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させる
- 特に優先的に実施すべき要件
 - ①洪水吐が無い又は断面が不足
 - ②浸水想定区域に国道、県道、鉄道等、人家(DID地区)を含む
 - ③市町村長が特に必要と認める

III 事業のイメージ



茶屋沼ため池
(福島市)
ハザードマップ

各市町村のHPや窓口でハザードマップを確認することができる。



劣化状況評価



地震耐性評価



豪雨耐性評価

225

森林とのきずな事業（継続）

1 趣 旨

ふくしまの森林について再び関心を持ってもらうことで、森林づくりの意識の醸成に資するため、本県の森林や林業に関する情報の発信と森林認証の普及推進、及び青年を対象とした森林に関する自己学習活動の支援を行う。

2 事業内容

- (1) 森林環境情報の収集と発信
森林環境に関する情報を収集するとともに、森林の現状や県産材利活用、及び県民参画による森林づくりの情報を発信する。
- (2) 森林認証の普及推進
環境・経済・社会貢献の3つの面から適切な森林経営が行われている森林を国際的ルールで認証する森林認証制度を普及し、森林環境の適正な保全や、持続可能な社会づくりを進めるため、制度普及に係るPR活動への支援、認証取得費用を助成する。
- (3) 若者の森林自己学習支援事業
新たに社会の担い手となる青年の森林づくりへの関心を深めるため、県内大学生等による森林づくりなど自己学習活動を支援。

3 事業実施主体

- (1) 県
- (2) 県内に所在する森林所有者及び管理者、木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者等
- (3) 県内の大学等において森林づくりワークショップなどの学習活動をする大学生等

4 予算額

12,978千円

5 補助率

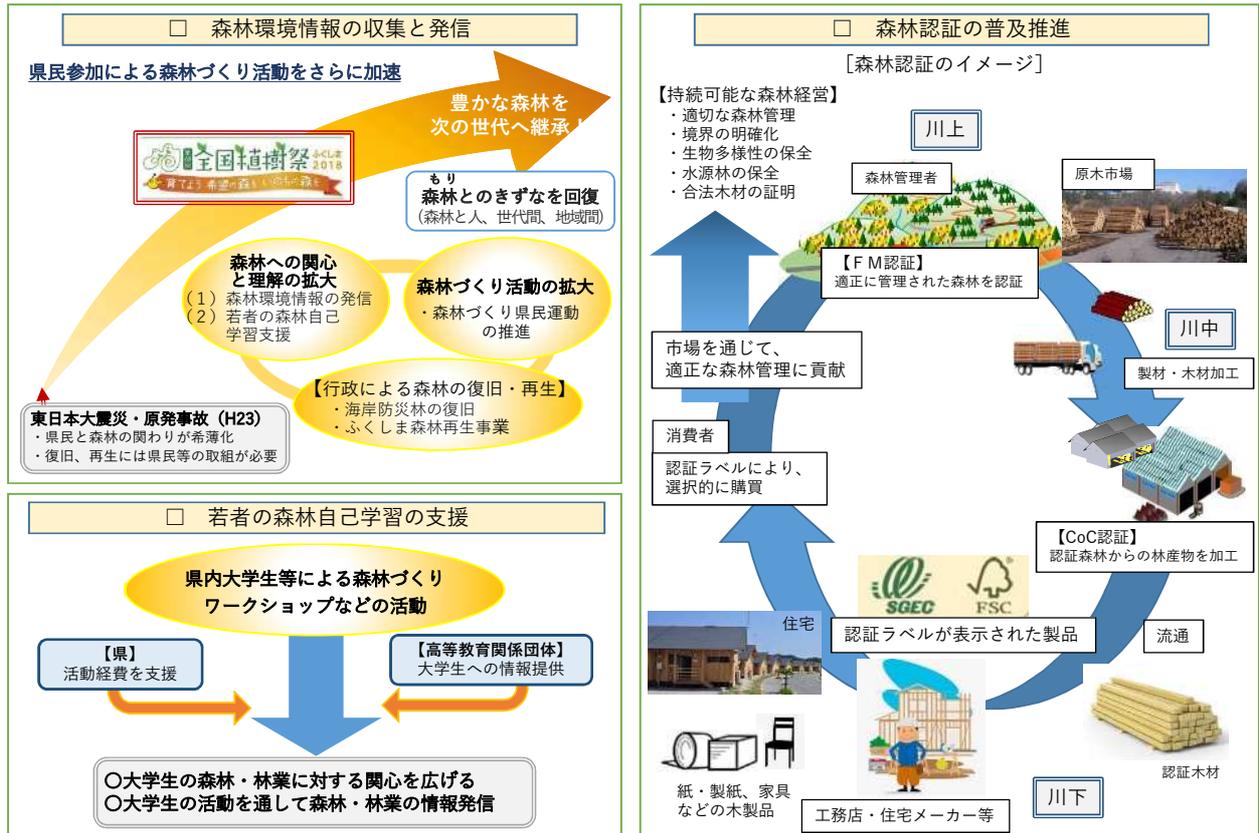
- (1) -
- (2) 1/2以内
- (3) 定額

6 事業実施期間

平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

森林とのきずな事業（継続）



227

森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）

1 趣 旨

県の7割を占める広大な森林を適正に管理するため、ふくしま森林クラウドシステムと福島県森林GISの保守・運用を行う。また、森林の情報を県民を始めとする多くの人々に向け継続して発信するため、ふくしま森まっぶの運用を行う。

2 事業内容

(1) 森林情報（クラウド）活用推進事業

県内の森林における地図や森林資源等の情報を一元管理し、市町村や林業関係者との情報共有や連携強化を図るふくしま森林クラウドシステムの他、図面の高度編集や世代管理を行うスタンドアロン型森林GIS及び一般県民向け森林情報地図サイト「ふくしま森まっぶ」の保守・運用を行う。

3 事業実施主体

県

4 予算額

11,996千円

5 補助率

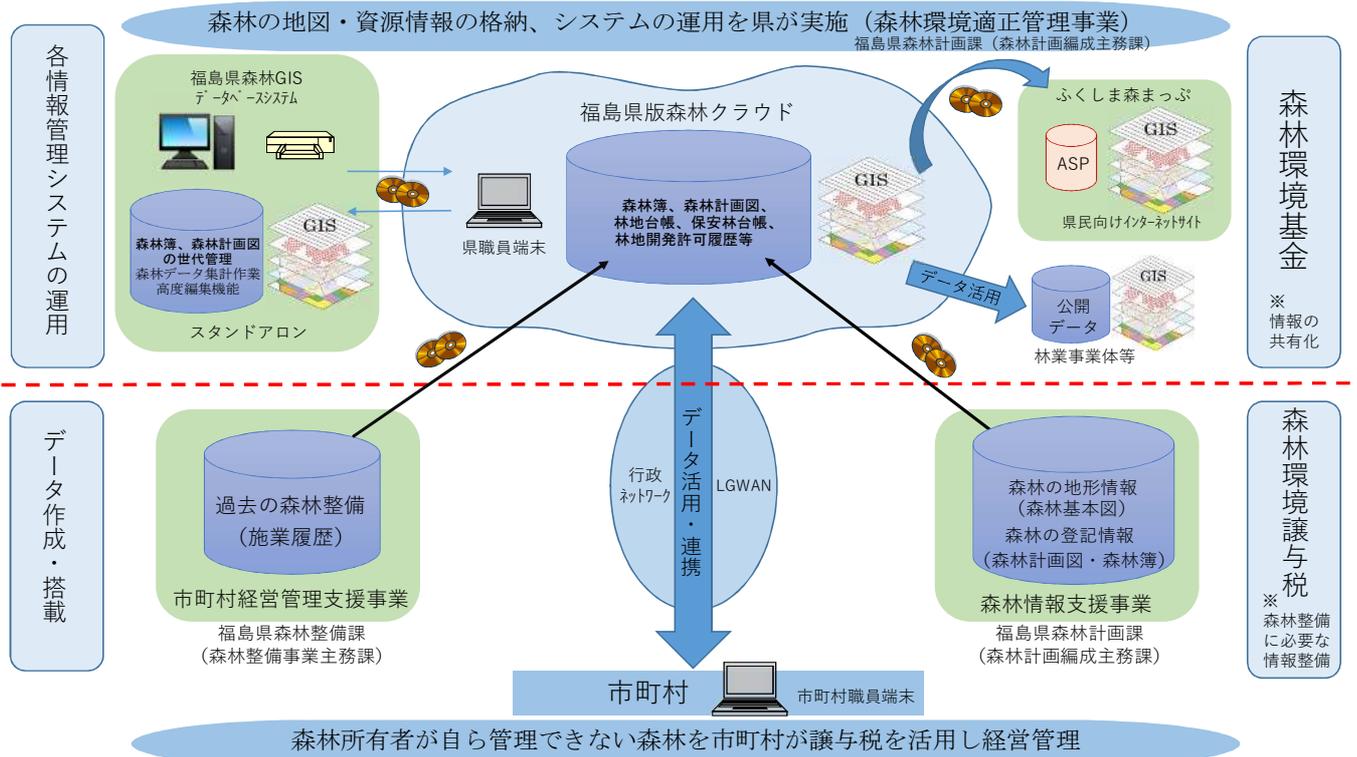
—

6 事業実施期間

平成18年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7423】

森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）（継続）



229

治山事業（海岸防災林造成事業）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保（回復）するため、多重防御の一環として海岸防災林造成事業を実施する。

2 事業内容

(1) 海岸防災林造成

東日本大震災の津波被害を踏まえ、保安林の津波防災機能を強化することとし、林帯幅について、市町の復興整備計画に基づき概ね200mに拡大するとともに、盛土により地下水位から3m程度の植生基盤を確保し、クロマツ等の植栽により「粘り強い海岸防災林」を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,293,680千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成23年度～令和5年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

230

治山事業(海岸防災林造成事業)(継続)

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保するため、多重防御の一環として海岸防災林を造成します

◇ 大津波による被害前後の状況 (南相馬市鹿島地区)

(被害前)

(被害後)

(整備後)

≪全体計画≫

地区数: 9地区 (3市4町)

面積: 620ha

事業費: 753億円

期間: H23~R5

海岸防災林の復旧方法 (林帯幅約200m 地下水位から3m程度の盛土 クロマツ等植栽)

■ 大津波の被害を軽減した状況

漂流物を捕捉

大津波から背後地の住宅や農地を保全

治山事業(一般治山事業)(継続)

1 趣 旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

2 事業内容

(1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(2) 流域保全総合治山等

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。

3 事業実施主体 県

4 予算額 623,813千円
 [令和4年度当初 474,188千円]
 [令和3年度2月補正 149,625千円]

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成27年度～令和12年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業(一般治山事業)(継続)

■ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します。

■ 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(福島市)



山腹崩壊地(白河市)



山腹工施工後(福島市)



山腹工施工後(白河市)



治山ダム施工地(伊達市)

■ 流域保全総合治山等

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況